

富山市の都市計画

令和 7 年度

富山市活力都市創造部

富山市の都市計画（概要）

令和7年3月31日現在

項 目		数 値		備 考
人 口		402,337		人 住民基本台帳（R2国調413,938人）
D I D 人 口		246,850		人 R2国調
市 街 化 区 域 内 人 口		283,908		人 R2国調
行 政 区 域 面 積		124,170		ha 参考_国土地理院（一部境界未定があるため参考値）
都 市 計 画 区 域		36,036		ha
D I D 面 積		6,196		ha R2国調
市 街 化 区 域 面 積		7,363.9		ha
市 街 化 調 整 区 域 面 積		15,665.1		ha
用途地域 (13用途)	第一種低層住居専用地域	1,308.7		ha 比率15.4%
	第二種低層住居専用地域	—		—
	第一種中高層住居専用地域	1,517.5		ha 17.8%
	第二種中高層住居専用地域	576.0		ha 6.8%
	第一種住居地域	1,884.8		ha 22.2%
	第二種住居地域	14.2		ha 0.2%
	準住居地域	28.2		ha 0.3%
	田園住居地域	—		—
	近隣商業地域	373.8		ha 4.4%
	商業地域	369.7		ha 4.3%
	準工業地域	1,207.2		ha 14.2%
	工業地域	663.9		ha 7.8%
工業専用地域	562.2		ha 6.6%	
合 計	8,506.2		ha 100.0%	
高度地区	第一種高度地区	約 3,234		ha 絶対高さ20m
	第二種高度地区	約 937		ha 絶対高さ25m
	第三種高度地区	約 138		ha 絶対高さ31m
	合 計	約 4,309		ha
高 度 利 用 地 区	18ヶ所 11.7		ha 総曲輪・富山駅前地区・富山駅北など	
駐 車 場 整 備 地 区	1ヶ所 291.0		ha 中心部の商業地域（H9.12.9）	
防 火 地 域	2ヶ所 27.1		ha 富山駅周辺地区（H29.12.7）	
準 防 火 地 域	1ヶ所 585.8		ha 富山駅周辺地区（H29.12.7）	
風 致 地 域	2ヶ所 294.0		ha 富山城址14ha, 呉羽山280ha（S25.7.25）	
特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	約 1,207.2		ha 準工業地域において指定	
地区計画	市 街 化 区 域	24ヶ所 336.0		ha
	市 街 化 調 整 区 域	15ヶ所 71.9		ha
	合 計	37ヶ所 407.9		ha
都市計画道路の 整備状況	計 画 決 定	130路線 308,915		m
	改 良 済	261,535		m
	概 成 済	17,826		m
	整 備 率	90.4		% 整備率=(改良延長+概成延長)/決定延長
電線類地中化の 整備状況	道 路 延 長	25,901		m 国道：改良 8,770m 県道：改良 5,424m 市道：改良 11,707m
	整 備 延 長	44,753		m 国道：改良 17,540m 県道：改良 10,686m 市道：改良 16,527m
都市公園の 整備状況	計 画 決 定	177ヶ所 812.5		ha 都市計画公園・緑地
	開 設 済 公 園	168ヶ所 480.7		ha 都市計画公園のうち供用済
	市民一人当りの公園緑地面積	14.99		m ² /人 開設済都市公園面積/人口
下水道の 整備状況	計 画 処 理 面 積	11,392.69		ha 認可面積 11,073.71ha
	処 理 区 域 面 積	9,929.80		ha 告示供用開始面積
	普 及 率（人口割合）	93.6		%
区画整理の 整備状況	施 行 済・面 積	91ヶ所 2,147.3		ha 市街化区域：68ヶ所 1,911.5ha 市街化調整区域：17ヶ所 178.2ha 非線引き都計区域用途地域指定：6ヶ所 57.6ha
	施 行 中・面 積	1ヶ所 10.4		ha 市街化区域：1ヶ所 10.4ha
駅前広場の 整備状況	名 称	計画面積	供用面積	最終決定年月日
	富山駅（南口）	12,000 m ²	12,000 m ²	H24.5.31
	富山駅（北口）	10,100 m ²	10,100 m ²	H21.1.20
	富山駅（西口）	5,000 m ²	5,000 m ²	H17.4.27
	奥田中学校前	710 m ²	710 m ²	H16.12.22
	笹津駅	4,800 m ²	4,800 m ²	H28.11.30
	上滝駅	1,586 m ²	1,586 m ²	H29.12.25
	越中八尾駅	2,000 m ²	2,000 m ²	H28.11.30
合 計	36,196 m ²	36,196 m ²		

目 次

I	富山市の概況	
1.	沿革 ・ 位置	1
2.	地勢 ・ 気象	4
3.	人口	5
II	都市計画の概要	
1.	都市計画の目的	6
2.	都市計画の内容	6
3.	都市計画決定の手続き	8
4.	都市計画区域	9
III	土地利用について	
1.	区域区分	11
2.	地域地区	13
(1)	用途地域	13
(2)	特別用途地区	30
(3)	高度地区	30
(4)	高度利用地区	31
(5)	防火・準防火地域	32
(6)	風致地区	32
(7)	駐車場整備地区	32
(8)	臨港地区	33
3.	促進区域	33
(1)	市街地再開発促進区域	33
IV	都市計画施設について	
1.	交通施設	34
(1)	道路	34
	駅前広場	57
(2)	都市高速鉄道	58
(3)	駐車場	59
(4)	その他の交通施設	59
	通路	59
	軌道	60
2.	公共空地	61
(1)	公園・緑地・墓園	61
3.	処理施設	69
(1)	下水道	69
(2)	汚物処理場	78

(3) ごみ焼却場	78
4. 水路	78
(1) 運河	78
5. その他の都市施設	78
(1) 卸売市場	78
(2) 火葬場	78
(3) 一団地の官公庁施設	78
(4) 防火水槽	78
V 市街地開発事業について	
1. 土地区画整理事業	79
2. 市街地再開発事業	84
VI 地区計画について	
1. 地区計画	85
VII その他	
1. 電線類地中化整備事業	87
2. 開発行為	89
3. 屋外広告物	91
4. 大規模建築行為等	91
5. 景観計画区域内行為等届出	92
VIII 参考資料	
1. 都市計画の決定権者	93
2. 富山市都市計画審議会条例	96
3. 富山市地区計画等の案の作成手続に関する条例	98
4. 富山市屋外広告物条例	99
5. 富山市景観まちづくり条例	127

I 富山市の概況

I 富山市の概況

1. 沿革・位置

富山市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水市及び砺波広域圏に接し、北は日本海の富山湾に面している。

市域は、東西約60.6km、南北約44kmで、面積は1,241.70km²と県内最大となり、富山県の約3割を占める。

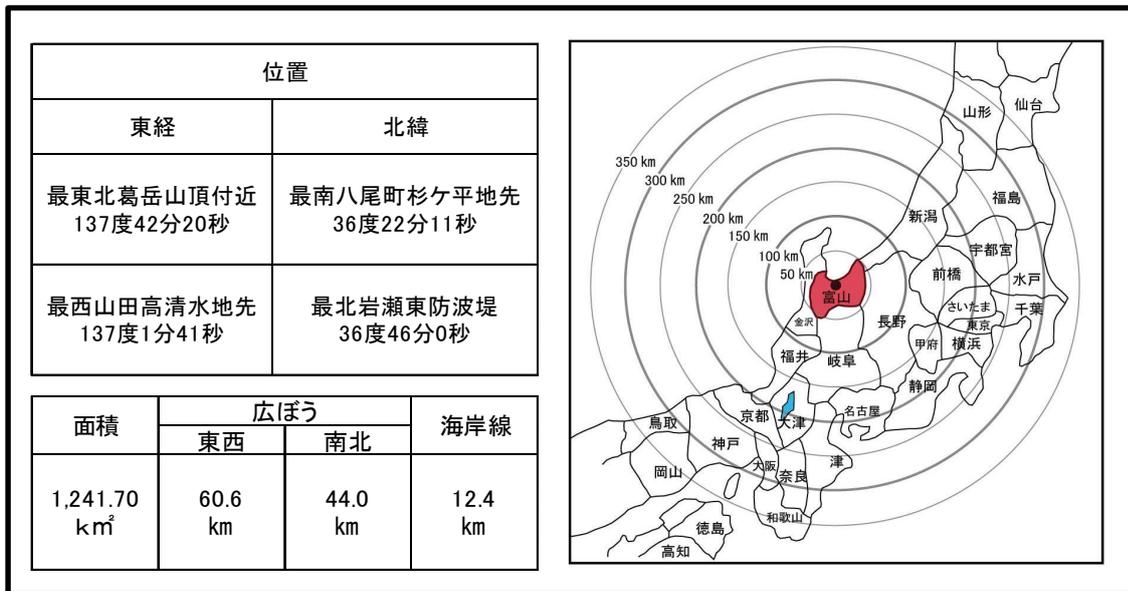
東南部には、急峻な山岳があり、西部には飛騨高原の丘陵性山地に連なる呉羽丘陵が横たわっている。これらの山々を源として、常願寺川、神通川等が中山間地域を通り、北に向かって扇状に沖積平野を展開しており、富山湾へ注いでいる。

交通面では、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道線、北陸自動車道、国道8号が東西幹線として、またJR高山本線、国道41号が南北幹線として整備されており、広域交通の結節点となっているほか、富山港、富山空港も所在し、陸、海、空の交通の要衝地となっている。



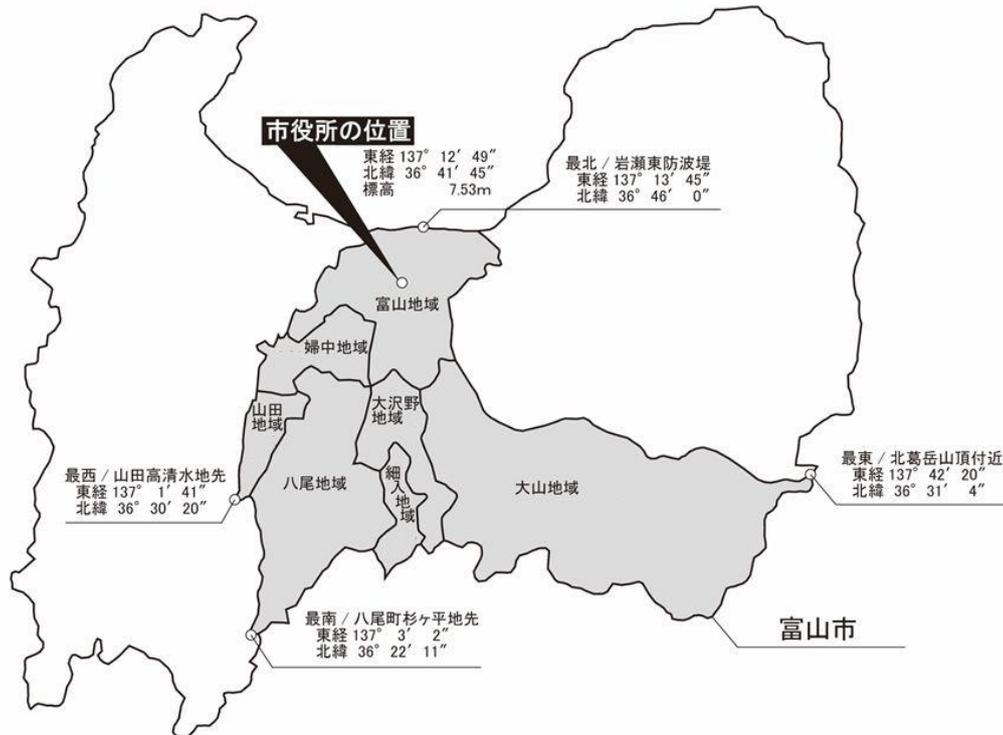
(R7.3.31現在)

■ 富山市の位置と広さ



市役所位置 1等水準点 828-1 標高 7.53m
 北 36° 41' 45" 東 137° 12' 49"

■ 市域図

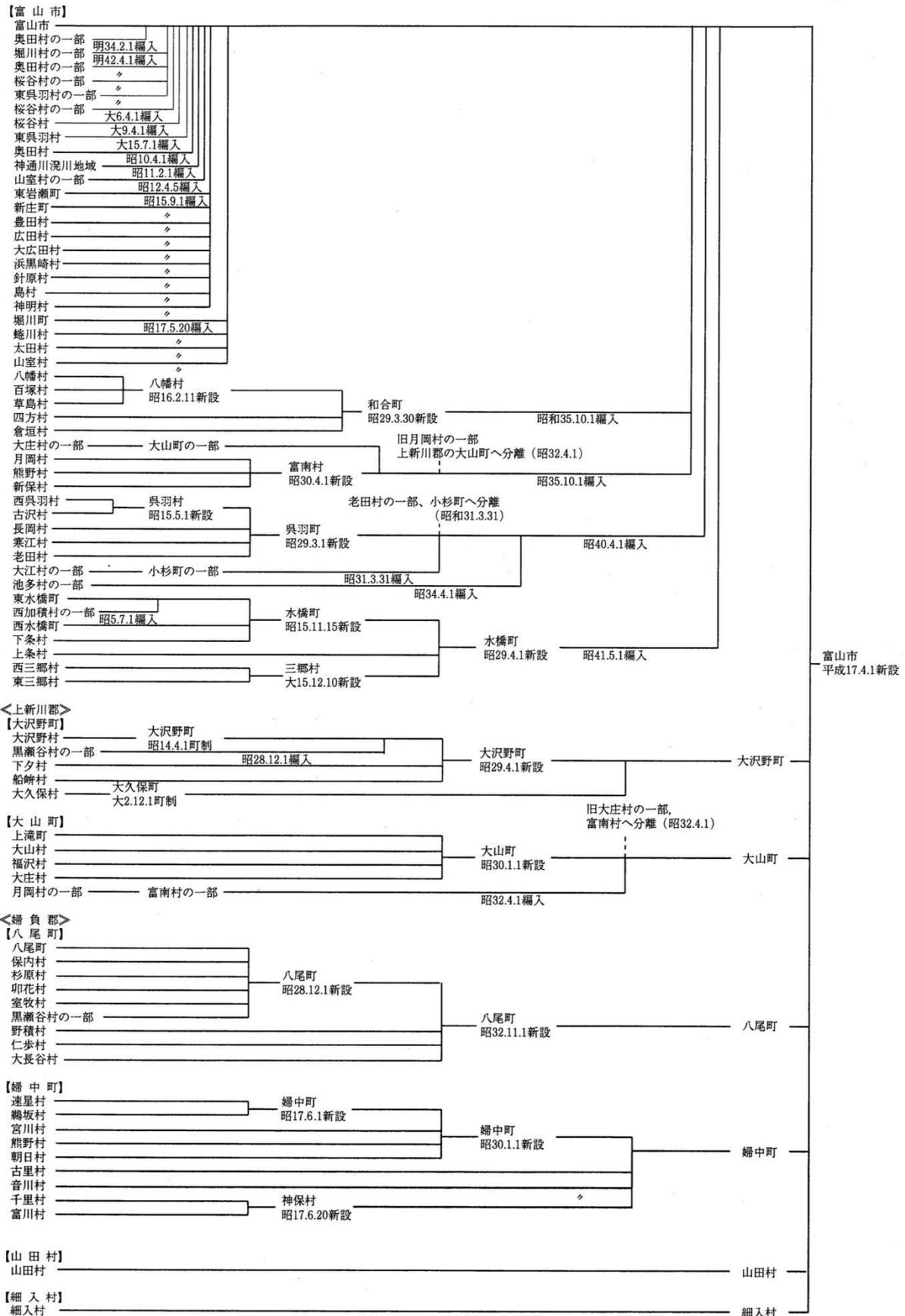


■ 市域の推移

(単位: km²)

合併年月日	合併地域	面積	累計
平成17年4月1日	富山市、上新川郡の大沢野町、大山町、 婦負郡の婦中町、八尾町、山田村、細入村の 7市町村が新設合併	1241.70	1241.70

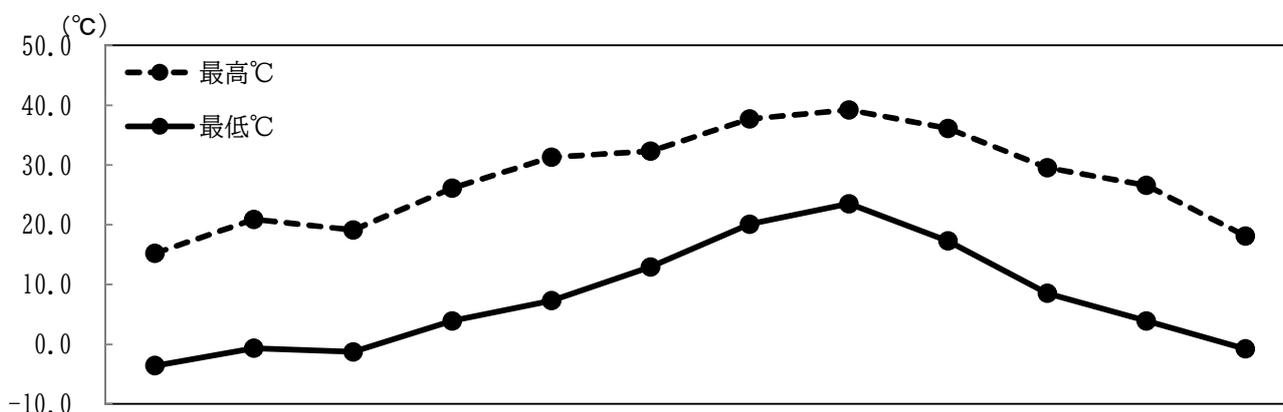
■ 旧市町村の合併の歴史



2. 地勢・気象

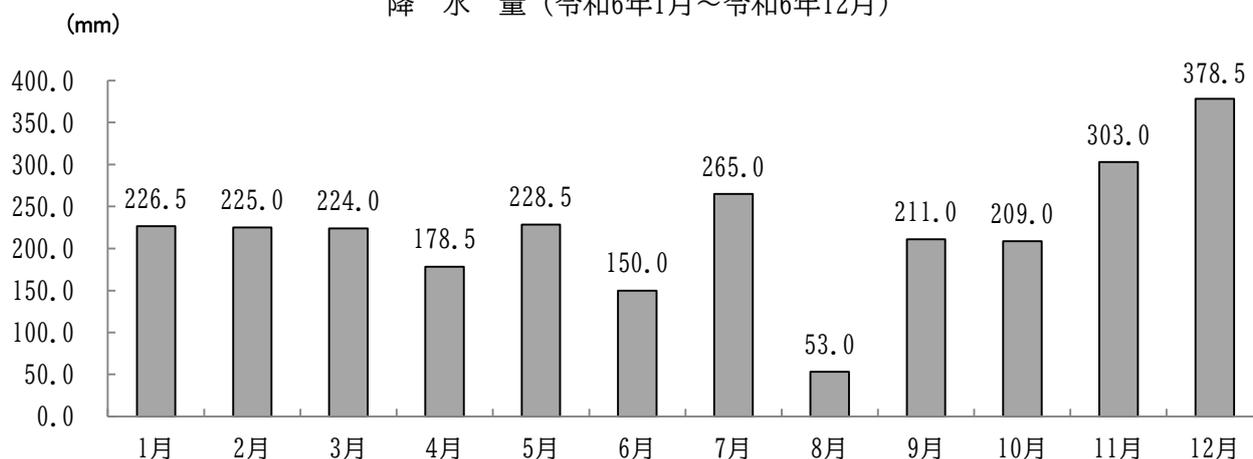
富山市は、関東、関西及び中京圏からほぼ等距離にあり、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道線が東西に走り、JR高山本線が中京圏と結んでいる。これと平行して国道8号、41号が貫通し、北陸自動車道が開通している。富山平野は主に常願寺川、神通川により堆積された沖積層により形成されており洪積層との境界は明らかでなく、基盤まで60～70mと堆積される。この基盤までを埋める砂レキ層が両河川の地下水を涵養して豊富な帯水層を形成している。また気象は、いわゆる日本海側の気候に属している。冬期には西高東低の気圧配置が多くなり北西の季節風が吹き、みぞれや雪が降り、日照時間が少ない。春の雪どけ時期はしばしば日本海に低気圧が発生し、南西の風は山脈をこえてフェーン現象をおこして気温が高くなる。また年間の降水量は平年2,000mmを超える。

気 温 (令和6年1月～令和6年12月)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高°C	15.2	20.9	19.1	26.1	31.3	32.3	37.7	39.2	36.1	29.5	26.6	18.1
平均°C	4.2	5.6	6.9	14.3	17.9	23.2	27.8	28.6	26.2	19.3	12.1	5.2
最低°C	-3.6	-0.7	-1.3	3.9	7.3	12.9	20.1	23.5	17.3	8.5	3.9	-0.8

降 水 量 (令和6年1月～令和6年12月)



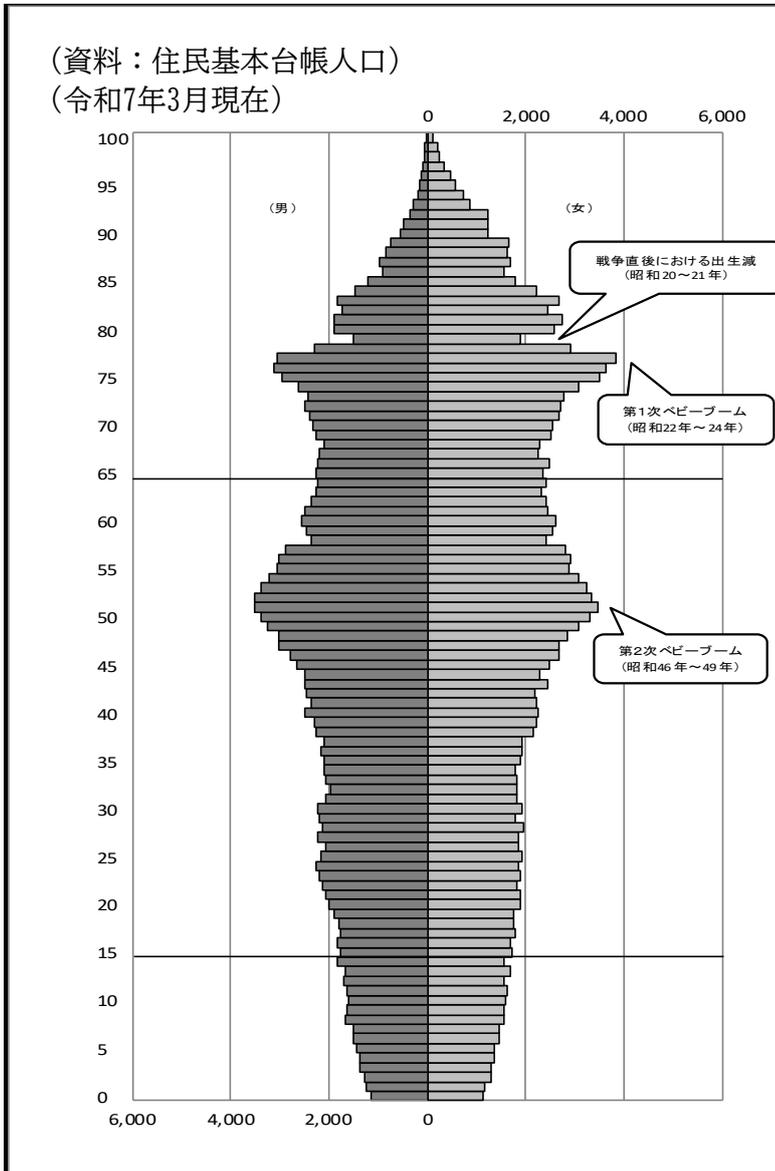
資料：気象庁ホームページ気象観測データ（観測所：富山）

3. 人口

富山市は、平成17年4月1日に旧「富山市」、旧「上新川郡大沢野町、大山町」、旧「婦負郡八尾町、婦中町、山田村、細入村」の7市町村の新設合併により誕生したものである。

人口は、令和2年国勢調査では413,938人、世帯数は171,917世帯である。

■ 人口ピラミッド



■ 人口と世帯数 (参考)

	人口(人)	世帯数(世帯)
富山市	413,938	171,917
富山地域	321,666	138,691
大沢野地域	21,000	7,683
大山地域	9,321	3,416
八尾地域	18,673	6,591
婦中地域	40,803	14,709
山田地域	1,297	400
細入地域	1,178	427

(令和2年国勢調査)

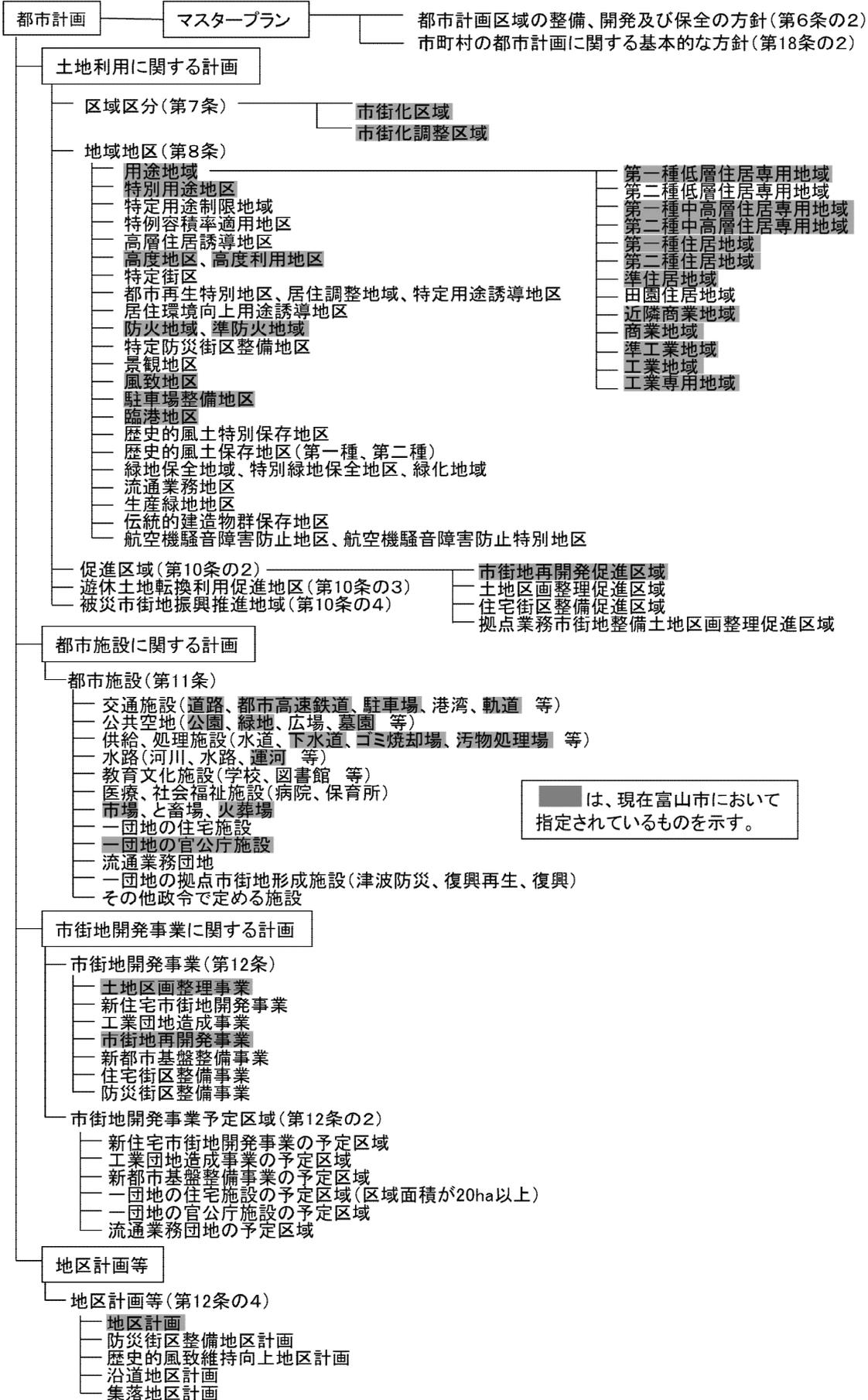
■ 人口と世帯数

年次	世帯数	人口			1世帯当り 人口
		総数	男	女	
令和7年3月末 [※]	186,949	402,337	196,399	205,938	2.15
(令和2年国勢調査)	(171,917)	(413,938)	(202,281)	(211,657)	(2.41)

※住民基本台帳より

II 都市計画の概要

都市計画の内容



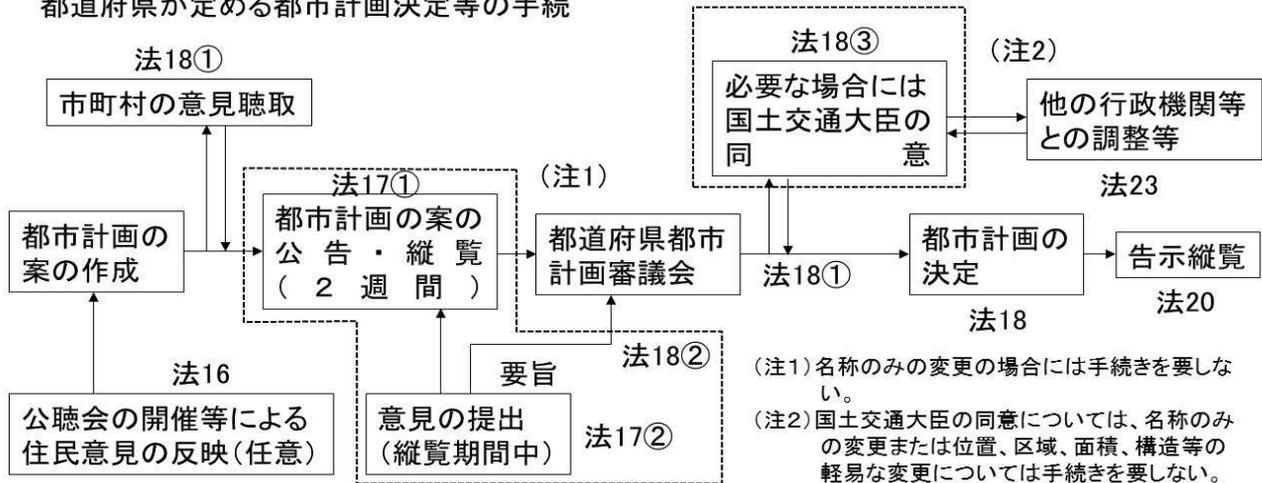
■は、現在富山市において指定されているものを示す。

3. 都市計画決定の手続き

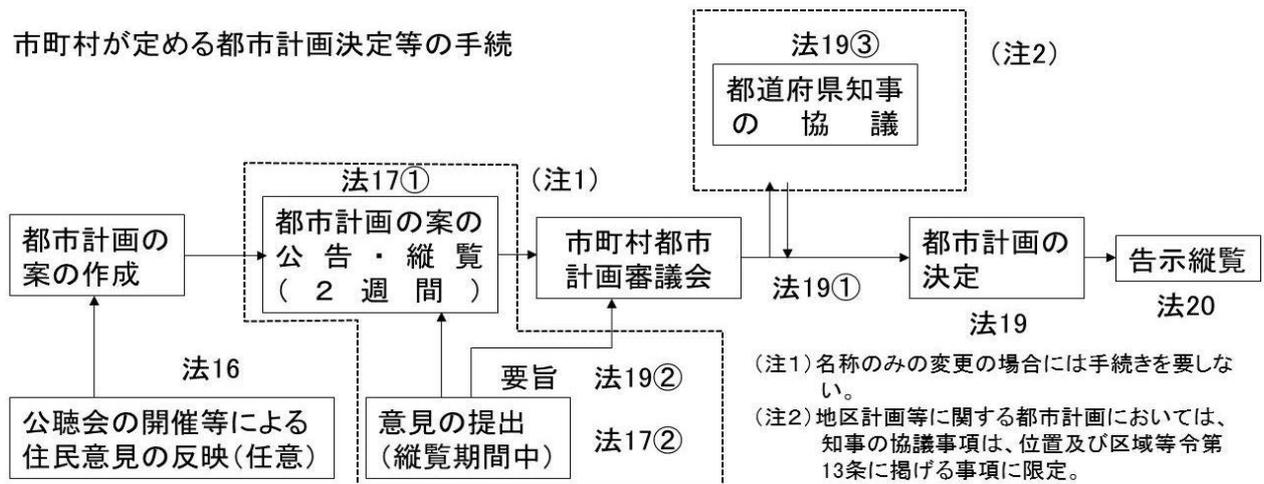
原則として広域的見地から定める都市計画は都道府県知事が定め、その他のものは市町村が定めることになっている。

都道府県知事の定める都市計画のうち、大都市及びその周辺の都市などに係る都市計画区域内の都市計画、国の利害に重大な関係がある都市計画については国土交通大臣の同意を要する。

都道府県が定める都市計画決定等の手続



市町村が定める都市計画決定等の手続

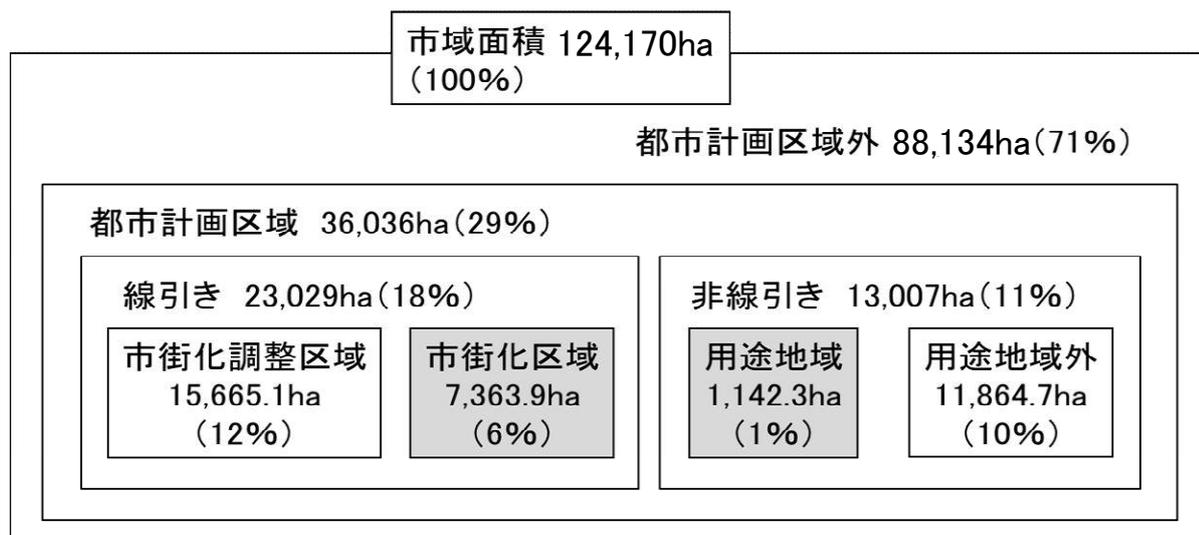


4. 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画法その他の関係法令の受けるべき土地の区域であり、具体的には市町村の中心の市街地を含み、かつ自然的、社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域のことを言う。

富山市には、富山高岡広域都市計画区域、富山南都市計画区域の2つの都市計画区域がある。また、富山高岡広域都市計画区域は、線引き制度を導入している一方、富山南都市計画区域は、非線引きの都市計画区域である。

■ 富山市の都市計画区域等の面積

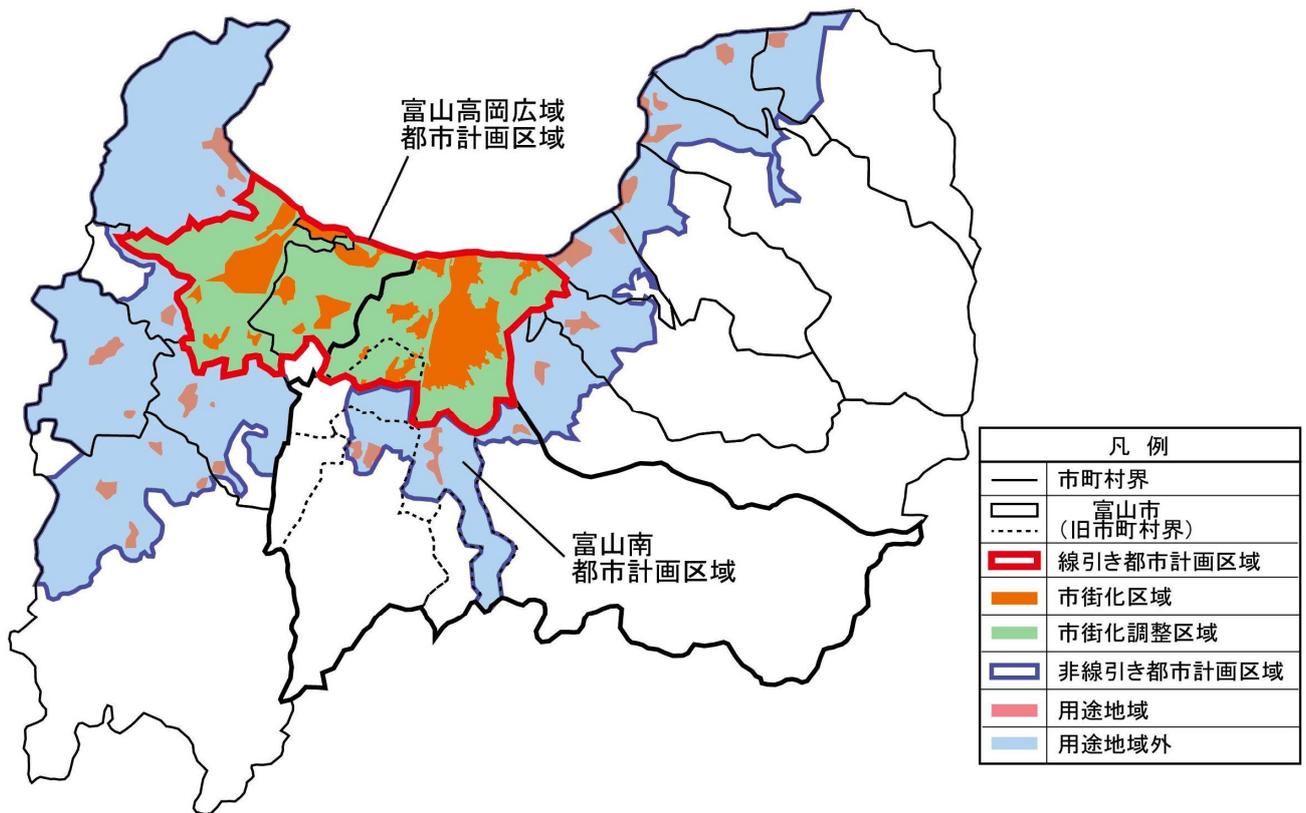


※ () 内は市域面積に占める割合

■ 富山市の都市計画区域等の面積内訳表

市域面積 124,170ha (100%)	都市計画区域 36,036ha (29%)	線引き 都市計画区域 23,029ha (18%)	富山高岡広域都市計画区域 【富山市分】 23,029ha (18%) 最終決定S63. 9. 27	市街化区域 7,363.9ha (6%)
				市街化調整区域 15,665.1ha (12%)
	都市計画 区域外 88,134ha (71%)	非線引き 都市計画区域 13,007ha (11%)	富山南都市計画区域 13,007ha (11%) 最終決定H28. 7. 1	用途指定区域 1,142.3ha (1%)
		-	-	用途地域の指定のない区域 11,864.7ha (10%)

■ 富山市の都市計画区域



Ⅲ 土地利用について

Ⅲ 土地利用について

1. 区域区分

区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画は、現行都市計画法によりはじめて導入された制度である。

「市街化区域」とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域を指定して積極的に都市計画事業等を実施することとされている。

「市街化調整区域」は、市街化を抑制する区域で、優良な集団農地、災害の発生のおそれのある区域、自然景観、緑地など保全すべき区域は原則としてこの区域に含まれるものである。

本市では、**富山高岡広域都市計画区域**において、区域区分の都市計画を定めている。

■ 市街化区域・市街化調整区域の対照表

	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
意義及び目的	既に市街地を形成している区域および、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	市街化を抑制すべき区域。
都市的投資	積極的に行う。	原則として行わない。
地域地区制	用途地域を定める。	原則として定めない。
都市施設	道路、公園、下水道等を一体的に定めるほか、学校、市場、住宅地、業務施設等を定める。	地域間連絡道路等を除き、原則として行わない。
市街地開発事業	積極的に行う。	原則として行わない。
開発行為	用途地域に適応し、一定の要件を具備する場合は許可する。	支障がないもの、または止むを得ないもの等一定の要件に該当するものを除き、原則として許可しない。
農地転用	届出制	許可制

■ 市街化区域及び市街化調整区域面積の内訳（富山高岡広域都市計画区域）

（単位：ha）

	平成28年9月30日	
	市街化区域	市街化調整区域
富山市	7,363.9	15,665.1
（富山地域）	6,911.2	13,969.8
（婦中地域）	452.7	1,695.3
高岡市	3,731.8	11,339.2
射水市	2,708.9	7,249.1
（新湊地域）	1,499.9	1,743.1
（小杉地域）	762.0	2,400.0
（大門地域）	193.2	1,983.8
（大島地域）	253.8	542.2
（下村地域）	0.0	580.0
合 計	13,804.6	34,253.4

<参 考>

■ 富山高岡広域都市計画区域内市町村の市街化区域及び市街化調整区域の変遷（～R7.3.31）

（単位：ha）

	昭和46年1月30日		昭和54年7月2日		昭和62年10月31日		昭和63年9月27日	
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
富山市	6,266.0	14,640.0	6,428	14,478	6,538.6	14,367.4	6,555.9	14,350.1
高岡市	3,306.1	11,798.9	3,397	11,708	3,492.4	11,612.6	3,492.4	11,612.6
新湊市	1,266.4	2,074.6	1,275	2,026	1,288.1	2,012.9	1,288.1	2,012.9
婦中町	357.2	1,790.8	352	1,796	361.4	1,786.6	361.4	1,786.6
小杉町	646.4	2,515.6	695	2,467	706.3	2,455.7	706.3	2,455.7
大門町	135.3	2,026.7	159	2,003	159.0	2,003.0	159.0	2,003.0
大島町	189.5	595.5	192	593	192.4	592.6	192.4	592.6
舟橋村	0	339.0	0	339	0	339.0	富山高岡広域都市計画区域から除外	
下村	0	515.0	0	515	0	515.0	0	515.0
合計	12,126.9	36,296.1	12,498	35,925	12,738.2	35,684.8	12,755.5	35,328.5

	平成3年11月5日		平成4年9月11日		平成7年5月10日		平成13年5月16日	
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
富山市	6,555.9	14,350.1	6,606.6	14,299.4	6,640.9	14,265.1	6,777.6	14,103.4
高岡市	3,516.3	11,588.7	3,516.3	11,588.7	3,520.8	11,584.2	3,621.3	11,433.7
新湊市	1,288.1	2,012.9	1,288.1	2,012.9	1,288.1	2,012.9	1,383.1	1,849.9
婦中町	361.4	1,786.6	361.4	1,786.6	361.4	1,786.6	452.7	1,695.3
小杉町	706.3	2,455.7	706.3	2,455.7	706.3	2,455.7	751.2	2,410.8
大門町	159.0	2,003.0	159.0	2,003.0	175.2	1,986.8	182.9	1,994.1
大島町	192.4	592.6	207.4	577.6	211.4	573.6	236.3	559.7
下村	0	515.0	0	515.0	0	515.0	0	580.0
合計	12,779.4	35,304.6	12,845.1	35,238.9	12,904.1	35,179.9	13,405.1	34,626.9

	平成17年12月19日		平成20年6月13日		平成28年9月30日		※ ₁ 平成17年4月1日より、 富山市・大山町・大 沢野町・婦中町・八 尾町・細入村・山田 村が合併し、「富山 市」となる。
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	
富山市 (富山地域) (婦中地域)	7,263.9 (6,811.2) (452.7)	15,765.1 (14,069.8) (1,695.3)	7,263.9 (6,811.2) (452.7)	15,765.1 (14,069.8) (1,695.3)	7,363.9 (6,911.2) (452.7)	15,665.1 (13,969.8) (1,695.3)	
高岡市	3,621.3	11,433.7	3,626.8	11,439.2	3,731.8	11,339.2	
射水市 (新港地域) (小杉地域) (大門地域) (大島地域) (下村地域)	2,553.5 1,383.1 751.2 182.9 236.3 0	7,404.5 1,859.9 2,410.8 1,994.1 559.7 580.0	2,553.5 1,383.1 751.2 182.9 236.3 0	7,404.5 1,859.9 2,410.8 1,994.1 559.7 580.0	2,708.9 1,499.9 762.0 193.2 253.8 0	7,249.1 1,743.1 2,400.0 1,983.8 542.2 580.0	※ ₂ 平成17年11月1日よ り、新湊市・大島 町・小杉町・大門 町・下村が合併し、 「射水市」となる。
合計	13,438.7	34,603.3	13,444.2	34,608.8	13,804.6	34,253.4	

2. 地域地区

土地利用計画は、定められた範囲の土地を、最も有効に利用する計画であって都市計画の基礎となるものである。

地域地区は、土地利用計画を実現する手段であり、都市計画の基本となる重要な計画である。

(1) 用途地域

用途地域は、無計画、無秩序な都市の発展を防止して、都市環境、都市機能の整備向上を期するため指定するものであって、街路、公園などの都市施設及び土地区画整理事業などの市街地開発事業の都市計画と十分に調整を図った上で定める必要がある。

本市における用途地域は、昭和6年に初めて指定され、現在は富山高岡広域都市計画区域及び富山南都市計画区域において指定されている。

■ 用途地域の種別と性格

種 別	性 格
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住環境保護のための地域
第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地も許容する低層住宅の良好な住環境保護のための地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な住環境保護のための地域
第二種中高層住居専用地域	一定の利便施設を含む中高層住宅の良好な住環境保護のための地域
第一種住居地域	大規模な店舗事務所の立地が制限される、住環境保護のための地域
第二種住居地域	大規模な店舗事務所の立地が認められる、住環境保護のための地域
準住居地域	道路沿道系施設等と調和した住環境保護のための地域
田園住居地域	都市農業と調和した低層住宅の良好な住環境保護のための地域
近隣商業地域	近隣住宅地の住民のための日用品販売店舗等の利便の増進を図る地域
商業地域	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	専ら工業の利便の増進を図るための地域

※本市では、第二種低層住居専用地域、田園住居地域は指定していない。

■ 用途地域変更調査……8用途に変更以後 (R7. 3.31現在)

都市計画区域名	変 更 年 月 日 (変更内容)
	S46. 1.30 (区域区分当初決定)
	S48. 3.31 (当初決定)
	S49.12.24 (富山市高度利用地区の決定に伴う変更)
	S54. 7. 2 (第1回線引き変更)
	S57. 2.27 (都市計画基礎調査に基づく変更)
	S58. 2.19 (富山市蓮町日本海ガス関連)
	S62.10.31 (第2回線引き変更)
	S63. 9.27 (金泉寺地区の用途設定)
	H 3.12.27 (都市計画基礎調査に基づく変更)
	H 4. 9.11 (町村東地区、山室荒屋地区、大島町新開発地区の用途設定)
	H 5. 1. 8 (太郎丸地区)
	H 6. 1.10 (富山駅北地区)
	H 7. 5.10 (市街化区域編入に伴う用途変更)
	H 8. 4. 1 (法改正による変更)
	H11. 2. 8 (種類の変更)
	H13. 2.20 (都市計画道路の整備に伴う変更)
	H13. 5.16 (第3回線引き変更)
	H14. 5. 1 (婦中町分田、羽根新、上田島、田島、袋字宿免、砂子田、速星、長沢字藤巻、字円右衛門島、字中町の各一部)
	H15. 9. 9 (法改正による変更)
	H16. 5.17 (第4回線引き変更)
	H17.12.19 (市街化区域編入に伴う用途変更)
	H19. 9.20 (堀川本郷地区・古寺地区)
	H19.11. 1 (打出地区)
	H20. 4.14 (開地区・大島地区)
	H21. 1.16 (大島二丁目地区・藤木地区・藤木新地区)
	H22. 4.27 (堀川本郷地区・藤木地区)
	H23. 3.31 (卸売市場地区)
	H23. 9.30 (大島二丁目地区・藤木地区)
	H24. 1.31 (太田地区・本郷町地区・山室地区)
	H24. 4.27 (藤木地区)
	H26. 9.16 (開地区)
	H26.12.15 (大島一丁目、大島二丁目、藤木地区)
	H26. 8.25 (第5回線引き変更)
	H28. 5.20 (山室地区)
	H28. 9.30 (市街化編入に伴う用途変更、開地区)
	H29. 3.24 (水橋館町、水橋市江地区)
	H29.12. 7 (富山駅周辺地区)
	H30. 7.23 (開、藤木及び町新地区)
	H30.12. 3 (中川原、山室荒屋及び山室荒屋新町地区)
	H31. 4.12 (藤木地区)
	R 1. 9.19 (藤木、大島二丁目及び藤の木園町地区)
	R 4. 1.21 (婦中町下轡田、藤木地区)
	R 5. 1.27 (呉羽駅北西地区)
	R 5. 3.17 (藤木・大島二丁目地区)
	R 5. 6. 7 (本郷町地区)
	R 7. 3.31 (下新本町、卸売市場、粟島町一丁目地区)

■ 用途地域変更調書… 8用途に変更以後（R7. 3.31現在）

都市計画区域名	変 更 年 月 日	（変更内容）
富 山 南	H28.11.30	（当初決定）

<参 考>

■ 旧都市計画区域における用途地域の変遷（8用途以降～H28.11.29）

都市計画区域名	変 更 年 月 日	（変更内容）
大 沢 野	S60. 4. 1	（当初決定）
	H 8. 4. 1	（法改正による変更）
	H24. 5.31	（長附地区・上大久保地区・八木山地区）
大 山	S52.10. 1	（当初決定）
	H 8. 5. 1	（法改正による変更）
八 尾	S55. 4. 1	（当初決定）
	H 4. 9.16	（建築動態の変化に伴う変更）
	H 8. 6. 3	（法改正による変更）
	H27. 3.30	（八尾町福島、八尾町妙川寺地区・八尾町井田地区）

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われる。

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲：面積、階数等の制限あり ●：特別用途地区により、面積の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	工業用地	指定のない区域(市街化調整区域を除く)	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積、50㎡かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下。
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	○	④	③2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	④	▲農産物直売所、農家レストラン等のみ、2階以下。
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの(大規模集客施設)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲3,000㎡以下	
風遊・俗施設	ホウリング場、カート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス、ダンスホール等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	①	①	×	○	○	○	○	○	②	①10,000㎡以下 ②馬券、車券発売所等10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ	×	×	×	×	×	×	①	×	○	○	○	○	○	②	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲個室付き浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共施設・病院・学校等	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車講習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	自動車庫(附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
工場・倉庫	建築物附属自動車庫 ①、②、③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下 ▲農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	▲	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	①50㎡以下②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	▲農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	③3,000㎡以下
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

■ 各都市計画区域の用途地域

(R7. 3.31現在)

		富山高岡広域都市計画区域 (富山市分)	
用途地域の種類	容積率 / 建蔽率	内訳 (ha)	合計 (ha)
第1種低層住居専用地域	60/40	約 156.6	約 1,248.1
	80/50	約 1,091.5	
	100/60	0.0	
第2種低層住居専用地域	—	0.0	0.0
第1種中高層住居専用地域	200/60	約 1,238.8	約 1,238.8
第2種中高層住居専用地域	200/60	約 542.3	約 542.3
第1種住居地域	200/60	約 1,589.5	約 1,589.5
第2種住居地域	200/60	0.0	0.0
準住居地域	200/60	約 28.2	約 28.2
田園住居地域	—	0.0	0.0
近隣商業地域	200/80	約 209.6	約 336.7
	300/80	約 127.1	
商業地域	300/80	約 6.6	約 348.3
	400/80	約 72.7	
	500/80	約 216.4	
	600/80	約 52.1	
	700/80	約 0.5	
準工業地域	200/60	約 1,098.5	約 1,098.5
工業地域	200/60	約 561.3	約 561.3
工業専用地域	200/60	約 372.2	約 372.2
合 計		—	約 7,363.9
最 終 決 定 日		令和7年3月31日	

(R7. 3.31現在)

		富山南都市計画区域		富 山 市	
用途地域の種類	容積率 建蔽率	内訳 (ha)	合計 (ha)	内訳 (ha)	合計 (ha)
第1種低層住居専用地域	60/40	約 41.0	約 60.6	約 197.6	約 1,308.7
	80/50	約 5.6		約 1,097.1	
	100/60	約 14.0		約 14.0	
第2種低層住居専用地域	—	0.0	0.0	0.0	0.0
第1種中高層住居専用地域	200/60	約 278.7	約 278.7	約 1,517.5	約 1,517.5
第2種中高層住居専用地域	200/60	約 33.7	約 33.7	約 576.0	約 576.0
第1種住居地域	200/60	約 295.3	約 295.3	約 1,884.8	約 1,884.8
第2種住居地域	200/60	約 14.2	約 14.2	約 14.2	約 14.2
準住居地域	200/60	0.0	0.0	約 28.2	約 28.2
田園住居地域	—	0.0	0.0	0.0	0.0
近隣商業地域	200/80	約 37.1	約 37.1	約 246.7	約 373.8
	300/80	0.0		約 127.1	
商業地域	300/80	0.0	約 21.4	約 6.6	約 369.7
	400/80	約 21.4		約 94.1	
	500/80	0.0		約 216.4	
	600/80	0.0		約 52.1	
	700/80	0.0		約 0.5	
準工業地域	200/60	約 108.7	約 108.7	約 1,207.2	約 1,207.2
工業地域	200/60	約 102.6	約 102.6	約 663.9	約 663.9
工業専用地域	200/60	約 190.0	約 190.0	約 562.2	約 562.2
合 計		—	約 1,142.3	—	約 8,506.2
最 終 決 定 日		平成28年11月30日		令和7年3月31日	

■ 富山市の用途地域の変遷 (H17.4.1~R7.3.31)

	平成17年4月1日		平成17年12月19日		平成19年9月20日		平成19年11月1日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	305.4		305.4		302.5		302.5	
80/50	989.7		989.7		1,002.6		996.5	
100/60	14.0		14.0		14.0		14.0	
小 計	1,309.1	15.6	1,309.1	15.6	1,319.1	15.7	1,313.1	15.6
2 低 60/40	—	—	—	—	—	—	—	—
80/50	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,497.9	17.9	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8
2 中高 200/60	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8
1 住 200/60	1,847.9	22.1	1,847.9	22.0	1,849.4	22.0	1,855.4	22.1
2 住 200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2
準 住 200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3
近 商 200/80	245.5		245.5		245.5		245.5	
300/80	127.1		127.1		127.1		127.1	
小 計	372.6	4.5	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4
商 業 300/80	6.6		6.6		6.6		6.6	
400/80	103.6		103.6		103.6		103.6	
500/80	217.0		217.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5		0.5	
小 計	379.2	4.5	379.2	4.5	379.2	4.5	379.2	4.5
準 工 200/60	1,197.3	14.3	1,197.3	14.2	1,185.8	14.1	1,185.8	14.1
工 業 200/60	593.2	7.1	626.8	7.5	626.8	7.5	626.8	7.5
工 専 200/60	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7
合 計	8,372.0	100.0	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0
備 考	市町村合併		市街化区域編入に伴う用途変更		用途地域の変更(堀川本郷地区、古寺地区)		用途地域の変更(打出地区)	

	平成20年4月14日		平成21年1月16日		平成22年4月27日		平成23年3月31日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	295.3		293.2		291.1		291.1	
80/50	1,003.8		1,005.9		1,003.5		1,003.5	
100/60	14.0		14.0		14.0		14.0	
小 計	1,313.1	15.6	1,313.1	15.6	1,308.6	15.6	1,308.6	15.6
2 低 60/40	—	—	—	—	—	—	—	—
80/50	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8
2 中高 200/60	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8
1 住 200/60	1,855.4	22.1	1,855.4	22.1	1,859.9	22.1	1,859.9	22.1
2 住 200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2
準 住 200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3
近 商 200/80	245.5		245.5		245.5		245.5	
300/80	127.1		127.1		127.1		127.1	
小 計	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4
商 業 300/80	6.6		6.6		6.6		6.6	
400/80	103.6		103.6		103.6		89.7	
500/80	217.0		217.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5		0.5	
小 計	379.2	4.5	379.2	4.5	379.2	4.5	365.3	4.3
準 工 200/60	1,185.8	14.1	1,185.8	14.1	1,185.8	14.1	1,199.7	14.3
工 業 200/60	626.8	7.5	626.8	7.5	626.8	7.5	626.8	7.5
工 専 200/60	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7
合 計	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0
備 考	用途地域の変更(開地区・大島地区)		用途地域の変更(大島二丁目地区、藤木地区、藤木新地区)		用途地域の変更(堀川本郷地区、藤木地区)		用途地域の変更(卸売市場地区)	

	平成23年9月30日		平成24年1月31日		平成24年4月27日		平成24年5月31日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	287.7		285.2		283.1		283.1	
80/50	1,006.9		1,009.4		1,011.5		1,011.5	
100/60	14.0		14.0		14.0		14.0	
小計	1,308.6	15.6	1,308.6	15.6	1,308.6	15.6	1,308.6	15.6
2 低 60/40	—	—	—	—	—	—	—	—
80/50	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8	1,497.9	17.8	1,510.1	18.0
2 中高 200/60	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8
1 住 200/60	1,859.9	22.1	1,859.9	22.1	1,859.9	22.1	1,847.7	21.9
2 住 200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2
準住 200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3
近商 200/80	245.5		245.5		245.5		245.5	
300/80	127.1		127.1		127.1		127.1	
小計	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4
商業 300/80	6.6		6.6		6.6		6.6	
400/80	89.7		89.7		89.7		89.7	
500/80	217.0		217.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5		0.5	
小計	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3
準工 200/60	1,199.7	14.3	1,199.7	14.3	1,199.7	14.3	1,199.7	14.3
工業 200/60	626.8	7.5	626.8	7.5	626.8	7.5	626.6	7.5
工専 200/60	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7
合計	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0	8,406.4	100.0	8,406.2	100.0
備考	用途地域の変更 (大島二丁目地区、 藤木地区)		用途地域の変更 (太田地区、本郷町地 区、山室地区)		用途地域の変更 (藤木地区)		用途地域の変更 (長附地区、上大久 保、八木山地区)	

	平成26年9月16日		平成26年12月15日		平成27年3月30日		平成28年5月20日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	279.8		268.8		269.8		268.3	
80/50	1,014.8		1,025.8		1,025.8		1,027.3	
100/60	14.0		14.0		14.0		14.0	
小計	1,308.6	15.6	1,308.6	15.6	1,309.6	15.6	1,309.6	15.6
2 低 60/40	—	—	—	—	—	—	—	—
80/50	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,510.1	18.0	1,510.1	18.0	1,523.7	18.1	1,523.7	18.0
2 中高 200/60	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8	572.2	6.8
1 住 200/60	1,847.7	21.9	1,847.7	21.9	1,834.2	21.8	1,834.2	21.9
2 住 200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2
準住 200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3
近商 200/80	245.5		245.5		245.5		245.5	
300/80	127.1		127.1		127.1		127.1	
小計	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4	372.6	4.4
商業 300/80	6.6		6.6		6.6		6.6	
400/80	89.7		89.7		89.7		89.7	
500/80	217.0		217.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5		0.5	
小計	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3
準工 200/60	1,199.7	14.3	1,199.7	14.3	1,198.6	14.3	1,198.6	14.3
工業 200/60	626.6	7.5	626.6	7.5	626.6	7.5	626.6	7.5
工専 200/60	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7	561.0	6.7
合計	8,406.2	100.0	8,406.2	100.0	8,406.2	100.0	8,406.2	100.0
備考	用途地域の変更 (開地区)		用途地域の変更 (大島一丁目、大島二 丁目、藤木地区)		用途地域の変更 (八尾町福島、八尾町妙 川寺、八尾町井田地区)		用途地域の変更 (山室地区)	

	平成28年9月30日		平成29年3月24日		平成29年12月7日		平成30年7月23日		
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	
1 低	60/40	261.8	257.3	257.3	257.3	238.0			
	80/50	1,033.8	1,038.3	1,038.3	1,038.3	1,057.6			
	100/60	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0			
小	計	1,309.6	15.4	1,309.6	15.4	1,309.6	15.4		
2 低	60/40	—	—	—	—	—	—	—	
	80/50	—	—	—	—	—	—	—	
小	計	—	—	—	—	—	—	—	
1 中高	200/60	1,524.4	18.0	1,524.4	18.0	1,524.4	18.0		
2 中高	200/60	572.4	6.7	572.4	6.7	572.4	6.7		
1 住	200/60	1,890.1	22.2	1,890.1	22.2	1,890.1	22.2		
2 住	200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2		
準住	200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3		
近商	200/80	246.7		246.7		246.7			
	300/80	127.1		127.1		127.1			
小	計	373.8	4.4	373.8	4.4	373.8	4.4		
商業	300/80	6.6		6.6		6.6			
	400/80	89.7		89.7		89.7			
	500/80	217.0		217.0		216.4			
	600/80	51.5		51.5		52.1			
	700/80	0.5		0.5		0.5			
小	計	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3		
準工	200/60	1,202.1	14.1	1,202.1	14.1	1,202.1	14.1		
工業	200/60	663.9	7.8	663.9	7.8	663.9	7.8		
工専	200/60	562.2	6.6	562.2	6.6	562.2	6.6		
合	計	8,506.2	100.00	8,506.2	100.0	8,506.2	100.0		
備	考	市街化編入に伴う用途地域の變更、用途地域の變更（開地区）		用途地域の變更（水橋館町、水橋市江地区）		用途地域の變更（富山駅周辺地区）		用途地域の變更（開、藤木及び町新地区）	

	平成30年12月3日		平成31年4月12日		令和1年9月19日		令和4年1月21日		
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	
1 低	60/40	207.6	206.6	202.5	199.2				
	80/50	1,088.0	1,089.0	1,093.1	1,096.1				
	100/60	14.0	14.0	14.0	14.0				
小	計	1,309.6	15.4	1,309.6	15.4	1,309.3	15.4		
2 低	60/40	—	—	—	—	—	—	—	
	80/50	—	—	—	—	—	—	—	
小	計	—	—	—	—	—	—	—	
1 中高	200/60	1,524.4	18.0	1,524.4	18.0	1,524.4	18.0		
2 中高	200/60	572.4	6.7	572.4	6.7	572.4	6.7		
1 住	200/60	1,890.1	22.2	1,890.1	22.2	1,890.1	22.2		
2 住	200/60	14.2	0.2	14.2	0.2	14.2	0.2		
準住	200/60	28.2	0.3	28.2	0.3	28.2	0.3		
近商	200/80	246.7		246.7		246.7			
	300/80	127.1		127.1		127.1			
小	計	373.8	4.4	373.8	4.4	373.8	4.4		
商業	300/80	6.6		6.6		6.6			
	400/80	89.7		89.7		89.7			
	500/80	216.4		216.4		216.4			
	600/80	52.1		52.1		52.1			
	700/80	0.5		0.5		0.5			
小	計	365.3	4.3	365.3	4.3	365.3	4.3		
準工	200/60	1,202.1	14.1	1,202.1	14.1	1,202.1	14.1		
工業	200/60	663.9	7.8	663.9	7.8	663.9	7.8		
工専	200/60	562.2	6.6	562.2	6.6	562.2	6.6		
合	計	8,506.2	100.0	8,506.2	100.0	8,506.2	100.0		
備	考	用途地域の變更（中川原、山室荒屋及び山室荒屋新町地区）		用途地域の變更（藤木地区）		用途地域の變更（藤木、大島二丁目及び藤の木園町地区）		用途地域の變更（婦中町下轡田、藤木地区）	

	令和5年1月27日		令和5年3月17日		令和5年6月7日		令和7年3月31日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低	60/40	199.2	197.7	197.6	197.6	197.6	197.6	
	80/50	1,096.1	1,097.6	1,097.1	1,097.1	1,097.1	1,097.1	
	100/60	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
小	計	1,309.3	1,309.3	1,308.7	1,308.7	1,308.7	1,308.7	15.4
2 低	60/40	—	—	—	—	—	—	—
	80/50	—	—	—	—	—	—	—
小	計	—	—	—	—	—	—	—
1 中高	200/60	1,524.4	1,524.4	1,524.4	1,524.4	1,517.5	1,517.5	17.8
2 中高	200/60	572.4	572.4	572.4	572.4	576.0	576.0	6.8
1 住	200/60	1,882.1	1,882.1	1,882.7	1,882.7	1,884.8	1,884.8	22.2
2 住	200/60	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	0.2
準 住	200/60	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2	0.3
近 商	200/80	246.7	246.7	246.7	246.7	246.7	246.7	
	300/80	127.1	127.1	127.1	127.1	127.1	127.1	
小	計	373.8	373.8	373.8	373.8	373.8	373.8	4.4
商 業	300/80	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	
	400/80	89.7	89.7	89.7	89.7	94.1	94.1	
	500/80	216.4	216.4	216.4	216.4	216.4	216.4	
	600/80	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	52.1	
	700/80	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
小	計	365.3	365.3	365.3	365.3	369.7	369.7	4.3
準 工	200/60	1,210.4	1,210.4	1,210.4	1,210.4	1,207.2	1,207.2	14.2
工 業	200/60	663.9	663.9	663.9	663.9	663.9	663.9	7.8
工 専	200/60	562.2	562.2	562.2	562.2	562.2	562.2	6.6
合 計		8,506.2	8,506.2	8,506.2	8,506.2	8,506.2	8,506.2	100.0
備 考		用途地域の変更 (呉羽駅北西地区)	用途地域の変更 (藤木・大島二丁目地区)	用途地域の変更 (本郷町地区)	用途地域の変更 (下新本町、卸売市場、 粟島町一丁目地区)			

<参 考>

■ 富山地域の用途地域の変遷（8用途以降～H8.3.31）

	昭和48年 3月31日		昭和49年12月24日		昭和54年 7月 2日		昭和57年 2月27日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
一住専 60/40 80/50 小 計	996.0	15.9	996.0	15.9	1,092.5	17.0	1,042.3	16.2
二住専 200/60	1,605.0	25.6	1,605.0	25.6	1,605.8	25.0	1,569.9	24.4
住 居 200/60	1,273.0	20.3	1,273.0	20.3	1,301.6	20.2	1,382.2	21.5
近 商 200/80 300/80 小 計	299.0	4.8	299.0	4.8	299.0	4.7	301.7	4.7
商 業 400/80 500/80 600/80 700/80 小 計	341.0	5.4	341.0	5.4	341.0	5.3	343.4	5.3
準 工 200/60	932.0	14.9	932.0	14.9	968.6	15.1	969.0	15.1
工 業 200/60	459.0	7.3	459.0	7.3	459.0	7.1	459.0	7.1
工 専 200/60	361.0	5.8	361.0	5.8	361.0	5.6	361.0	5.6
合 計	6,266.0	100.0	6,266.0	100.0	6,428.5	100.0	6,428.5	100.0
備 考	8用途に変更		高度利用地区関連 用途変更		第1回線引き変更		第1回用途 全体見直し	

	昭和58年 2月19日		昭和62年10月31日		昭和63年 9月27日		平成 3年12月27日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
一住専 60/40 80/50 小 計	1,042.3	16.2	1,054.5	16.1	1,054.5	16.1	1,044.6	15.9
二住専 200/60	1,569.9	24.4	1,601.8	24.5	1,612.2	24.5	1,617.7	24.6
住 居 200/60	1,382.2	21.5	1,449.5	22.1	1,449.5	22.1	1,453.2	22.1
近 商 200/80 300/80 小 計	301.7	4.7	301.7	4.6	301.7	4.6	301.7	4.6
商 業 400/80 500/80 600/80 700/80 小 計	343.4	5.3	343.4	5.2	343.4	5.2	343.4	5.2
準 工 200/60	963.3	15.0	974.6	14.9	981.5	14.9	982.2	14.9
工 業 200/60	459.0	7.1	459.0	7.0	459.0	7.0	459.0	7.0
工 専 200/60	366.7	5.7	366.7	5.6	366.7	5.6	366.7	5.6
合 計	6,428.5	100.0	6,551.2	100.0	6,568.5	100.0	6,568.5	100.0
備 考	蓮町日本海ガス関連 用途変更		第2回線引き変更		金泉寺地区 線引変更		第2回用途 全体見直し	

	平成 4年 9月11日		平成 5年 1月 8日		平成 6年 1月10日		平成 7年 5月10日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
一住専 60/40	271.5		271.5		271.5		271.5	
80/50	823.8		823.8		823.8		841.9	
小 計	1,095.3	16.6	1,095.3	16.6	1,095.3	16.6	1,113.4	16.3
二住専 200/60	1,617.7	24.4	1,616.1	24.4	1,613.4	24.4	1,613.4	24.3
住 居 200/60	1,453.2	22.0	1,453.2	22.0	1,449.4	21.9	1,450.3	21.8
近 商 200/80	181.7		183.3		183.3		183.3	
300/80	120.0		120.0		123.3		123.3	
小 計	301.7	4.6	303.3	4.6	306.6	4.6	306.6	4.6
商 業 400/80	76.4		76.4		81.9		82.5	
500/80	215.0		215.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5		0.5	
小 計	343.4	5.2	343.4	5.2	350.9	5.3	351.5	5.3
準 工 200/60	982.2	14.8	982.2	14.8	977.9	14.8	978.7	14.7
工 業 200/60	459.0	6.9	459.0	6.9	459.0	6.9	459.0	6.9
工 専 200/60	366.7	5.5	366.7	5.5	366.7	5.5	371.0	5.6
合 計	6,619.2	100.0	6,619.2	100.0	6,619.2	100.0	6,643.9	100.0
備考	町村、山室荒屋 線引変更		地区計画関連用途変更 (太郎丸地区)		地区計画関連用途変更 (富山駅北地区)		豊田・上新保地区 線引変更	

■用途地域制度の変遷

	改正前 (8用途)	改正前 (12用途)	改正後 (13用途)
住居系	① 第一種住居専用地域	① 第一種低層住居専用地域 (低層住宅の良好な住環境保護のための地域)	① 第一種低層住居専用地域 (低層住宅の良好な住環境保護のための地域)
	② 第二種住居専用地域	② 第二種低層住居専用地域 (大規模な店舗の立地も許容する低層住宅の良好な住環境保護のための地域)	② 第二種低層住居専用地域 (大規模な店舗の立地も許容する低層住宅の良好な住環境保護のための地域)
	③ 住居地域	③ 第一種中高層住居専用地域 (中高層住宅の良好な住環境保護のための地域)	③ 第一種中高層住居専用地域 (中高層住宅の良好な住環境保護のための地域)
商業系	④ 近隣商業地域	④ 第二種中高層住居専用地域 (一定の利便施設を含む中高層住宅の良好な住環境保護のための地域)	④ 第二種中高層住居専用地域 (一定の利便施設を含む中高層住宅の良好な住環境保護のための地域)
	⑤ 商業地域	⑤ 第一種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域)	⑤ 第一種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域)
	⑥ 準工業地域	⑥ 第二種住居地域 (大規模な店舗事務所の立地が認められる、住環境保護のための地域)	⑥ 第二種住居地域 (大規模な店舗事務所の立地が認められる、住環境保護のための地域)
工業系	⑦ 工業地域	⑦ 準住居地域 (道路沿道系施設等と調和した住環境保護のための地域)	⑦ 準住居地域 (道路沿道系施設等と調和した住環境保護のための地域)
	⑧ 工業専用地域	⑧ 近隣商業地域 (近隣住宅地の住民のための日用品販売店舗等の利便の増進を図る地域)	⑧ 田園住居地域 (都市農業と調和した低層住宅の良好な住環境保護のための地域)
		⑨ 商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)	⑨ 近隣商業地域 (近隣住宅地の住民のための日用品販売店舗等の利便の増進を図る地域)
		⑩ 準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)	⑩ 商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)
		⑪ 工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)	⑪ 準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)
		⑫ 工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)	⑫ 工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)
			⑬ 工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)

(12用途以降～H17.3.31)

	平成 8年 4月 1日		平成11年 2月 8日		平成13年 2月20日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	267.7		258.1		258.1	
80/50	829.3		822.1		822.1	
小 計	1,097.0	16.5	1,080.2	16.2	1,080.2	16.2
2 低 60/40						
80/50						
小 計	—	—	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,086.5	16.4	1,100.2	16.6	1,100.2	16.6
2 中高 200/60	520.5	7.8	523.4	7.9	523.4	7.9
1 住 200/60	1,424.3	21.5	1,424.5	21.5	1,421.4	21.4
2 住 200/60	—	—	—	—	—	—
準 住 200/60	—	—	—	—	—	—
近 商 200/80	186.8		186.8		186.8	
300/80	127.1		127.1		127.1	
小 計	313.9	4.7	313.9	4.7	313.9	4.7
商 業 400/80	82.2		82.2		82.2	
500/80	217.0		217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5		0.5	
小 計	351.2	5.3	351.2	5.3	351.2	5.3
準 工 200/60	1,044.6	15.7	1,044.6	15.8	1,047.7	15.8
工 業 200/60	434.9	6.5	434.9	6.5	434.9	6.5
工 専 200/60	371.0	5.6	371.0	5.6	371.0	5.6
合 計	6,643.9	100.0	6,643.9	100.0	6,643.9	100.0
備 考	法改正による変更		土地区画整理事業の進捗による変更		都市計画道路の整備に伴う変更	

	平成13年 5月16日		平成15年 9月 9日	
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%
1 低 60/40	255.1		251.5	
80/50	891.1		894.7	
小 計	1,146.2	16.9	1,146.2	16.9
2 低 60/40				
80/50				
小 計	—	—	—	—
1 中高 200/60	1,100.2	16.2	1,100.2	16.2
2 中高 200/60	538.5	7.9	538.5	7.9
1 住 200/60	1,434.2	21.2	1,434.2	21.2
2 住 200/60	—	—	—	—
準 住 200/60	—	—	—	—
近 商 200/80	186.8		186.8	
300/80	127.1		127.1	
小 計	313.9	4.6	313.9	4.6
商 業 400/80	82.2		82.2	
500/80	217.0		217.0	
600/80	51.5		51.5	
700/80	0.5		0.5	
小 計	351.2	5.2	351.2	5.2
準 工 200/60	1,087.5	16.1	1,087.5	16.1
工 業 200/60	434.9	6.4	434.9	6.4
工 専 200/60	371.0	5.5	371.0	5.5
合 計	6,777.6	100.0	6,777.6	100.0
備 考	第3回線引き変更		法改正による変更	

■ 大山地域の用途地域の変遷（～H17.3.31）

		昭和52年10月 1日	
		面積 ha	比率%
一住専	60/40	5.0	3.6
	80/50	23.0	16.6
	小計	28.0	20.2
二住専	200/60	41.0	29.6
住居	200/60	50.0	36.0
近商	200/80	7.8	5.6
	300/80	—	—
	小計	7.8	5.6
商業	400/80	3.1	2.2
	500/80	—	—
	600/80	—	—
	700/80	—	—
	小計	3.1	2.2
準工	200/60	8.8	6.4
工業	200/60	—	—
工専	200/60	—	—
合計		138.7	100.0
備考		当初決定	

■ 大沢野地域の用途地域の変遷（～H17.3.31）

		昭和60年 4月 1日	
		面積 ha	比率%
一住専	60/40	—	—
	80/50	—	—
	小計	—	—
二住専	200/60	142.0	30.4
住居	200/60	150.0	32.4
近商	200/80	8.6	1.9
	300/80	—	—
	小計	8.6	1.9
商業	400/80	8.2	1.8
	500/80	—	—
	600/80	—	—
	700/80	—	—
	小計	8.2	1.8
準工	200/60	56.0	12.0
工業	200/60	100.0	21.5
工専	200/60	—	—
合計		464.8	100.0
備考		当初決定	

		平成 8年 5月 1日	
		面積 ha	比率%
1低	60/40	4.7	3.4
	80/50	5.6	4.0
	100/60	14.0	10.1
	小計	24.3	17.5
2低	60/40	—	—
	80/50	—	—
	小計	—	—
1中高	200/60	33.0	23.8
2中高	200/60	10.0	7.2
1住	200/60	51.0	36.8
2住	200/60	—	—
準住	200/60	—	—
近商	200/80	8.5	6.1
	300/80	—	—
	小計	8.5	6.1
商業	300/80	—	—
	400/80	3.2	2.3
	500/80	—	—
	600/80	—	—
	700/80	—	—
	小計	3.2	2.3
準工	200/60	8.7	6.3
工業	200/60	—	—
工専	200/60	—	—
合計		138.7	100.0
備考		法改正による変更	

		平成 8年 4月 1日	
		面積 ha	比率%
1低	60/40	—	—
	80/50	—	—
	100/60	—	—
	小計	—	—
2低	60/40	—	—
	80/50	—	—
	小計	—	—
1中高	200/60	126.0	27.1
2中高	200/60	12.0	2.6
1住	200/60	144.0	31.0
2住	200/60	4.0	0.8
準住	200/60	—	—
近商	200/80	8.6	1.9
	300/80	—	—
	小計	8.6	1.9
商業	300/80	8.2	1.8
	400/80	—	—
	500/80	—	—
	600/80	—	—
	700/80	—	—
	小計	8.2	1.8
準工	200/60	62.0	13.3
工業	200/60	100.0	21.5
工専	200/60	—	—
合計		464.8	100.0
備考		法改正による変更	

■ 婦中地域の用途地域の変遷（～H17.3.31）

	昭和48年 3月30日		昭和62年10月31日		平成 3年12月27日		
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	
一住専	60/40	103.9	29.5	103.9	28.7	70.6	19.5
	80/50					33.3	9.2
小計		103.9	29.5	103.9	28.7	103.9	28.7
二住専	200/60	77.9	22.1	77.6	21.5	77.6	21.5
住居	200/60	103.6	29.5	111.8	30.9	111.8	30.9
近商	200/80	10.8	3.1	12.6	3.5	12.6	3.5
	300/80						
小計		10.8	3.1	12.6	3.5	12.6	3.5
商業	300/80						
	400/80						
	500/80						
	600/80						
	700/80						
小計		—	—	—	—	—	—
準工	200/60	—	—	—	—	—	—
工業	200/60	55.5	15.8	55.5	15.4	55.5	15.4
工専	200/60	—	—	—	—	—	—
合計		351.7	100.0	361.4	100.0	361.4	100.0
備考		8用途に変更		第2回線引き変更		第2回用途全体見直し	

	平成 8年 4月 1日		平成13年 5月16日		平成14年 5月 1日		
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	
1 低	60/40	56.4	15.6	55.8	12.3	13.9	3.1
	80/50	47.5	13.1	47.5	10.5	89.4	19.7
小計		103.9	28.7	103.3	22.8	103.3	22.8
2 低	60/40						
	80/50						
小計		—	—	—	—	—	—
1 中高	200/60	77.6	21.5	144.8	32.0	144.8	32.0
2 中高	200/60	—	—	—	—	—	—
1 住	200/60	87.9	24.3	92.7	20.5	92.7	20.5
2 住	200/60	—	—	—	—	—	—
準住	200/60	23.9	6.6	28.2	6.2	28.2	6.2
近商	200/80	12.6	3.5	21.6	4.8	21.6	4.8
	300/80	—	—	—	—	—	—
小計		12.6	3.5	21.6	4.8	21.6	4.8
商業	300/80			6.6	1.5	6.6	1.5
	400/80						
	500/80						
	600/80						
	700/80						
小計		—	—	6.6	1.5	6.6	1.5
準工	200/60	—	—	—	—	—	—
工業	200/60	55.5	15.4	55.5	15.4	55.5	12.3
工専	200/60	—	—	—	—	—	—
合計		361.4	100.0	452.7	100.0	452.7	100.0
備考		法改正による変更		第3回線引き変更		用途地域の変更	

■ 八尾地域の用途地域の変遷（～H17.3.31）

	昭和55年 4月 1日		平成 4年 9月16日		
	面積 ha	比率%	面積 ha	比率%	
一住専	60/40	20.0	4.2	20.0	3.7
	80/50	—	—	—	—
小計		20.0	4.2	20.0	3.7
二住専	200/60	121.0	25.3	120.9	22.4
住居	200/60	121.0	25.3	136.2	25.3
近商	200/80	24.0	5.0	20.0	3.7
	300/80	—	—	—	—
小計		24.0	5.0	20.0	3.7
商業	400/80	10.0	2.1	10.0	1.9
	500/80	—	—	—	—
	600/80	—	—	—	—
	700/80	—	—	—	—
小計		10.0	2.1	10.0	1.9
準工	200/60	40.0	8.4	39.1	7.3
工業	200/60	2.5	0.5	2.8	0.5
工専	200/60	140.0	29.2	190.0	35.2
合計		478.5	100.0	539.0	100.0
備考		当初決定		建築動態の変化に伴う変更	

			平成 8年 6月 3日	
			面積 ha	比率%
1 低	60/40		35.3	6.5
	80/50			
小計			35.3	6.5
2 低	60/40		—	—
	80/50		—	—
小計			—	—
1 中高	200/60		93.9	17.4
2 中高	200/60		11.7	2.2
1 住	200/60		126.0	23.4
2 住	200/60		10.2	1.9
準住	200/60		—	—
近商	200/80		20.0	3.7
	300/80		—	—
小計			20.0	3.7
商業	300/80		—	—
	400/80		10.0	1.9
	500/80		—	—
	600/80		—	—
	700/80		—	—
小計			10.0	1.9
準工	200/60		39.1	7.3
工業	200/60		2.8	0.5
工専	200/60		190.0	35.2
合計			539.0	100.0
備考			法改正による変更	

(2) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、当該用途地域を補完して定める地区である。

本市では、準工業地域において大規模集客施設制限地区を指定し、延べ床面積が10,000㎡を超える大規模集客施設の建築を制限している。

■ 特別用途地区

都市計画区域名	名 称	面 積	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	大規模集客施設制限地区	約 1,098.5ha	R7. 3.31 市告第116号
富 山 南	//	約 108.7ha	H28. 11.30 市告第495号
合 計		約 1,207.2ha	

(3) 高度地区

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。

本市では、良好な住環境を保護すべき住宅市街地において、著しく不調和な建築物の建築を抑制するため、全ての住居系用途地域と沿道型準工業地域・近隣商業地域を対象に、建築物の高さの最高限度を20・25・31mに設定している。

■ 高度地区

都市計画区域名	名 称	面 積	建築物の高さの最高限度	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	第一種高度地区	約 2,547ha	20m	R7. 3.31 市告第115号
	第二種高度地区	約 937ha	25m	//
	第三種高度地区	約 138ha	31m	//
富 山 南	第一種高度地区	約 687ha	20m	H28.11.30 市告第496号
合 計		約 4,309ha		

(4) 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、並びに壁面の位置の制限を定める地区である。また市街地再開発事業は、高度利用地区内において行われることになっている。

本市では、総曲輪三丁目地区において約0.5haの区域で昭和51年10月29日に市街地再開発事業に伴い指定したのをはじめとして、現在18地区において指定している。

■ 高度利用地区

最終決定年月日：R3.3.23

都市計画区域名	地区名	面積	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	壁面位置の指定	最終決定年月日 告示番号
富山 高岡 広域	総曲輪三丁目地区	約0.5ha	$\frac{70}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	S51. 10. 29 富山市告示第110号
	富山駅前地区	約0.8ha	$\frac{65}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{7}{10}$	200㎡	1.5m	S63. 12. 12 富山市告示第227号
	富山駅前西地区	約0.8ha	$\frac{65}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{7}{10}$	200㎡	1.5m	S63. 4. 8 富山市告示第76号
	富山駅前桜町地区	約0.2ha	$\frac{50}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	S62. 3. 5 富山市告示第32号
	総曲輪二丁目地区	約0.3ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	S63. 4. 8 富山市告示第76号
	富山駅北・奥田新町地区	約0.7ha	$\frac{50}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	H 6. 3. 2 富山市告示第65号
	富山市大手町地区A街区	約0.7ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	H 8. 6. 21 富山市告示第186号
	富山市大手町地区B街区	約0.6ha	$\frac{50}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	H 8. 6. 21 富山市告示第186号
	富山市牛島町地区	約0.7ha	$\frac{50}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	1.5m	H10. 3. 31 富山市告示第81号
	富山市中教院東地区	約0.2ha	$\frac{50}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	1.5m	H12. 3. 1 富山市告示第43号
	富山市西町・総曲輪地区	約0.7ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	1.0m	H13. 4. 5 富山市告示第98号
	富山市総曲輪通り南地区	約1.1ha	$\frac{65}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	1.5m	H17. 12. 6 富山市告示第374号
	富山市中央通りf地区	約0.4ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	H19. 4. 26 富山市告示第213号
	富山市西町東南地区	約0.4ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	H21. 9. 25 富山市告示第510号
	富山市西町南地区	約0.8ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	H22. 9. 15 富山市告示第353号
	富山市総曲輪西地区	約1.3ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	2.0m	H23. 9. 30 富山市告示第419号
	富山市桜町一丁目4番地区	約0.7ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	R3.3.23 富山市告示第110号
	富山市中央通りD北地区	約0.8ha	$\frac{60}{10}$	$\frac{30}{10}$	$\frac{8}{10}$	200㎡	無	H30. 9. 14 富山市告示第317号
合 計								約11.7ha

(5) 防火・準防火地域

防火・準防火地域は、建築物の構造や材質を規制することにより、防火性能の高い都市の建設や市街地における火災防止、損害軽減を図ろうとする地域で、土地利用の状況や建築密度、地区の経済力等を考慮して指定するものである。

本市における防火地域は、都心部の密集商業地を火災から守り、土地の合理的利用等を図るため、昭和37年に富山駅南及び西町周辺に指定した。準防火地域は、建物の密集地域での延焼防止のため、昭和23年に都心部及びその周辺に指定した。このほか、富山駅周辺における土地区画整理事業の進捗に合わせ、防火地域及び準防火地域を次表のように変更した。

■ 防火地域、準防火地域

都市計画区域名	地 域 名	面 積	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	防火地域	27.1ha	H29.12.7 富山市告示第419号
	準防火地域	585.8ha	H29.12.7 富山市告示第419号

(6) 風致地区

風致地区は、より快適な都市環境をつくり出すため、自然環境を維持及び保護する必要があり、これらを保全するための地区である。

この地区内において建築物等の建築、木竹の伐採、土石の採取等に規制や指導が行われ、自然環境の保全を図っている。

本市の風致地区の指定は次表のとおりである。

■ 風致地区

都市計画区域名	番号	名 称	位 置	面 積	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	1号	富山城址風致地区	本丸	約 14ha	S25.7.25 建設省告示第882号
	2号	呉羽山風致地区	安養坊、五艘、五福、 寺町、金屋、呉羽町地内	約 280ha	//
合 計				約294ha	

(7) 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、総合的な駐車対策の確立及び駐車場の整備と駐車場の有効利用を推進し、円滑な自動車交通を図るための地区である。

本市では、都心地区の商業機能などをさらに活性化させるため、富山駅から西町にかけての商業地域を中心に駐車場の整備を重点的に図る地区として、富山市駐車場整備地区約291haを指定している。

また、駐車場整備を推進するための基本計画・目標年次と目標量・施策・事業計画などを盛り込んだ富山市駐車場整備計画も併せて策定している。

■ 駐車場整備地区

都市計画区域名	地 域 名	面 積	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	富山市駐車場整備地区	約 291ha	H9.12.9 市告第298号

(8) 臨港地区

臨港地区は港湾の機能を有機的に利用するため指定するもので、本市では富山港を中心とした神通川沿岸で地区を指定している。

■ 臨港地区

都市計画区域名	名 称	位 置	面 積	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	伏木富山港 臨港地区	岩瀬、東岩瀬町、 千原崎、西宮、 上野新、中島、草島、 興人町、下新西町、 下新本町、木場町、 下新北町、下新日曹 町、湊入船町の各一部	約 64.4ha (富山地区)	H28.9.30 富山県告示第427号

3. 促進区域

(1) 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市更新を図るため、市街地の計画的な整備、開発を促進するために定められる区域である。

富山市では5地区、約2.2haを市街地再開発促進区域として指定し、それぞれの地区で市街地再開発事業が施行されている。

都市計画区域名	名 称	位 置	面 積	最終決定年月日	告示番号
富山高岡広域	富山駅前 西地区	富山市新富町 一丁目	約 0.8ha	昭和63年4月8日	市告第77号
	富山駅前 桜町地区	富山市桜町 二丁目	約 0.2ha	昭和62年3月5日	市告第33号
	富山市総曲輪 二丁目地区	富山市総曲輪 二丁目	約 0.3ha	昭和63年4月8日	市告第78号
	富山駅北・奥田 新町地区	富山市奥田新町	約 0.7ha	平成6年3月2日	市告第66号
	富山市中教院 東地区	富山市中央通り 二丁目	約 0.2ha	平成12年3月1日	市告第44号
合 計	約2.2ha				

IV 都市計画施設について

IV 都市計画施設について

都市計画施設とは、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設である都市施設のうち、都市計画に定めたものである。

その都市施設を都市計画法において定める意義は、土地利用に関する計画の規制誘導を主体とした都市計画の狙いを積極的に実現していく手段として施設の位置を確定し、その区域について建築行為を規制することにより施設の整備を促進することなどが考えられる。

富山市において定められている都市計画施設については、下記のとおりである。

1. 交通施設

(1) 道路

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路である。

富山市では、130路線、延長約309kmを都市計画決定しており、その整備率は、約90.4%（概成済含む）である。

都市計画道路進捗状況調書

R7.3.31 現在

都市計画区域名 (地域名)	計画決定 総延長 (km)	改良済 総延長 (km)	概成済 総延長 (km)	路線数
富山高岡広域	254.29	218.60	15.27	97
(富山)	(236.25)	(200.79)	(15.13)	(89)
(婦中) <small>※3路線は、富山、婦中にまたがる</small>	(18.04)	(17.81)	(0.14)	(11)
富山南	54.63	42.93	2.56	33
(大沢野)	(33.93)	(24.94)	(1.57)	(15)
(大山)	(2.62)	(2.36)	(0.04)	(4)
(八尾)	(18.08)	(15.63)	(0.95)	(14)
合計	308.92	261.54	17.83	130

四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

※改良済：道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般通行の用に供している道路延長、又は事業中の区間については、事業計画区間の全体事業費に対する換算延長。

概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。

■ 都市計画において定められている都市計画道路の種別及び名称の説明

都市計画で定める名称は、番号及び路線名とし、番号の付し方は次のとおりである。

○
○
○○
○○○○
 区 分 規 模 区分毎の一連番号 路 線 名

区 分	1	自動車専用道路
	3	幹線街路に相当するもの
	7	区画街路
	8	特殊街路（ア）に相当する歩行者専用道、自転車道又は自転車歩行車道
	9	特殊街路（イ）に相当する都市モノレール専用道等
	10	特殊街路（ウ）に相当する路面電車道
規 模 (幅員)	1	幅員 40M以上のもの
	2	幅員 30M以上 40M未満のもの
	3	幅員 22M以上 30M未満のもの
	4	幅員 16M以上 22M未満のもの
	5	幅員 12M以上 16M未満のもの
	6	幅員 8M以上 12M未満のもの
	7	幅員 8M未満のもの

道路区分別都市計画道路進捗状況

■ 富山高岡広域都市計画区域

R7. 3.31現在

道路分類		幅員 (m)	小計 (地域名)	路線数	計画決定延長 (m)	整備済延長(m)		
区分	規模					改良済延長(m)	概成済延長(m)	
3	2	30~40	小計	2	7,010	7,010	0	
			(富山)	(2)	(7,010)	(7,010)	(0)	
	3	22~30	小計	14	67,220	56,269	8,057	
			(富山)	(14)	(65,700)	(54,749)	(8,057)	
			(婦中)	(1)	(1,520)	(1,520)	(0)	
	4	16~22	小計	41	116,065	97,926	3,941	
			(富山)	(38)	(105,925)	(87,926)	(3,801)	
				(婦中)	(4)	(10,140)	(10,000)	(140)
	5	12~16	小計	14	34,840	32,495	1,613	
			(富山)	(13)	(32,960)	(30,705)	(1,613)	
				(婦中)	(2)	(1,880)	(1,790)	(0)
	6	8~12	小計	13	19,560	15,488	1,658	
(富山)			(9)	(15,060)	(10,988)	(1,658)		
			(婦中)	(4)	(4,500)	(4,500)	(0)	
7	5	12~16	小計	2	670	495	0	
			(富山)	(2)	(670)	(495)	(0)	
	6	8~12	小計	2	990	990	0	
(富山)			(2)	(990)	(990)	(0)		
8	1	40以上	小計	1	250	250	0	
			(富山)	(1)	(250)	(250)	(0)	
	6	8~12	小計	2	1,630	1,630	0	
(富山)			(2)	(1,630)	(1,630)	(0)		
	7	~8	小計	3	2,250	2,250	0	
(富山)			(3)	(2,250)	(2,250)	(0)		
10	7	~8	小計	3	3,800	3,800	0	
			(富山)	(3)	(3,800)	(3,800)	(0)	
合計				97	254,285	218,603	15,269	
			(富山)	(89)	(236,245)	(200,793)	(15,129)	
			(婦中)	(11)	(18,040)	(17,810)	(140)	

■ 富山南都市計画区域

R7. 3.31現在

道路分類		幅員 (m)	小計 (地域名)	路線数	計画決定延長 (m)	整備済延長(m)		
区分	規模					改良済延長(m)	概成済延長(m)	
3	3	22~30	小計	1	1,210	1,210	0	
			(大沢野)	(1)	(1,210)	(1,210)	(0)	
	4	16~22	小計	11	22,360	13,995	507	
			(大沢野)	(6)	(15,570)	(8,149)	(110)	
			(大山)	(1)	(220)	(0)	(0)	
				(八尾)	(4)	(6,570)	(5,846)	(397)
	5	12~16	小計	10	18,210	15,287	1,665	
			(大沢野)	(4)	(8,110)	(6,955)	(1,075)	
			(大山)	(2)	(1,600)	(1,562)	(38)	
				(八尾)	(4)	(8,500)	(6,770)	(552)
	6	8~12	小計	4	9,240	8,885	355	
			(大沢野)	(3)	(8,440)	(8,085)	(355)	
			(大山)	(1)	(800)	(800)	(0)	
7	6	8~12	小計	4	1,830	1,775	30	
			(大沢野)	(1)	(600)	(545)	(30)	
			(八尾)	(3)	(1,230)	(1,230)	(0)	
7	7	~8	小計	1	640	640	0	
			(八尾)	(1)	(640)	(640)	(0)	
8	7	~8	小計	2	1,140	1,140	0	
			(八尾)	(2)	(1,140)	(1,140)	(0)	
合計				33	54,630	42,932	2,557	
			(大沢野)	(15)	(33,930)	(24,944)	(1,570)	
			(大山)	(4)	(2,620)	(2,362)	(38)	
			(八尾)	(14)	(18,080)	(15,626)	(949)	

総	合	計		130	308,915	261,535	17,826
---	---	---	--	-----	---------	---------	--------

■ 都市計画道路一覧

R7. 3.31 現在

富山高岡広域都市計画区域

No. 1

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良延長 (m)	概成済 延長(m)	街路の区間	計画決定の要		摘要
										決定年月日	幅員延長 起点、終点、変更内容	
3-2-118	滑川富山8号 バイパス線	(上市町竹鼻) 水橋五郎丸	金泉寺	32	未決定	(7,690) 6,630	6,630	0	富山県道 富山県道 富山県道	32×7,690 幅員延長 3-2-118号 S52. 2.26 32×7,690 上市町竹鼻 (6,630)	-金泉寺	
3-2-203	富山駅前通線	宝町一丁目	神通本町 二丁目	30	未決定	380	380	0	富山県道 富山県道	S20.12.29 30×345 富山駅前 神通町 S41. 4. 8 30×380 宝町一丁目 神通本町 二丁目 建設第1227号 S49. 2.19 // 番号の変更 県告第134号	-神通町	
3-3-102	富山高岡8号 バイパス線	金泉寺	(高岡市四屋) 本郷	23 (23-73)	4	(24,790) 10,890	3,409	7,481	富山県道 富山県道	23×24,790 金泉寺 (10,890) // 番号の変更 // 立体交差部分の変更 // 高岡市の立体交差部分の変更 // 車線数の決定 // 射水市の立体交差部分の変更 // 豊田 (高架) // 交差点5箇所を立体交差化 23(23~73) 富山市の交差点7箇所を立体交差化 ×24,790 (10,890)	-高岡市四屋	幹線道路羽町環線と立体交差 幹線道路七尾大間山線と立体交差 幹線道路環線と立体交差 幹線道路と平面交差4箇所
3-3-105	草島西線	四方荒屋 字迎囉割	掛尾町	25	未決定	11,800 (富山) 10,280 (柳中) 1,520	11,800 10,280 1,520	0	富山県道 富山県道 富山県道 富山県道 富山県道 富山県道	11×1,900 五輪高田線 五福 15×3,500 田刈屋線 田刈屋 11×4,400 百塚四方線 百塚村山岸 20×11,730 草島西線2・2・9号に 2・3・1号、2・3・2号を追加 // 番号の変更 // 神通川橋架の幅員の変更	-石坂 -保線と立体交差 -幹線道路10箇所、富山地 鉄上流線と平面交差 -神通羽根 -四方 -掛尾町	
3-3-201	県庁線	宝町 一丁目	栗山字 楮原割	23	4	8,550	8,550	0	富山県道 富山県道 富山県道 富山県道 富山県道	18×2,100 太郎丸線 星井町 県庁線 36×1,820 新富町 新富町 1・1・1号に2・1・2号を追加 36×4,180 1・1・1号に2・1・2号を追加 36×960 新富町 新富町 S48.12. 8 23×5,900 路線の延長 新富町 県告第1172号	-今泉 -星井町 -掛尾町 -懸川	

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の変遷		摘要
									幅員延長	国道	街路番号	決定年月日	
				28×2,460						-(都)富山南線	3-3-201号 S49. 2. 19 県告第134号	23×5,900	JR富山駅南口交通広場
											3-3-201号 S58. 2. 19 県告第128号	23×9,200	路線の延長 新富町
											3-3-201号 S61. 6. 17 県告第960号	〃	富山駅南口交通広場部分の 区域の変更
											3-3-201号 H 3. 7. 24 県告第547号	〃	富山駅南口交通広場部分の 区域の変更
											3-3-201号 H17. 4. 27 県告第283号	23×9,390	延長の変更9,200→9,390m
											3-3-201号 H24. 5. 31 県告第268号	23×8,550	延長の変更と交通広場の変 更・車線数の決定 延長の変更9,390→8,550m
3-3-202	総曲輪線	磯部町 一丁目	藤木	25	未決定	6,430	6,430	0	36×1,140	市道 磯部町一丁目-(都)県庁線	1-3-9号 S20. 12. 29 戦復告第1号	25×2,000	富山地方鉄道不二越線と 平面交差
									36×530	-(都)大泉線	S26. 3. 31 建設第279号	36×1,580	幹線街路と平面交差12箇所
									25×1,360	-(都)双代線	S41. 4. 8 建設第1227号	36×4,460	磯部
									22×1,430	-(都)草島東線	3-2-202号 S49. 2. 19	36×4,460	天正寺
									20×440	-(都)流杉町袋線	県告第134号	20×6,430	番号の変更
									25×1,530		3-4-202号 S56. 10. 17 県告第1078号	25×6,430	路線の延長
											3-3-202号 H 6. 1. 10 県告第10号	25×6,430	磯部町
											3-3-202号 H 9. 2. 17 県告第83号	〃	一部幅員の変更、名称の変更
3-3-204	富山駅東線	桜町 一丁目	千蔵町 二丁目	27	2	690	690	0	34×280	富山駅南口 交通広場	1-3-3号 S30. 3. 31 建設第478号	27×650	富山駅
									27×410	-(都)大泉線	S41. 4. 8 建設第1227号	27×690	桜町一丁目 -千蔵町二丁目
											3-3-204号 S49. 2. 19 県告第134号	〃	番号の変更
											3-3-204号 S61. 6. 17 県告第960号	〃	幅員の変更
											3-3-204号 H17. 4. 27 県告第283号	〃	富山駅南口交通広場 -堀川線 交差点形状の変更 車線数の決定
3-3-205	大手線	大手町	越前町	27	未決定	300	300	0	27×300	市道 (都)呉羽町 袋線	1-3-5号 S20. 12. 29 戦復告第1号	27×294	総曲輪
											1-3-2号 S41. 4. 8 建設第1227号	27×300	大手町
											3-3-205号 S49. 2. 19 県告第134号	〃	番号の変更

番号	名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	概成済延長(m)	街路の区間		計画決定の要		摘要	
									幅員延長	区分	街路番号	決定年月日		幅員延長
3-3-207	堀川線	牛島新町	月岡町六丁目	25	4	8,370	8,174	196	27×180	市道 (都)綾田北代線	1-3-1号	S20.12.29	27×436	JR北陸本線・富山地方鉄道本線と立体交差 富山地方鉄道不二越線と平面交差 富山地方鉄道上滝線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差13箇所
									27×110	市道	1-3-1号	S32.3.30	25×3,200	牛島 桜橋通り 堀川線
									27×100	市道 牛島第1ガード	1-3-4号	S41.4.8	25×4,070	-大町 牛島新町
									27×70	市道 -(都)富山駅東線	3-3-207号	S49.2.19	//	-大町南部 番号の変更
									25×3,340	県道	3-3-207号	S53.11.22	//	付加車線の追加
3-3-208	五艘大泉線	五艘	大泉	22	未決定	5,410	5,030	380	25×270	県道 -(都)草島東線	3-3-207号	S55.9.6	25×8,370	牛島新町-月岡新
									25×2,030	県道	3-3-207号	H17.4.27	//	幅員の変更、交差点形状の変更 車線数の決定
									35×520	県道	3-3-207号	県告第283号		牛島新町-月岡町六丁目
									25×1,750	県道 -富山中郡広域農道	1-3-12号	S20.12.29	22×2,492	神通館出線
									16×380	市道 金屋線	1-3-12号	縣復告第1号		神通町 -館出
3-3-209	牛島蛭川線	牛島本町二丁目字大百苅	蛭川	22	6,950	6,950	6,950	0	22×204	市道 -(主)富山八尾線	2-2-12号	S20.12.29	15×1,300	蛭越線
									17.25×426	市道 神通大橋	1-3-13号	S35.8.6	22×2,110	神通町 館出大泉線 館出 -大泉
									22×240	市道 -(都)牛島蛭川線	1-3-5号	S41.4.8	22×5,410	1-3-12号に1-3-13号、 2-2-12号を追加
									22×300	県道 -(一)小竹諏訪川原線	1-3-5号	S42.11.9	//	取付区間の変更 五艘-大泉
									22×3,860	市道 -(都)中老田小泉線	3-3-208号	S49.2.19	//	番号の変更
3-3-209	牛島蛭川線	牛島本町二丁目字大百苅	蛭川	22	6,950	6,950	6,950	0	27×540	県道 (都)綾田北代線	1-3-16号	S34.3.31	22×3,600	JR北陸本線・高山本線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差15箇所
									22×250	県道 -(都)五艘大泉線	1-3-6号	S41.4.8	22×4,460	牛島 -黒瀬
									22×2,290	市道 -(都)中老田小泉線	1-3-6号	S48.12.8	22×6,950	牛島蛭川線路線の延長 牛島字大百刈割
									22×1,380	市道 -(都)草島西線	3-3-209号	S49.2.19	//	番号の変更
									16×270	県道 -(主)富山環状線	3-3-209号	H17.4.27	//	幅員の変更 車線数の決定
16×500	市道 -(主)富山環状線	3-3-209号	県告第283号											
16×1,720	市道 -(都)県庁線													

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		区間		計画決定の要		摘要	
									幅員延長	街路区分	幅員延長	街路区分	決定年月日	幅員延長		起点、終点、変更内容
3-3-210	富山駅西線	宝町一丁目	神通町一丁目	22	2	590	590	0	30×60	市道	富山駅南口	宝町一丁目	S20.12.29 1-3-17号	22×602	富山駅 神通町一丁目 宝町一丁目	幹線街路と平面交差箇所
3-3-211	磯部大泉線	磯部町四丁目	西公文名	22	未決定	2,500	2,500	0	22×830	市道	(都)牛島 磯川線	(都)眞行線	S20.12.29 1-3-15号	22×2,800	布瀬 西公文名	幹線街路と平面交差箇所
3-3-217	下新西町上赤江線	下新西町字本繩割二番	上赤江町二丁目 字東条割	27 (16~33)	2 (4,2)	1,670	778	0	27~39.4 ×285	市道	(都)牛島 城川原線	(都)下新線	S41.4.8 2-2-1号	16×2,560	牛島上赤江線 牛島町	富山地方鉄道富山港線と 立体交差
3-3-262	富山駅南北線	宝町一丁目	牛島町	23	2	470	470	0	23×470	市道	(都)富山駅 西線	(都)磯田 北代線	S41.4.8 3-3-262号	23×480	宝町一丁目	JR北陸本線、高山本線 と立体交差 幹線街路と平面交差 JR富山駅西口広場 5,000㎡
3-3-270	下赤江新庄線	下赤江一丁目 字神田	新庄町 字銀座	25	未決定	2,600	598	0	25×2,600	市道	(都)大泉 赤江線	(都)眞羽 町袋線	S41.4.8 3-3-270号	25×2,600	下赤江町一丁目 字神田	JR北陸本線と立体交差、幹 線街路と平面交差箇所
3-4-103	東老田高岡線	東老田 (高岡市大野)	中老田	20	2	(11,250) 2,455	0	0	20×11,250 (2,455)	市道	東老田	高岡市大野 -中老田	S41.4.8 3-4-1号	20×4,240 20×8,590	中老田高岡線 中老田字中野 -小杉町下条新 路線の延長	
													S46.1.16 3-4-1号	20×8,590	中老田字中野 -大門町枇杷首 路線の延長、番号の変更	
													S49.2.19 3-4-103号	20×9,800	中老田字中野 東老田高岡線 (名称路線の変更)	
													S49.2.19 3-4-103号	20×11,250	東老田 -高岡市大野	
													S49.9.26 3-4-103号	〃	東老田 区域の変更	
													S49.9.26 3-4-103号	〃	東老田 区域の変更	

番号	名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	概成済延長(m)	街路区分	区間	内訳	街路延長	幅員延長	計画決定の要	要
3-4-104	中老田小泉線	婦中町安田 字前田 二番割	大日橋西詰	20	未決定	11,170 (富山) 9,670 (婦中) 1,500	11,170	0	20×2,370 20×760 16×490	県道 県道 県道	(都)金屋線 (都)草島西線 (市)五福羽根線 -有沢橋西詰 -有沢橋東詰 -地鉄不二越線	20×2,370 20×760 16×490	S33. 2.20 建設第223号 S41. 4. 8 20×11,170 建設第1227号 S49. 2.19 県告第134号	22×4,500 小泉線 神明羽根 -中市字割出割 中老田小泉線 婦中町安田字 前田二番割 番号の変更	J R高山本線と立体交差 富山地方鉄道不二越線と 平面交差 幹線街路と平面交差17箇所
3-4-206	富山駅根塚線	新富町 一丁目	掛尾町	18 (18-33)	2 (4,2)	3,780	3,780	0	27×1,300 22×1,110 18×1,370	市道 市道 県道	富山駅前口 交通広場 -(都)中老田小泉線 -(都)草島西線 -(都)草島東線 -大日橋西詰	27×1,300 22×1,110 18×1,370	S20.12.29 富山駅 戦後第1号 S41. 4. 8 新富町一丁目 建設第1227号 S48.12. 8 27×3,780 路線の延長 新富町一丁目 番号の変更 S49. 2.19 番号の変更 S49. 2.19 番号の変更 S49. 2.19 番号の変更 H 9.10. 8 幅員の変更 (安住橋) 丸の内交差点から北へ 60m区間の幅員の変更 H20. 2.28 18×3,780 市告第94号	幹線街路と平面交差11箇所	
3-4-212	綾田北代線	綾田町 二丁目	北代字中谷	20 (18-32)	2 (2,4)	5,560	3,903	36	16×930 20×165 26.5×200 26.5×230 26.5×230 20×875 20×2,930	市道 市道 市道 市道 市道 市道 県道	-(都)大泉 赤江線 -(都)東岩瀬線 -(都)堀川線 -(都)牛島嶋川線 -(都)北代線	22×2,100 牛島 綾田北代線 綾田字 早稲田割 番号の変更 橋梁幅員の変更 御道設置 幅員の変更 北大橋のバルコニーの設置 幅員の変更 車線数の決定 交通広場の追加 710㎡ 幅員の変更 綾田町二丁目 北代字中谷	あいの風とやま鉄道線と 立体交差 幹線街路と平面交差11箇所 交通広場710㎡		

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の要		摘要
									幅員延長	区分	区	間	
3-4-216	打出線	四方荒屋 字迎幅割	打出字 浜田	20	未決定	2,640	430	1,430	20×910	国道 (都)草島西線 -国道415号	2-2-3号 S29, 5, 8 建設第92号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-216号 S49, 2, 19 県告第134号 3-4-216号 H 2, 11, 17 県告第857号	11×650 四方田町 20×2,700 今市字一番割 "- 打出字 浜田 "- 番号の変更 20×2,640 起点の変更 四方荒屋字 迎幅割 "- 打出字 浜田 "- 五本覆	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-218	双代線	山室	五本覆	16	未決定	6,700	6,513	187	16×870	県道 (都)草島東線 - (都)中老 田小泉線 - (市)中市中川原線 16×445 16×1,950 16×1,540 14×1,895	2-2-2号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-218号 S49, 2, 19 県告第134号 3-4-218号 H 4, 4, 4 県告第322号 3-4-218号 H 7, 7, 7 県告第457号	" 番号の変更 " 交差点の変更 " 付加車線の追加	富山地方鉄道本線と平面交差 幹線街路と平面交差9箇所
3-4-219	北代線	茶屋町字向開	八町南	16 (16~17)	2	2,620	1,723	45	16×1,480	県道 (都)呉羽町袋線 - (市)小竹諏訪川原線 - (市)下赤江新庄線 16×1,210	2-2-3号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-219号 S49, 2, 19 県告第134号 R3, 2, 26 県告第82号	" 番号の変更 " 茶屋町字向開 計画延長、一部幅員の変更 車線数の決定	あいの風とやま鉄道線と立体交差 北陸新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所
3-4-220	東岩瀬駅前線	東岩瀬 御蔵町	東岩瀬 御蔵町	16	未決定	200	200	0	16×200	市道 (都)東岩瀬線 - (都)東岩瀬 御蔵町 16×340	2-2-4号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-220号 S49, 2, 19 県告第134号	" 番号の変更	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-221	富山港線	東岩瀬 松原町	東岩瀬 松原町	16	未決定	340	0	170	16×340	市道 (都)東岩瀬線 - (都)東岩瀬 松原町 2-2-5号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-221号 S49, 2, 19 県告第134号	" 番号の変更 " 番号の変更	幹線街路と平面交差1箇所	
3-4-222	寺町線	高田字 川原町	寺町	16	未決定	1,220	1,000	0	16×820	市道 (都)草島高線 - (都)金屋線 - 寺町 16×400	2-2-11号 S20, 12, 29 戦復告第1号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-222号 S49, 2, 19 県告第134号	" 番号の変更 " 番号の変更	幹線街路と平面交差2箇所
3-4-223	東富山駅前線	米田	中田	18	未決定	350	0	0	18×350	県道 JR北陸本線 - (都)大泉 赤江線 18×350	2-2-13号 S41, 4, 8 建設第1227号 3-4-223号 S49, 2, 19 県告第134号	" 番号の変更	幹線街路と平面交差1箇所

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の変更		摘要
									幅員延長	区分	街路番号	決定年月日	
3-4-228	大泉太郎丸線	大泉本町 一丁目	布瀬町南 三丁目	16 (15~ 16)	2	2,700	2,700	0	15×740	市道	2-2-17号 S35. 8. 6 建設第1547号	大泉	幹線街路と平面交差8箇所
3-4-232	大泉線	永楽町 字竹鼻	本瀬町字 万年割	16 (15~20)	(2,4)	5,630	4,384	0	27×1,210	県道	1-3-4号 S35. 8. 6 建設第1547号	大泉線 東田地方 大泉本郷線 大泉	北陸新幹線と立体交差 あいの風とやま鉄道線と立体交差 富山地方鉄道不二越線と平面交差 幹線街路と平面交差4箇所
3-4-234	富山南線	栗山字緒原割	福居	19.75 (19.75 ~63)	4	2,200	707	0	19.75×2,200	国道	3-4-234号 R23.12. 9 県告第464号	栗山字緒原割	幹線街路と平面交差1箇所 富山市福居地内にインターチェン ジを設ける
3-4-249	布瀬太郎丸線	布瀬町字 上種田割	太郎丸字 伊地免割	16	未決定	1,130	1,130	0	16×1,130	市道	3-4-3号 S48.12. 8 県告第1172号	布瀬町字 上種田割	幹線街路と平面交差4箇所
3-4-250	二口今泉線	二口町字 前田割	今泉	16	未決定	770	770	0	16×770	市道	3-4-4号 S48.12. 8 県告第1172号	二口町字 前田割	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-251	太郎丸線	太郎丸字 伊地免割	太郎丸字 伊地免割	16	未決定	520	520	0	16×520	市道	3-4-5号 S48.12. 8 県告第1172号	太郎丸字 伊地免割	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-252	問屋線	上飯野字 田畑割	上富居字 苗代割	16	未決定	1,010	1,010	0	16×1,010	市道	3-4-252号 S56. 5. 30 県告第580号	上飯野字 田畑割	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-253	田中線	縫田字 三百辺割	上富居字 苗代割	16	未決定	970	970	0	16×970	市道	3-4-253号 S56. 5. 30 県告第580号	縫田字 三百辺割	幹線街路と平面交差2箇所
3-4-254	経堂中間島線	経堂三丁目	中間島 一丁目	16	2	1,650	913	0	16×1,650	市道	3-4-254号 S56.10.17 県告第1078号	経堂字苗代割	幹線街路と平面交差2箇所
3-4-255	富山空港線	蛭川	秋ヶ島	20	未決定	1,720	1,720	0	20×1,400	県道	3-4-255号 S58. 2.19 県告第128号	蛭川	幹線街路と平面交差2箇所

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良延長 (m)	概成済 延長(m)	街路の区 別延長	内 訳	計 画 決 定 の 変 遷	摘 要
3-4-256	新保線	萩原	吉倉	16	未決定	4,900	4,900	0	16×4,900 県道(都)草島高線	(都)新保線 -吉倉 -黒崎字 寺田割	16×3,870 萩原 -新保 16×4,900 萩原 -吉倉	北陸自動車道と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所 (都)草島西線と立体交差1箇所
3-4-257	西荒屋黒崎線	西荒屋	黒崎字 寺田割	16	未決定	730	349	0	市道(都)新保線	(都)牛島 城川線	16×730 西荒屋 16×390 栗山	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-259	総合運動公園線	栗山	任海	20	未決定	390	390	0	市道(都)県庁線	総合運動公園	20×390 栗山	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-260	牛島城川原線	牛島本町 二丁目 字大百刈	城川原 三丁目	20	未決定	3,220	2,290	0	市道(都)綾田 北代線	新四ツ屋 橋詰 - (都)湊入船町線 -国道8号 - (都)東岩瀬線	20×3,220 牛島本町二丁目字大百刈 // 幅員の変更(いたち川橋)	幹線街路と平面交差3箇所 富山高岡8号線バイパスと 立体交差
3-4-261	湊入船町線	木場町	湊入船町	20	未決定	760	760	0	市道(都)牛島 城川原線	(都)富山 駒北線	20×760 木場町	幹線街路と平面交差3箇所
3-4-263	牛島町線	牛島本町一丁 目字大百刈	牛島新町	16	未決定	800	800	0	市道(都)牛島 城川原線	(都)牛島 駒北線	16×800 牛島本町 一丁目字大百刈	幹線街路と平面交差4箇所
3-4-268	町村線	荒川字 経堂下割	本郷町字 水懸割	16	2	4,500	3,417	0	市道(都)経堂中 間島線	(都)大森線 間島線	16×2,530 荒川字 経堂下割 16×4,390 荒川字 水懸割 16×4,500 計画延長、終点、区域の変更 車線数の決定	幹線街路と平面交差5箇所
3-4-269	下新線	下新町字 本縄割一番	下新本町字 早稲田割一番	16	2	680	680	0	(都)湊入船 町線	(都)下新西 町上赤江線	16×680 下新町字 本縄割一番 区域の変更	幹線街路と平面交差2箇所
3-4-271	不二越町秋吉線	東石金町	天正寺	16	未決定	1,330	1,287	0	市道(都)双代線	(都)草島 東線	16×1,330 東石金町	幹線街路と平面交差4箇所
3-4-272	秋吉中央線	秋吉字 四難田割	中川原字 土場割	16	未決定	930	930	0	市道(都)総曲輪線	(都)中老 田小泉線	16×930 秋吉字 四難田割	幹線街路と平面交差5箇所
3-4-273	上新保線	堀	上新保字 三原田割	16	未決定	490	490	0	市道(都)堀川線	(主)富山 大沢野線	16×490 堀 -上新保字 三原田割	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-276	長江公園線	荒川字 橋台割	荒川字 下上免割	18	未決定	310	310	0	市道(都)草島東線	長江公園	18×310 荒川字 橋台割	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-277	富山空港緑地線	才覚寺	経田	16	2	250	250	0	市道(都)才覚寺	経田	16×250 才覚寺 // 区域の変更	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-278	富山新駅停車場線	下富居 字籠荷割	鍋田	16	2	610	610	0	県道(都)双代線	(都)双代線 -下富居 字籠荷割	16×610 下富居 字籠荷割	幹線街路と平面交差1箇所
3-4-281	塚原羽根線	婦中町塚原 字島黒瀬	婦中町羽根	20	4	5,200	5,200	0	国道(都)草島西線	婦中町羽根	20×5,200 塚原 番号の変更 車線数の決定	J R 高山本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所 自動車専用道路と立体交差1箇所
3-4-602号 S49. 2. 19												
3-4-602号 S50. 3. 29												
3-4-602号 S58. 2. 19												
3-4-602号 S62. 5. 23												
3-4-281号 R4. 1. 21												

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の要		摘要	
									幅員延長	区分	街路番号	決定年月日		幅員延長
3-5-227	磯部清水線	磯部町 二丁目	清水元町	15	未決定	2,650	2,650	0	15×2,650	市道 磯部町 二丁目	2-2-2号 2-2-9号 3-5-227号	S20.12.29 S41.4.8 S49.2.21	磯部 磯部町二丁目 番号の変更	幹線街路と平面交差8箇所
3-5-229	呉羽町袋線	茶屋町 字向開	町袋	15	2	12,950	12,550	420	12×1,100 19×320 22×300 22×1,280 27×710	県道 (都)北代線 (都)金屋線 -県道富山球場前 -(都)草島西線 -富山大橋東詰 -(都)県庁線	1-3-7号 1-3-8号 1-3-18号 2-2-12号	S20.12.29 S26.3.31 S41.4.8	諏訪川原線 桜木町 新庄線 桜木町 呉羽線 鶴島 呉羽町袋線1・3・7号に1・3・9号、1・3・18号を追加 茶屋町 番号の変更	JR高山本線、富山地方 鉄道 不二越線、富山地方鉄道 本線と立体交差 富山高岡8号線ハイパス線 と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所
3-5-230	水橋清川線	水橋 辻ヶ堂	水橋市江	15	未決定	1,780	1,232	548	15×760 15×680 15×560 16×540	国道 国道 国道 市道	3-5-229号 2-2-1号 2-2-14号 2-2-14号	H20.2.28 S28.11.28 S42.1.24 S47.8.10	水橋町荒町 水橋町市江 水橋辻ヶ堂 水橋町が富山市と合併により 変更 浦の橋取り付け区間の延長 番号の変更 一部幅員の変更	幹線街路と平面交差2箇所
3-5-231	中野公文名線	中野新町	大泉東町 一丁目	12	未決定	1,200	1,200	0	15×570 12×420 12×210	県道 (都)堀川線 -三宅荒屋富山線 -(都)五艘大泉線	2-3-5号 2-3-1号 3-5-231号	S35.8.6 S41.4.8 S49.2.21	中野新町 中野新町 番号の変更	幹線街路と平面交差4箇所

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の 内容	摘要
									幅員延長	幅員延長		
3-5-233	針原線	針原中町字 馬放割	下飯野字 馬塚割	12 (12~16)	2	1,550	1,550	0	12×1,550	国道	2-3-4号 S41. 4. 8 12×1,730 針原中町 建設第1227号 3-5-233号 S49. 2. 21 // 番号・線形の変更 市告第16号 3-5-233号 R3. 8. 4 12~16×1,550 針原中町字馬放割-下飯野字馬塚割 計画延長、一部幅員の変更 起点の変更、車線数の決定 市告第351号	幹線街路と平面交差2箇所 馬塚割
3-5-238	水橋駅前線	水橋辻ヶ堂	水橋伊勢屋	12	未決定	160	160	0	12×160	市道	2-3-13号 S42. 1. 24 12×160 水橋辻ヶ堂 建設第151号 3-5-238号 S49. 2. 21 // 番号の変更 市告第16号	幹線街路と平面交差1箇所
3-5-239	経堂線	天正寺字 土田割	経堂字 餅田割	12	未決定	470	470	0	12×470	市道	3-5-239号 S59. 10. 17 12×950 天正寺字土田割 市告第151号 3-5-239号 H 4. 9. 11 12×470 天正寺字土田割-経堂字餅田割 市告第213号	幹線街路と平面交差3箇所 餅田割
3-5-265	今泉安養寺線	今泉	安養寺字 平均割	12	未決定	4,040	4,040	0	12×4,040	市道	3-5-265号 H 1. 4. 8 12×4,040 今泉 市告第75号	北陸自動車道と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所 平均割
3-5-274	秋吉一号線	秋吉字 大曲割	秋吉字 城野木割	12	未決定	770	770	0	12×770	市道	3-5-274号 H 7. 7. 7 12×770 秋吉字大曲割 市告第180号	幹線街路と平面交差3箇所 城野木割
3-5-275	秋吉二号線	秋吉字 大曲割	天正寺	12	未決定	770	770	0	12×770	市道	3-5-275号 H 7. 7. 7 12×770 秋吉字大曲割 市告第180号	幹線街路と平面交差3箇所
3-5-284	本郷砂子田線	婦中町 西本郷	婦中町 砂子田	12 (11~12)	2	1,790	1,790	0	11×550 12×1,240	市道	2-2-2号 S41. 4. 8 12×1,690 西本郷 建設第1231号 3-5-604号 S49. 2. 19 12×1,690 西本郷 町告第4号 3-5-604号 H 4. 8. 24 12×1,790 西本郷 町告第89号 3-5-284号 R 4. 1. 21 11~12×1,790 西本郷 市告第19号	幹線街路と平面交差4箇所 砂子田
3-6-235	栗山線	栗山字 沢下割	栗山字 沢下割	11	2	570	345	205	11×570	国道	3-6-235号 H24. 5. 31 11×570 栗山 県告第268号	幹線街路と平面交差1箇所
3-6-241	立山町畠等線	水橋辻ヶ堂	水橋畠等	11	未決定	620	0	55	11×620	市道	S42. 1. 24 11×620 水橋辻ヶ堂 建設第151号 3-6-241号 S49. 2. 21 // 番号の変更 市告第16号	幹線街路と平面交差2箇所
3-6-242	大正町池田町線	水橋川原町 字蛭子下	水橋池田 字蛭子下	11	2	2,000	922	45	12×250 16~17×510	市道	2-3-12号 S42. 1. 24 11×1,320 水橋川原町 建設第151号 3-6-242号 S49. 2. 21 // 番号の変更 市告第16号 3-6-242号 S51. 1. 10 12×2,000 路線と幅員の変更 市告第6号 水橋川原町 H17. 12. 14 11×2,000 幅員の変更 市告第392号 水橋川原町字 蛭子下 車線数の決定 水橋池田	J R北陸本線と平面交差 幹線街路と平面交差3箇所

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		計画決定の変更		摘要
									幅員延長	区分	街路番号	決定年月日	
3-6-279	富山山田線	婦中町 下替田	婦中町 笹倉	8	2	2,330	2,330	0	8×1,360	市道 下替田線	2-1-1号 S41. 4. 8 建設第1231号 3-4-603号 S49. 2. 19 県告第134号 3-4-603号 S50. 3. 29 県告第303号 3-6-279号 R4. 1. 21 県告第26号	下替田 下替田 下替田 下替田 下替田 車線数の決定	J R高山本線と平面交差 幹線街路と平面交差6箇所 -笹倉 -笹倉 -落合橋東詰 番号、幅員の変更 -笹倉
3-6-280	笹倉朝日線	婦中町笹倉	婦中町笹倉	8 (8-16)	2	1,320	1,320	0	16×300	県道 根線	1-小-1号 S41. 4. 8 建設第1231号 3-6-608号 S49. 2. 19 県告第134号 3-6-608号 S50. 3. 29 県告第303号 3-6-280号 R4. 1. 21 県告第26号	笹倉 笹倉 番号の変更 笹倉 延長と起点変更 -笹倉 番号、一部幅員の変更 車線数の決定	幹線街路と平面交差2箇所 -笹倉 -笹倉 -笹倉 -笹倉
3-6-285	速星駅宮ヶ島線	婦中町速星	婦中町下坂倉	11	2	630	630	0	11×630	市道 婦中町速星 山田線	2-3-1号 S29. 1. 18 建設第8号 3-6-606号 S49. 2. 19 町告第4号 3-6-285号 R4. 1. 21 市告第19号	速星 速星 番号の変更 速星 番号、計画延長、終点の変更 車線数の決定	幹線街路と平面交差2箇所 -下坂倉 -下坂倉 -下坂倉
3-6-286	速星駅小倉線	婦中町速星	婦中町速星	8	2	220	220	0	8×220	市道 速星駅 熊野十五 丁線	1-小-1号 S41. 4. 8 建設第1231号 3-6-607号 S49. 2. 19 町告第4号 3-6-286号 R4. 1. 21 市告第19号	速星 速星 番号の変更 速星 番号、計画延長、終点の変更 車線数の決定	幹線街路と平面交差1箇所 -速星 -速星
7-5-267	西長江線	柴町一丁目	西長江 一丁目	12	未決定	400	400	0	12×400	市道 五艘 大泉線	7-5-267号 H 4. 4. 4 市告第87号	柴町一丁目 西長江一丁目	幹線街路と平面交差2箇所 富山地方鉄道上郷線と平面交差
7-5-268	富山駅横断東線	桜町一丁目	牛島町	12 (8-12)	2	270	95	0	12×270	市道 桜町一丁目 牛島町	7-5-268号 H17. 4. 27 市告第87号	桜町一丁目 牛島町	J R北陸本線・富山地方 鉄道本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所
7-6-266	経堂1号線	経堂字 道古割	経堂一丁目	9	未決定	740	740	0	9×740	市道 草島東線 経堂線	7-6-266号 H 2. 8. 6 市告第141号	経堂字 道古割 -経堂一丁目	幹線街路と平面交差2箇所
7-6-269	牛島本町線	牛島本町 一丁目	牛島本町 一丁目	11	2	250	250	0	11×250	市道 牛島本町 一丁目	7-5-269号 H17. 4. 27 市告第87号	牛島本町 一丁目 -牛島本町 一丁目	幹線街路と平面交差2箇所
8-1-206	湊入船町1号線	湊入船町	湊入船町	40	定めない	250	250	0	40×250	市道 北線	8-1-206号 H 5. 4. 22 県告第331号	湊入船町 -湊入船町 一丁目	特殊街路
8-6-202	神通寺町線	五福字 田中島	寺町字 橋下	9	定めない	1,550	1,550	0	9×170 2×660 9×720	市道 市道 市道	8-6-202号 S51. 11. 5 県告第113号	五福字 田中島 -寺町字橋下	
8-6-207	富山駅北口東線	牛島町	牛島町	7.5-11	定めない	80	80	0	7.5-11 ×80	市道 牛島町	8-6-207号 H17. 4. 27 市告第87号	牛島町 -牛島町	自転車・歩行者専用道

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良延長 (m)	概成済 延長(m)	街路の区分	区間		計画		決定の要		摘要	
										幅員延長	間	決定年月日	幅員延長	起点、終点、変更内容	変更内容		
8・7・201	新富町牛島線	新富町 一丁目	牛島町	6 (4~8)	定めない	420	420	0	市道 富山駅 市道 富山駅北口広場	-富山駅南口 -富山駅北口広場	8・7・1号 S46. 1. 26 市告第9号	4×250	新富町一丁目	-牛島町	自転車・歩行者専用道 JR北陸本線と立体交差 牛島町地内に面積850㎡の 地下広場を設ける		
8・7・203	堀川西1001号線	新根塚町 三丁目	二口町 四丁目	6 (6~ 9.1)	定めない	1,370	1,370	0	市道 (都)中老田 小泉線	-(都)草島 西線	8・7・203号 S55. 1. 12 市告第6号	6×1,400	新富町一丁目	-二口町字 茶苗代割	自転車歩行者専用道路 幹線街路と平面交差4箇所		
8・7・204	堀川西1002号線	二口町 一丁目	二口町 二丁目	6 (6~ 9.1)	定めない	460	460	0	市道 (都)牛島 堀川線	-(都)富山 駅根塚線	8・7・204号 S55. 1. 12 市告第6号	6×520	二口町字 山倉割	-根塚町字 島田割	自転車歩行者専用道路 幹線街路と平面交差2箇所		
10・7・201	富山ライイトレール線	新富町 一丁目	奥井町字 狭間田割	3 (3~11)	定めない	1,350	1,350	0	市道 富山駅北広場	-奥井町	10・7・201号 H16. 11. 30 市告第351号	3×1,100	牛島町	-奥井町字 狭間田割	幹線街路と平面交差4箇所 鉄道と立体交差3箇所 停留所5箇所		
10・7・202	大学前安野屋線	五福字才勝	安野屋町 二丁目	6.5 定めない	1,510	1,510	1,510	0	市道 五福字才勝	-安野屋町 二丁目	10・7・201号 H21. 12. 25 市告第665号	3×1,100	一部複線化、停留所追加		幹線街路と平面交差2箇所		
10・7・203	丸の内西町線	丸の内 三丁目	西町	3 (3~11)	定めない	940	940	0	市道 (都)富山駅 根塚線	-(都)大手線 根塚線	10・7・201号 H25. 6. 28 市告第288号	3×1,350	路線の延長 新富町一丁目	-奥井町字 狭間田割	幹線街路と平面交差5箇所 停留所3箇所		
合計	路線数97 (富山) 路線数89 (婦中)					254,285	218,603	15,269									
						236,245	200,703	15,129									
						18,040	17,900	140									

富山南都市計画区域

R7. 3.3.1現在
No. 1

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良延長 (m)	概成済 延長(m)	街路の 幅員延長	区分	区間	計画決定の変遷				摘要
												街路番号	決定年月日	幅員延長	起点、終点、変更内容	
3・3・1	運動公園線	上大久保 字高安割	東大久保 字亀の甲割	25	2	1,210	1,210	0	25×1,060	県道	(都)中央幹線 - (八木山)字牛洗割 - 運動公園	3・3・2 S59.12.25 25×2,000 西塩野 県告第1183号 3・3・1 H24.5.31 25×1,210 起終点位置の変更 上大久保字高安割 H28.11.30 都市計画区域名の変更 県告第269号 H28.11.30 都市計画区域名の変更 県告第520号	上大久保 下水花割 東大久保字亀の甲割	幹線街路と平面交差2箇所		
3・4・1	北幹線	下大久保 字八番割	下大久保	20	2	1,530	1,420	110	14×530	県道	(都)富山南線 - (都)中央幹線 - (一)下大久保上藤野線	3・4・1 S59.12.25 20×1,000 下大久保字八番割 県告第1183号 H24.5.31 起終点位置の変更 下大久保字八番割 H28.11.30 都市計画区域名の変更 県告第520号	下大久保	幹線街路富山南線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所		
3・4・2	春日公園線	春日	春日	20	2	620	620	0	20×345	市道	(都)加納春 日線	3・4・2 H24.5.31 20×620 春日 市告第222号 H28.11.30 都市計画区域名の変更 市告第498号	春日	幹線街路と平面交差1箇所		
3・4・3	大久保小線	下大久保 字十番割	下大久保 字二番割	16	2	770	769	0	16×770	市道	(都)中央幹線 - 下大久保 字二番割	3・4・3 S59.12.25 16×800 下大久保字十番割 県告第1183号 H10.12.11 一般県道笹津安養寺線の交差点において隅切り追加 県告第683号 H24.5.31 起終点位置の変更 下大久保字十番割 H28.11.30 都市計画区域名の変更 市告第498号	下大久保字四番割	幹線街路と平面交差2箇所		
3・4・4	長附加納線	長附	加納	20	2	1,210	1,181	0	20×690	市道	(都)中央幹線 - (都)西幹線	1・小・6 S31.10.8 8×1,743 加納八木山線 建告第1605号 3・4・5 S60.2.23 20×1,700 高校幹線 幅員、終点位置の変更 加納 3・4・4 H24.5.31 20×1,210 名称、起終点位置の変更 長附 H28.11.30 都市計画区域名の変更 市告第498号	八木山杉原割377番 八木山松原割 一部区間の幅員変更 加納	幹線街路と平面交差3箇所		
3・4・5	西幹線	高内	上二杉	18	2	1,640	1,010	0	12×670	市道	(都)高内稲 代幹線	3・4・6 S59.12.25 20×1,660 高内 県告第1183号 3・4・5 H24.5.31 18×1,640 幅員、終点位置の変更 高内 H28.11.30 都市計画区域名の変更 市告第498号	西塩野 上二杉	幹線街路と平面交差3箇所		
3・4・6	富山南線	福居	楡原	19.75 (8~67)	2	9,800	3,149	0	19.75×4,000 (18.15~67) 8×5,780 (8~53)	国道	(都)高内 稲代幹線 - 楡原	3・4・8 H23.12.9 19.75× 県告第465号 9,800 楡原 H28.11.30 都市計画区域名、名称の変更 県告第520号	楡原	富山市場内、稲代地内、長走 地内及び楡原地内にインター チェンジを設ける 長走地内のインターチェンジか ら既存道路に接続する道路を設 ける		

富山南都市計画区域

No. 2

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		区間	計画決定の変遷				摘要
									幅員延長	区分		街路番号	決定年月日	幅員延長	起点、終点、変更内容	
3・4・7	上瀧駅前線	中瀧 字作鼻割	三室荒屋 字出口割	16	2	220	0	0	16×120	県道	上瀧駅前広 場	-(市)上瀧 中央線 -(都)荒屋 合口用水線	II・2・1 S33. 2. 20 建設第218号 " S35. 8. 6 建設第1551号 3・4・7 H28. 11. 30 都市計画区域名、名称、起終点字名の變更 中瀧字作鼻割 " H29. 12. 25 延長の變更 市告第438号	16×332 中瀧字作鼻割198 " 16×337 起点位置、延長、広場面積の變更 " 16×340 都市計画区域名、名称、起終点字名の變更 " 16×220 延長の變更	荒屋諏訪ノ木割719 荒屋諏訪ノ木割719 三室荒屋字出口割	富山地方鉄道 上瀧駅前広場約 1,586㎡ 幹線街路と平面交差3箇所
3・4・8	鏡町水谷線	八尾町 字西下島	八尾町 上高善寺 字上野	16 (12~16)	2	2,560	2,191	369	14×88	市道	(都)高瀬井 田線	-(市)八尾 上野線 -(都)八尾 八尾線 -(都)妙川 寺井田線 -(都)工業 団地線	2・2・1 S38. 12. 28 建設第3267号 3・4・2 S55. 3. 11 建設第240号 " H28. 11. 30 建設第518号 " H29. 12. 25 延長の變更 市告第438号	16×2,191 八尾字西下島048番地 水谷字小田島212番地 " 16×2,560 終点位置、名称の變更 " 16×60 市道 八尾町字西下島 上高善寺上野 " 12×883 県道 八尾町字西下島 八尾町上高善寺上野	幹線街路と平面交差3箇所	
3・4・9	福島石戸線	八尾町福島 字川口	八尾町石戸	16	2	1,120	765	28	16×900	国道	(都)八尾駅 上井田新線	-(市)八尾 石戸線 -(八尾町)石 戸	2・2・3 S38. 12. 28 建設第3267号 3・4・3 S55. 3. 11 建設第240号 " H27. 3. 30 建設第163号 " H28. 11. 30 建設第520号	16×1,227 下新町石戸線 石戸字浄円268番地 " 16×2,230 八尾字十三石尻43の甲 石戸字浄円 " 16×1,120 福島字烏帽子形 八尾町石戸 " 16×1,120 起終点位置の變更 八尾町福島字川口 " 16×1,120 起終点位置の變更 八尾町福島字川口 " 16×2,630 都市計画区域名	JR高山本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
3・4・10	工業団地線	八尾町 上高善寺 字上野	八尾町 保内二丁目	16	2	2,630	2,630	0	16×2,630	市道	(都)鏡町水 谷線	-(市)保内 神連線	3・4・5 S55. 3. 11 建設第240号 3・4・10 H28. 11. 30 市告第497号	16×2,630 上高善寺上野 福島字前山 " 16×2,630 都市計画区域名、名称、起終点字名の變更 " 16×750 八尾町上高善寺上野 八尾町保内二丁目	幹線街路と平面交差3箇所	
3・4・11	八尾駅福島線	八尾町 福島四丁目	八尾町 福島三丁目	16	2	260	260	0	16×260	市道	八尾駅前広 場	-(都)福島 石戸線	3・4・6 S55. 3. 11 建設第240号 " H27. 3. 30 市告第107号 3・4・11 H28. 11. 30 市告第498号	16×260 八尾町井田線 井田字車田 " 16×260 名称、終点位置、起終点字名の變更 " 16×260 八尾町福島四丁目 八尾町福島三丁目 " 16×260 都市計画区域名	約2,000㎡の八尾駅前広場を 設ける 幹線街路と平面交差1箇所	
3・5・1	上久保上二杉線	上二杉字 大銀納割	上二杉	12	2	740	740	0	12×740	県道	(都)中央幹線	-(都)西幹 線	3・5・1 H24. 5. 31 建設第269号 " H28. 11. 30 建設第520号	12×740 上二杉字 大銀納割 " 12×3,800 下久保字五番割 高内	幹線街路と平面交差2箇所	
3・5・2	東幹線	下久保 字五番割	高内	12	2	3,800	3,800	0	16×2,040 (13.6~19.4) ×285 12×1,760 (9.5~19)	県道	(都)北幹線	-(都)運動 公園線 -(都)中央 幹線	3・5・2 H24. 5. 31 建設第269号 " H28. 11. 30 建設第520号	12×3,800 下久保字五番割 高内	幹線街路と平面交差4箇所	
3・5・3	高内稲代幹線	高内	稲代	12	2	1,340	495	765	12~15× 705	県道	(都)中央幹線	-(都)中央幹線 線 -JR高山本線	1・小・5 S31. 10. 8 建設第1605号 2・3・1 S42. 11. 17 建設第3878号 3・4・7 S59. 12. 25 建設第1183号 3・5・3 H24. 5. 31 建設第269号 " H28. 11. 30 建設第520号	8×1,884 高内岩木新線 岩木新堤田割16番 12×1,310 高内稲代線 高内稲代線 20×1,250 稲代75番地 稲代75番地 12×1,340 稲代75番地 稲代75番地 12×1,340 稲代75番地 稲代75番地 12×1,340 稲代75番地 稲代75番地	JR高山本線と立体交差 幹線街路富山南線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

富山南都市計画区域

No. 3

番号	名称	起点	終点	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	改良延長(m)	概成済延長(m)	街路の区間		区間	計画決定の変遷		摘要
									幅員延長	区分		街路番号	決定年月日	
3・5・4	加納春日線	加納	春日	14	2,230	2,230	1,920	310	13.5×790(11~15)	県道	(都)高内稲代幹線 (都)春日加納公園線	幅員延長 8×2,634 加納629番 春日368番 建設第1605号 3・5・4 H24.5.31 幅員、終点位置、名称の変更 県告第269号 加納 H28.11.30 都市計画区域名 県告第520号	JR高山本線と平面交差 幹線街路と平面交差4箇所	
3・5・5	上滝駅公園下線	中滝字作鼻割	上滝字陳林割	12	1,010	972		38	12×1,010	県道	(都)荒屋合口用水線	幅員延長 12×990 中滝作鼻割260 上滝陳林割2503 建設第218号 S35.8.6 起終点位置、法線、の変更 中滝作鼻割123 上滝陳林割17の1 3・5・5 H28.11.30 都市計画区域名、名称、起終点字名の変更 中滝作鼻割 上滝字陳林割 県告第519号	幹線街路と平面交差2箇所	
3・5・6	上滝駅荒屋線	中滝字作鼻割	三寮荒屋字清水田割	12	590	590		0	12×530	県道	(都)荒屋合口用水線	幅員延長 12×530 中滝作鼻割193 荒屋清水田割465の5 建設第218号 3・5・6 H28.11.30 都市計画区域名、名称、起終点字名の変更 中滝作鼻割 三寮荒屋字清水田割 延長の変更 530m→590m H29.12.25 県告第497号	幹線街路と平面交差3箇所	
3・5・8	八尾駅上井田新線	八尾町福島字沼田割	八尾町小長谷字水沢	12	890	805		85	18.5×70	県道	JR高山本線 八尾駅	幅員延長 16×950 福島妙川寺線 福島字川口43の3番地 妙川寺字小和清水114番地 建設第3267号 3・4・4 S55.3.11 起終点位置、名称の変更 福島字沼田割 井田新字大谷地先 H1.8.13 一部幅員、終点位置、法線の変更 小長谷字水沢 県告第532号 H14.4.12 河川改修に伴う変更 福島字沼田割 井田新字大谷地先 H27.3.30 幅員、起終点字名の変更 八尾町福島字沼田割 八尾町小長谷字水沢 H28.11.30 都市計画区域名、名称の変更 県告第520号	幹線街路と平面交差2箇所	
3・5・9	高熊井田線	八尾町井田字西土ヶ端	八尾町井田字大町	12	3,250	3,250	1,869	203	12×1,800	県道	国道472号線	幅員延長 12×3,212 八尾字西土ヶ端3848番地 井田字大町7903の1番地 建設第3267号 3・5・8 S55.3.11 名称、法線の変更 大字八尾町字西土ヶ端 井田字大町 H1.8.13 一部幅員、法線の変更 H27.3.30 一部幅員の変更 八尾町字西土ヶ端 八尾町井田字大町 H28.11.30 都市計画区域名、名称の変更 県告第520号	JR高山本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
3・5・10	砂川寺井田線	八尾町妙川寺字小和清水	八尾町井田字大町	12	1,810	1,810		0	16×110	市道	(都)鏡町水谷線	幅員延長 12×1,807 砂川寺字小和清水 井田字細工山0048の1番地 建設第3267号 85,86,87番地合併 3・5・9 S55.3.11 一部幅員、起終点名称の変更 砂川寺字小和清水 井田 町告第6号 S58.2.4 一部幅員の変更 町告第2号 3・5・10 H28.11.30 都市計画区域名、名称、起終点字名の変更 市告第497号 H28.11.30 都市計画区域名、名称の変更 八尾町砂川寺	JR高山本線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

富山南都市計画区域

No.4

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良延長 (m)	概成済 延長(m)	街路の 幅員延長 区分	区 間	計 画 決 定 の 変 遷			摘 要
											街路番号	決定年月日	幅員延長	
3・5・11第2工業団地線	八尾町 保内一丁目	八尾町 保内一丁目	八尾町 保内一丁目	14	2	2,550	2,286	264	幅員延長 14×2.550	市道 工業団地線	3・5・12 H4.9.16 町告第58号	14×2.550	八尾町保内一丁目16-1	幹線街路と平面交差2箇所
3・6・1中央幹線	下大久保 字西六番割	下大久保 字西六番割	下大久保 字西平割	11	2	6,940	6,640	300	11×6.940 (10.8~2.1)	国道(都)栗山線 -笹津字西平割	2・3・1 S27.2.16 建設第136号	11×6.955	笹津上大久保線 上大久保高安	幹線街路と平面交差1箇所
3・6・2笹津駅前線	西大沢	西大沢	笹津 字西平割	10	2	680	680	0	10×530 (10~18) 12.5×150	県道(都)中央幹線 -笹津駅前広場	3・6・2 H24.5.31 県告第269号	10×680	西大沢 笹津字西平割	幹線街路と平面交差1箇所 富山市笹津字西平割地内に約4,800㎡の交通広場を設ける
3・6・3上大久保菟線	上大久保 字菟山割	上大久保 字菟山割	菟字沼割	10	2	820	765	55	12×385 9.5×190 8.5~11.5 ×245	市道(都)中央幹線 -中大久保 字沼野割 - (都)富山南線	3・6・3 H24.5.31 市告第222号	10×820	上大久保字菟山割 菟字沼割	幹線街路富山南線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所
3・6・4花崎上滝線	花崎 字大川寺割	花崎 字大川寺割	三室荒屋 字出口割	9	2	800	800	0	8×820 8×770	市道(主)立山山田線 - (都)上滝 野屋線	I・小・ S33.2.20 建設第218号	8×770	花崎大川寺割125 荒屋出口割125	富山地方鉄道不二越上滝線と 平面交差 幹線街路と平面交差1箇所
7・6・1笹津春日線	笹津	春日	春日	8	2	600	545	30	8×600	県道(都)笹津駅前線 - (都)春日公園線	I・小・2 S31.10.8 建設第1605号	8×885	笹津春日北線 春日大林割105番	JR高山本線と平面交差 幹線街路と平面交差2箇所
7・6・5沼田割線	八尾町 福島三丁目	八尾町 石戸 字浄円	八尾町 石戸 字浄円	8	2	850	850	0	8×850	市道 国道472号線 - (市)石戸 水谷線	7・6・1 H19.5.7 市告第256号	8×800	石戸字浄円 石戸字浄円	幹線街路と平面交差1箇所 立体交差1箇所
7・6・6大早稲田線	八尾町 福島五丁目	八尾町 福島五丁目	八尾町 福島五丁目	8	2	100	100	0	8×100	市道(都)八尾駅前 福島線	7・6・5 H24.5.31 県告第269号	8×600	八尾町福島三丁目 福島字大早稲田	幹線街路と平面交差1箇所

富山南都市計画区域

No.5

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	街路の区間		区間	計画決定の変遷		摘要
									幅員延長	区分		幅員延長	起点、終点、変更内容	
7・6・7	川口線	八尾町 福島四丁目	八尾町 福島四丁目	8	2	280	280	0	8×280	市道(主)筋波細 入線	-(都)八尾 駅福島線	幅員延長 福島字川口	幹線街路と平面交差箇所	
7・7・1	諏訪町本通線	八尾町 字寺山	八尾町 字諏訪町	6	2	640	640	0	6×640	市道(都)高熊井 田線	-(市)公園 中央線	幅員延長 福島字川口 市道 八尾町字寺山 八尾町字諏訪町	幹線街路と平面交差箇所	
8・7・1	若宮線	八尾町 字若宮	八尾町 字東新町	4	2	320	320	0	4×320	市道(都)諏訪 本通線	-(都)諏訪 町本通線	幅員延長 八尾町字若宮 八尾町字東新町	自転車歩行者道	
8・7・2	柳清水線	八尾町 字西下島	八尾町 字柳清水	3	2	820	820	0	3×820	市道(都)高熊井 田線	-(都)諏訪 町本通線	幅員延長 八尾町字西下島 八尾町字柳清水	自転車歩行者道	
合計	路線数33					54,630	42,932	2,557						
	(大沢野) 路線数15					33,930	24,944	1,570						
	(大山) 路線数4					2,620	2,362	38						
	(八尾) 路線数14					18,080	15,626	949						

駅前広場

駅前広場は、駅前交通の錯綜を防ぎ、複数の交通機関間の乗り継ぎが円滑に行えるよう設けられる交通広場であり、併せて都市の“顔”としての美観を構成している。

富山市では、周辺幹線街路と一体となって交通処理を行う広場であることから、道路の一部として都市計画決定している。

■ 駅前広場

R7. 3.31現在

都市計画区域名	番 号	街路名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	駅 名	最終決定年月日 告示番号
富山高岡広域	3・3・201	県庁線	12,000	12,000	富山駅 (南口)	H24. 5.31 県告第268号
	3・5・225	富山駅北線	10,100	10,100	富山駅 (北口)	H21. 1.20 市告第21号
	3・3・262	富山駅南北線	5,000	5,000	富山駅 (西口)	H17. 4.27 県告第283号
	3・4・212	綾田北代線	710	710	奥田中学校前	H16.12.22 県告第639号
富山南	3・6・2	笹津駅前線	4,800	4,800	笹津駅	H28.11.30 県告第520号
	3・4・7	上滝駅前線	1,586	1,586	上滝駅	H29.12.25 市告第438号
	3・4・11	八尾駅福島線	2,000	2,000	越中八尾駅	H28.11.30 市告第498号
合 計			36,196	36,196		

(2) 都市高速鉄道

都市高速鉄道とは、都市計画法に規定されている都市施設の一つで、都市圏内で旅客の大量輸送を高速で行う鉄道を指す。

富山市では、本市の中心部を東西に走るあいの風とやま鉄道線、西日本旅客鉄道高山線及び富山地方鉄道本線の富山駅付近の高架化にあたり、都市計画事業として実施を確実なものとするために都市計画決定を行い、富山駅周辺地区の南北の一体的なまちづくりの一環として事業を実施している。

■ 都市高速鉄道

R7.3.31現在

番号	名称 路線名	位置			区域 延長	構造		備考
		起点	終点	主な経過地		構造形式	地表面式の区間における幹線街路等との交差の構造	
1	あいの風とやま鉄道線	富山市田刈屋字向田	富山市新富居	富山市明輪町	約3,510m			線路線数2連続立体交差事業
	内訳	富山市明輪町	富山市曙町字代官田割		約1,650m	嵩上式		
					約1,860m	地表式	幹線街路と立体交差3箇所	草島西線 大泉赤江線 綾田北代線
		なお、富山市明輪町地内に富山駅を設ける。						
2	西日本旅客鉄道高山線	富山市田刈屋字向田	富山市明輪町	富山市駒見字中縄	約1,530m			線路線数1連続立体交差事業
	内訳	富山市明輪町	富山市明輪町		約660m	嵩上式		
					約870m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所	草島西線
		なお、富山市明輪町地内に富山駅を設ける。						
3	富山地方鉄道本線	富山市明輪町	富山市曙町字上千歩割	富山市城北町字菰田割	約1,100m			線路線数2連続立体交差事業
	内訳	富山市明輪町	富山市城北町字三反割		約670m	嵩上式		
					約430m	地表式		
		なお、富山市明輪町地内に電鉄富山駅を設ける。						

都市計画決定 H17. 4.27 富山県告示第282号

// 変更 H26. 12.10 富山県告示第516号

// 変更 H30. 12.10 富山県告示第497号

(3) 駐車場

都市計画駐車場とは、駐車場の整備を図るべき地区内において、地区単位の駐車需要に対応して設けられる駐車場、あるいは、都市交通施設体系の一環として駅、ターミナル等の交通結節点に設けられ、一般公共の用に供する駐車場である。本市では、下記施設を指定している。

■ 都市計画駐車場

R7. 3.31現在

都市計画 区域名	名 称	位 置	計画決定		開 設 済		構造階層 摘要	最終決定年月日 告示番号
			面積 ha	台数 台	面積 ha	台数 台		
富山高岡 広域	富山城址公園駐車場	本丸	1.00	312	0.4	101	地下1層 自走式	S45. 3.20 市告第15号
	市営駅前桜町駐車場	桜町2-1	0.17	300	0.17	305	地上7階8層 自走式	S63. 1.25 市告第11号
	市営総曲輪駐車場	総曲輪2-8	0.24	375	0.24	412	地上6階7層 自走式	S63. 1.25 市告第11号
	富山市営 富山駅北駐車場	牛島町24番	0.39	529	0.39	640	地上7階8層 自走式	H9.12. 9 市告第299号
計			1.80	1,516	1.20	1,458		
富山高岡 広域	富山駅南自転車駐車場	富山市新富町一丁目 2番5号先	0.09	880	0.09	629	地下1階2層 自走式	S63. 4. 8 市告第74号
計			0.09	880	0.09	629		

<参 考>

■ 駐車場の概要

R7. 3.31現在

	都市計画駐車場	附置義務駐車場	届出駐車場 [都市計画駐車場及び 附置義務駐車場は除く]	計
箇 所 数	4 (4)	100 (8)	45	149 (57)
収 容 台 数	1,458 (1,458)	11,485 (1,675)	7,626	20,569 (10,759)

() はその内、届出駐車場に該当するもの。

(4) その他の交通施設

通路

自由通路は、駅等で鉄道等の利用者に限らない歩行者が通行する通路であり、富山市では、富山駅南北区域の一体化や駅周辺の回遊性及び利便性の向上を目的として、駅構内を横断及び、駅の交通広場へ接続する自由通路を都市計画決定し、事業を実施している。

R7. 3.31現在

都市計画 区域名	番号	通 路 名	幅員 (m)	計画延長 (m)	供用延長 (m)	最終決定年月日 告示番号	備 考
富山高岡 広域	201	富山駅南北自由通路線	24	約80	約80	H25.7.8 市告第308号	延長約80mについて 立体的な範囲を定める
	202	富山駅東西自由通路1号線	6	約170	約170	H25.7.8 市告第308号	延長約170mについて 立体的な範囲を定める
	203	富山駅東西自由通路2号線	6	約20	約20	H25.7.8 市告第308号	延長約20mについて 立体的な範囲を定める

軌道

R7. 3.31現在

都市計画区域名	番号	路線名	計画延長(km)	使用延長(km)	最終決定年月日	告示番号
富山高岡広域	201	循環線	3.40	3.36	H25.6.28	市告第289号
	2	呉羽線	3.10	2.00	S9.11.12	内告第510号
合 計			6.50	5.36		

2. 公共空地

(1) 公園・緑地・墓園

公園は、目的に応じて整備した営造物公園と自然景観を保全するために一定の区域を公園として指定し、土地利用の制限等を行う地域制公園の2種類に分類される。

都市公園とは、営造物公園のうち国や地方自治体が良好な都市環境を創出するため、都市公園法に基づき設置した公園を指し、都市において、都市環境や景観の維持、レクリエーションやコミュニティの場の提供、避難場所や延焼防止帯としての防災機能の役割を果たしている。

本市では、緑の確保、公園緑地の整備などに対処するため、“富山市緑の基本計画”を策定し、長期的視野に立って、将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地の持つ種々の機能を踏まえつつ系統的な都市公園の配置の実現を目指しており、地域に必要な都市公園について都市計画決定し整備している。

■ 都市計画決定されているもの

(単位：ha) R7. 3.31現在

都市計画 区域名	公園											
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
富山高岡広域	115	19.81	19	37.60	7	36.13	6	483.74	4	96.20	3	6.80
富山南	8	3.34	2	5.10	1	7.70	2	30.70	1	14.40	0	0.00
合計	123	23.2	21	42.7	8	43.8	8	514.4	5	110.6	3	6.8

都市計画 区域名	公園						緑地		墓園		合計	
	特殊公園		広域公園		小計							
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
富山高岡広域	0	0.00	0	0.00	154	680.28	7	38.87	1	17.00	162	736.15
富山南	0	0.00	0	0.00	14	61.24	1	15.10	0	0.00	15	76.34
合計	0	0.0	0	0.0	168	741.5	8	54.0	1	17.0	177	812.5

四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

■ 供用されているもの

(単位：ha) R7. 3.31現在

都市計画 区域名	公園											
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
富山高岡広域	114	20.03	15	27.01	6	28.98	6	222.48	4	95.50	2	4.28
富山南	8	3.34	2	5.16	1	7.70	1	9.65	1	6.67	0	0.00
合計	122	23.4	17	32.2	7	36.7	7	232.1	5	102.2	2	4.3

都市計画 区域名	公園						緑地		墓園		合計	
	特殊公園		広域公園		小計		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積						
富山高岡広域	0	0.00	0	0.00	147	398.28	7	37.72	0	0.00	154	436.00
富山南	0	0.00	0	0.00	13	32.52	1	12.19	0	0.00	14	44.71
合計	0	0.0	0	0.0	160	430.8	8	49.9	0	0.0	168	480.7

<参考>

■ 都市公園状況

都市計画 区域名	都市計画公園（供用）		開設済都市公園		一人当り 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
富山高岡広域	154	436.00	953	502.79	14.75
富山南	14	44.71	195	101.31	16.48
合計	168	480.7	1,148	604.1	14.99

四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

富山高岡広域都市計画区域
都市計画公園

R7. 3.31現在

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	R2DID
1	街区	4	殿町公園	白銀町	0.27	0.27	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
2	街区	2.2.202	星井町公園	中野新町二丁目	0.61	0.61	S30. 3.31 建告第 481号	H31.4.9 市告第 130号	内
3	街区	8	磯部公園	磯部町一丁目	0.98	0.67	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
4	街区	14	安田公園	愛宕町一丁目	0.16	0.16	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
5	街区	15	館出公園	住吉町一丁目	0.09	0.09	S33. 2.20 建告第 227号	S33. 2.20 建告第 227号	内
6	街区	16	清水公園	音羽町二丁目	0.11	0.10	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
7	街区	17	星井町北公園	星井町一丁目	0.15	0.15	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
8	街区	21	西中野公園	西中野	0.18	0.20	S44. 5.20 建告第2694号	S44. 5.20 建告第2694号	内
9	街区	22	稻荷町公園	稻荷元町二丁目	0.08	0.09	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
10	街区	2.2.203	西公文名公園	雄山町	0.05	0.05	S30. 3.31 建告第 481号	H31.4.9 市告第 130号	内
11	街区	24	南田町公園	南田町二丁目	0.05	0.05	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
12	街区	25	平吹町公園	平吹町	0.03	0.04	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
13	街区	26	南新町公園	南新町	0.05	0.05	S30. 3.31 建告第 481号	S30. 3.31 建告第 481号	内
14	街区	27	藤井町北公園	宝町二丁目	0.04	0.04	S33. 2.20 建告第 227号	S33. 2.20 建告第 227号	内
15	街区	29	神明前公園	千石町六丁目	0.04	0.04	S36.12.27 建告第3007号	S36.12.27 建告第3007号	内
16	街区	30	神通町西公園	神通本町一丁目	0.04	0.04	S36.12.27 建告第3007号	S36.12.27 建告第3007号	内
17	街区	31	新町公園	舟橋今町	0.05	0.05	S36.12.27 建告第3007号	S36.12.27 建告第3007号	内
18	街区	32	館出北公園	館出町一丁目	0.06	0.06	S36.12.27 建告第3007号	S36.12.27 建告第3007号	内
19	街区	33	清水西公園	東町三丁目	0.08	0.10	S36.12.27 建告第3007号	S36.12.27 建告第3007号	内
20	街区	34	田双公園	田中町四丁目	0.21	0.20	S37.11.22 建告第2925号	S37.11.22 建告第2925号	内
21	街区	35	清水東公園	清水中町	0.08	0.05	S37.11.16 建告第2896号	S37.11.16 建告第2896号	内
22	街区	36	稻荷町駅前公園	稻荷元町二丁目	0.15	0.06	S37.11.16 建告第2896号	S37.11.16 建告第2896号	内
23	街区	37	大泉町公園	辰巳町二丁目	0.04	0.04	S37.11.16 建告第2896号	S37.11.16 建告第2896号	内
24	街区	38	高原公園	高原本町	0.20	0.20	S38. 8.16 建告第2060号	S38. 8.16 建告第2060号	内
25	街区	40	永楽町公園	奥田寿町	0.28	0.27	S40. 9. 9 建告第2633号	S40. 9. 9 建告第2633号	内
26	街区	41	館出東公園	栄町一丁目	0.15	0.15	S41.10.24 建告第3559号	S41.10.24 建告第3559号	内
27	街区	42	大泉中部公園	大泉本町一丁目	0.23	0.23	S41.10.24 建告第3559号	S41.10.24 建告第3559号	内
28	街区	43	公文名公園	西公文名町	0.26	0.26	S42. 1.24 建告第 157号	S42. 1.24 建告第 157号	内
29	街区	45	不二越東公園	石金	0.12	0.13	S42. 6.28 建告第1865号	S42. 6.28 建告第1865号	内
30	街区	46	大泉西公園	堀川小泉一丁目	0.22	0.22	S42. 6.28 建告第1865号	S42. 6.28 建告第1865号	内
31	街区	47	大泉北公園	西大泉	0.18	0.18	S42. 9.13 建告第2942号	S42. 9.13 建告第2942号	内
32	街区	48	城村公園	城ヶ丘	0.12	0.12	S42. 9.13 建告第2942号	S42. 9.13 建告第2942号	他
33	街区	49	草島公園	草島	0.13	0.13	S42. 9.13 建告第2942号	S42. 9.13 建告第2942号	外
34	街区	50	中島公園	下新北町	0.30	0.28	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	内
35	街区	51	大広田公園	田畑	0.10	0.17	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	外
36	街区	52	旭町公園	旭町	0.10	0.10	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	内

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	R2DID
37	街区	54	大泉東公園	大泉町二丁目	0.10	0.18	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	内
38	街区	55	新堀町公園	新堀町	0.10	0.09	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	内
39	街区	56	辰尾公園	辰尾新町	0.10	0.15	S43.12.25 建告第3729号	S43.12.25 建告第3729号	他
40	街区	57	牛島本町公園	牛島二丁目	0.70	0.24	S44.3.31 建告第801号	S44.3.31 建告第801号	内
41	街区	58	牛島北公園	牛島本町一丁目	0.16	-	S44.3.31 建告第801号	S44.3.31 建告第801号	内
42	街区	2・2・75	於保多公園	於保多町	0.14	0.09	S45.3.20 市告第12号	S45.3.20 市告第12号	内
43	街区	2・2・76	新庄新町公園	新庄新町	0.11	0.13	S45.3.20 市告第12号	S58.11.16 市告第192号	内
44	街区	2・2・77	向新庄公園	向新庄第1	0.10	0.10	S45.3.20 市告第12号	S45.3.20 市告第12号	外
45	街区	2・2・78	藤塚公園	月岡町七丁目	0.10	0.17	S45.3.20 市告第12号	S45.3.20 市告第12号	他
46	街区	2・2・80	五福2区公園	五福六区	0.12	0.14	S45.3.20 市告第12号	S45.3.20 市告第12号	内
47	街区	2・2・82	那智町東公園	海岸通り	0.11	0.11	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	他
48	街区	2・2・83	綾田公園	綾田町	0.13	0.13	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	内
49	街区	2・2・84	本郷公園	本郷町四区	0.07	0.09	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	外
50	街区	2・2・85	熊野公園	若竹町二丁目	0.18	0.15	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	他
51	街区	2・2・86	追分茶屋公園	追分茶屋	0.14	0.33	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	内
52	街区	2・2・87	四方公園	四方	0.13	0.68	S45.9.1 市告第37号	S45.9.1 市告第37号	外
53	街区	2・2・88	岩瀬西の宮公園	岩瀬神明町	0.10	0.11	S45.12.10 市告第58号	S45.12.10 市告第58号	内
54	街区	2・2・89	黒瀬公園	黒瀬	0.16	0.16	S45.12.10 市告第58号	S45.12.10 市告第58号	外
55	街区	2・2・91	大泉南公園	大泉本町二丁目	0.23	0.23	S46.10.4 市告第79号	S46.10.4 市告第79号	内
56	街区	2・2・92	水橋荒町公園	水橋荒町	0.10	0.09	S46.10.4 市告第79号	S46.10.4 市告第79号	外
57	街区	2・2・93	呉羽駅前公園	呉羽町	0.10	0.10	S46.12.27 市告第94号	S46.12.27 市告第94号	内
58	街区	2・2・94	開発公園	月見町五丁目	0.30	0.32	S46.12.27 市告第94号	S46.12.27 市告第94号	他
59	街区	2・2・95	富田南公園	呉羽町	0.13	0.13	S47.8.25 市告第73号	S47.8.25 市告第73号	内
60	街区	2・2・96	石坂公園	石坂	0.13	0.13	S47.8.25 市告第73号	S47.8.25 市告第73号	外
61	街区	2・2・97	中島団地公園	中島四丁目	0.10	0.11	S48.2.5 市告第5号	S48.2.5 市告第5号	内
62	街区	2・2・98	常盤台公園	荒川	0.56	0.56	S48.2.5 市告第5号	S48.2.5 市告第5号	内
63	街区	2・2・201	白岩川公園	水橋島等	0.34	0.34	S45.3.20 市告第12号	H24.5.1 市告第192号	内
64	街区	2・2・210	花園町2丁目公園	花園町二丁目	0.12	0.12	S51.4.9 市告第45号	S51.4.9 市告第45号	内
65	街区	2・2・215	東石金町公園	石金	0.21	0.20	S40.9.9 建告第2633号	H7.7.7 市告第181号	内
66	街区	2・2・216	不二越町6丁目公園	不二越町六丁目	0.12	0.09	S43.12.25 建告第3729号	H7.7.7 市告第181号	内
67	街区	2・2・260	安野屋町1丁目公園	安野屋町一丁目	0.11	0.11	S50.11.6 市告第115号	H16.4.7 市告第117号	内
68	街区	2・2・261	掛尾町公園	掛尾町	0.10	0.09	S50.11.6 市告第115号	S50.11.6 市告第115号	外
69	街区	2・2・262	松若町公園	松若町	0.09	0.09	S50.11.6 市告第115号	S50.11.6 市告第115号	外
70	街区	2・2・263	花園町3丁目公園	花園町三丁目	0.19	0.19	S51.4.9 市告第45号	S51.4.9 市告第45号	内
71	街区	2・2・264	長柄町2丁目公園	長柄町二丁目	0.07	0.07	S51.4.9 市告第45号	S51.4.9 市告第45号	内
72	街区	2・2・265	北代公園	北代	0.10	0.12	S51.11.12 市告第114号	S51.11.12 市告第114号	外
73	街区	2・2・266	向陽台公園	太田向陽台	0.14	0.14	S51.11.12 市告第114号	S51.11.12 市告第114号	内
74	街区	2・2・267	中川原公園	中川原	0.15	0.15	S51.11.12 市告第114号	S51.11.12 市告第114号	外

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	R2DID
75	街区	2-2-268	蓮町住吉公園	蓮町住吉町	0.09	0.09	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	内
76	街区	2-2-269	富浦町公園	富浦町	0.28	0.31	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	外
77	街区	2-2-270	城川原公園	城川原	0.10	0.10	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	外
78	街区	2-2-271	上袋公園	上袋	0.29	0.28	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	外
79	街区	2-2-272	田中公園	田中町	0.14	0.14	S48. 8.23 市告第 66 号	S48. 8.23 市告第 66 号	内
80	街区	2-2-273	大江千公園	大江千	0.21	0.21	S48. 8.23 市告第 66 号	S48. 8.23 市告第 66 号	内
81	街区	2-2-274	高屋敷公園	高屋敷	0.17	0.17	S48. 8.23 市告第 66 号	S53.11.29 市告第 163 号	内
82	街区	2-2-275	犬島公園	犬島すずかけ台	0.15	0.17	S44. 5.20 建告第2694号	S48.12.20 県告第1216号	内
83	街区	2-2-276	高園町公園	高園町一区	0.15	0.16	S49. 3. 8 市告第 19 号	S49. 3. 8 市告第 19 号	内
84	街区	2-2-277	水橋館町公園	水橋館中村町	0.14	0.16	S49. 3. 8 市告第 19 号	S61.10.21 市告第 174号	内
85	街区	2-2-278	荒川公園	荒川東部	0.12	0.11	S49. 9.14 市告第 80 号	S49. 9.14 市告第 80 号	内
86	街区	2-2-279	秋吉公園	秋吉	0.25	0.25	S49. 9.14 市告第 80 号	H 7. 7. 7 市告第 181号	内
87	街区	2-2-280	上堀公園	堀	0.14	0.14	S49. 9.14 市告第 80 号	S49. 9.14 市告第 80 号	内
88	街区	2-2-281	大町公園	大町二区	0.16	0.16	S49. 9.14 市告第 80 号	S61.10.21 市告第 174号	内
89	街区	2-2-282	打出公園	打出	0.11	0.32	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	外
90	街区	2-2-283	野口公園	野口	0.07	0.07	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	他
91	街区	2-2-284	飯野新屋公園	新屋	0.22	0.22	S52. 9.13 市告第 90 号	S52. 9.13 市告第 90 号	他
92	街区	2-2-285	五福4区公園	五福四区	0.15	0.15	S53. 2. 8 市告第 17 号	S53. 2. 8 市告第 17 号	内
93	街区	2-2-286	町村公園	町村	0.17	0.17	S53. 2. 8 市告第 17 号	S53. 2. 8 市告第 17 号	外
94	街区	2-2-287	岩瀬大町公園	岩瀬大町	0.10	0.10	S53. 3.22 市告第 50 号	S53. 3.22 市告第 50 号	内
95	街区	2-2-288	大町1区南部公園	大町一区南部	0.20	0.15	S53.11.29 市告第 163号	S53.11.29 市告第 163号	内
96	街区	2-2-289	中島5丁目公園	中島五丁目	0.14	0.14	S53.11.29 市告第 163号	S53.11.29 市告第 163号	内
97	街区	2-2-290	山室南台東公園	山室	0.16	0.17	S53.11.29 市告第 163号	S53.11.29 市告第 163号	内
98	街区	2-2-291	朝菜町6丁目公園	朝菜町六丁目	0.10	0.11	S53.11.29 市告第 163号	S53.11.29 市告第 163号	内
99	街区	2-2-292	五福2区公園	五福二区	0.15	0.15	S54. 2.16 市告第 18 号	S54. 2.16 市告第 18 号	内
100	街区	2-2-293	奥田双葉町公園	奥田町	0.16	0.16	S54.10. 2 市告第 134号	S54.10. 2 市告第 134号	内
101	街区	2-2-294	田刈屋公園	田刈屋	0.19	0.22	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	内
102	街区	2-2-295	本郷町中部公園	本郷町五区	0.17	0.18	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	内
103	街区	2-2-296	大町西公園	大町一区南部	0.16	0.16	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	内
104	街区	2-2-297	中川原新町公園	中川原新町	0.25	0.25	S56. 2. 3 市告第 15 号	H 7. 7. 7 市告第 181号	外
105	街区	2-2-298	藤の木公園	藤の木	0.38	0.42	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	内
106	街区	2-2-299	高屋敷南公園	高屋敷	0.28	0.24	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	外
107	街区	2-2-300	金泉寺公園	金泉寺	0.23	0.23	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	外
108	街区	2-2-301	朝菜町1丁目公園	朝菜町一丁目	0.14	0.14	S56. 2. 3 市告第 15 号	S56. 2. 3 市告第 15 号	内
109	街区	2-2-302	月岡東緑町中央公園	月岡東緑町四丁目	0.59	0.59	S56. 5.13 市告第 78 号	S56. 5.13 市告第 78 号	他
110	街区	2-2-303	月岡東緑町公園	月岡東緑町二丁目	0.19	0.19	S56. 5.13 市告第 78 号	S56. 5.13 市告第 78 号	他
111	街区	2-2-304	下堀公園	下堀	0.22	0.22	S59.12. 6 市告第 205号	S59.12. 6 市告第 205号	内
112	街区	2-2-306	山室荒屋公園	山室荒屋	0.20	0.20	S60.11.28 市告第 225号	S60.11.28 市告第 225号	内

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	R2DID
113	街区	2-2-311	長江四丁目公園	長江四丁目	0.18	0.18	H 1. 4.12 市告第 82 号	R2. 3. 9 市告第 94 号	内
114	街区	2-2-315	下富居北公園	下富居一丁目	0.20	0.20	H14. 1.10 市告第 4 号	H14. 1.10 市告第 4 号	内
115	街区	2-2-601	速星公園	速星	0.18	0.17	S57. 3. 3 町告第 3 号	S57. 3. 3 町告第 3 号	内
116	近隣	2	県庁前公園	新総曲輪	1.20	1.20	S22. 1.27 戦復告第2694号	S40. 9. 9 建告第2633号	内
117	近隣	3-2-312	牛島公園	牛島本町一丁目・明輪町	0.90	0.90	S29. 3.30 建告第 290 号	H 1. 4.12 市告第 82 号	内
118	近隣	3-3-314	石金公園	石金一丁目	1.10	1.10	H 6. 2.24 市告第 53 号	H 6. 2.24 市告第 53 号	内
119	近隣	3.3.201	東中野公園	東中野町一丁目	2.40	2.36	S30. 3.31 建告第 481号	R2. 3. 9 市告第 94 号	内
120	近隣	3.3.202	布瀬公園	布瀬町一丁目	1.60	1.80	S44. 5.20 建告第2694号	R2. 3. 9 市告第 94 号	外
121	近隣	3.3.203	奥田公園	奥田	1.60	1.60	S44. 5.20 建告第2694号	R2. 3. 9 市告第 94 号	内
122	近隣	3-3-62	中島北公園	中島三丁目	1.70	1.70	S50.10.31 県告第1224号	S50.10.31 県告第1224号	内
123	近隣	3-3-66	上富居公園	上富居	2.00	2.00	S44. 5.20 建告第2694号	S56. 5.14 県告第 502号	内
124	近隣	3-3-213	天正寺公園	天正寺	2.90	—	S44. 5.20 建告第2694号	H 7. 7. 7 市告第 181号	外
125	近隣	3.3.204	朝菜町公園	堀川町	1.60	1.63	S44. 5.20 建告第2694号	R2. 3. 9 市告第 94 号	内
126	近隣	3-3-71	太郎丸公園	太郎丸	1.80	1.80	S44. 5.20 建告第2694号	S54. 9.22 県告第1153号	内
127	近隣	74	水橋東公園	水橋町	2.90	2.90	S44. 5.20 建告第2694号	S44. 5.20 建告第2694号	内
128	近隣	3-3-218	米田公園	米田	1.40	1.40	S48.12.20 県告第1216号	S48.12.20 県告第1216号	内
129	近隣	3-3-219	城南公園	西中野町一丁目	2.90	3.22	S54. 3. 1 県告第 200 号	S54. 3. 1 県告第 200 号	内
130	近隣	3-3-313	城川原公園	城川原一丁目・豊島町	2.10	2.10	H 4. 4. 9 市告第 95 号	H 4. 4. 9 市告第 95 号	外
131	近隣	3-3-211	森公園	森二丁目・森字吉内割	2.00	—	S44. 5.20 建告第2694号	H14.12.24 市告第 298号	内
132	近隣	61	下富居公園	下富居	3.40	—	S44. 5.20 建告第2694号	S44. 5.20 建告第2694号	内
133	近隣	3-3-315	和合公園	四方	2.00	—	H16. 3. 2 市告第 57 号	H16. 3. 2 市告第 57 号	外
134	近隣	3-3-205	粟島公園	粟島	2.10	1.30	S44. 5.20 建告第2694号	R3. 3.17 市告第104号	内
135	地区	4-4-202	長江公園	経堂・田中・荒川	7.80	7.80	S44. 5.20 建告第2694号	H 6.12. 7 県告第 776号	内
136	地区	4-4-201	山室二区公園	山室	5.80	3.25	S44. 5.20 建告第2694号	R3. 3.17 市告第104号	内
137	地区	5-4-72	布瀬南公園	黒瀬・二口	4.70	4.60	S48.12.20 県告第1215号	S48.12.20 県告第1215号	外
138	地区	4-3-201	五福山水苑	五福	3.50	3.50	S44. 5.20 建告第2694号	H10.12.11 市告第288号	内
139	地区	4-4-205	馬場記念公園	蓮町一丁目	5.00	5.10	S46. 3. 2 建告第 217号	H14. 5.17 市告第 122号	内
140	地区	4-4-206	水橋西公園	水橋辻ヶ堂	4.60	—	H15. 3.13 市告第 73 号	H15. 3.13 市告第 73 号	他
141	地区	4-4-601	羽根ピースフル公園	羽根	4.73	4.73	S59. 5.29 県告第 414号	H11. 3.25 町告第 45 号	他
142	総合	1	城址公園	本丸	6.34	7.15	S14.12.23	S36.12.27 建告第3007号	内
143	総合	5-6-205	呉羽山公園	安養坊 他	114.00	24.80	S14.12.23	H 5. 4.28 県告第 343号	内
144	総合	5-7-201	城山公園	五福 他	324.70	151.94	S42. 3.31 建告第1078号	R2.12. 2 市告第457号	他
145	総合	5-5-203	稻荷公園	稻荷園町・綾田町二丁目	13.20	13.59	S54. 9.22 建告第1154号	H13. 3. 2 県告第 94 号	内
146	総合	5-5-204	富山南総合公園	友杉・任海	15.80	15.20	S57. 2.27 県告第 180号	S57. 2.27 県告第 180号	他
147	総合	5-4-309	カナルパーク	湊入船町・木場町	9.70	9.80	H 1. 2.14 県告第 94 号	H 1. 2.14 県告第 94 号	内
148	運動	6-5-305	五福公園	五福	15.60	15.60	S22. 1.27 戦復告第 34 号	S61. 1.17 県告第 29 号	内

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	R2DID
149	運動	6・5・202	富山県岩瀬スポーツ公園	森	20.60	22.10	S48.12.20 県告第1216号	S61.12.25 県告第1874号	内
150	運動	6・5・308	富山県総合運動公園	新保・任海・吉倉 他	46.00	46.00	S63.1.13 県告第25号	S63.1.13 県告第25号	他
151	運動	201	神通川緑地	安野屋・磯部町地先	14.00	11.80	S43.3.30 建告第741号	S48.7.21 県告第671号	内
152	風致	7・3・10	赤江川公園	稲荷町～奥田	2.50	—	S22.1.27 戦復告第34号	S58.11.10 県告第1093号	内
153	風致	11	いたち川公園	今木町～大泉	1.80	1.80	S22.1.27 戦復告第34号	S44.5.20 建告第2694号	内
154	風致	7・3・307	松川公園	牛島町～磯部町	2.50	2.48	S22.1.27 戦復告第34号	H16.4.7 市告第117号	内
	街区	計		115	19.81	20.03			
	街区	DID内		85	14.76	14.04			
	街区	DID外		20	3.07	3.90			
	街区	その他		10	1.98	2.09			
	近隣	計		19	37.60	27.01			
	近隣	DID内		15	29.00	23.11			
	近隣	DID外		4	8.60	3.90			
	近隣	その他		0	0.00	0.00			
	地区	計		7	36.13	28.98			
	地区	DID内		4	22.10	19.65			
	地区	DID外		1	4.70	4.60			
	地区	その他		2	9.33	4.73			
	総合	計		6	483.74	222.48			
	総合	DID内		4	143.24	55.34			
	総合	DID外		0	0.00	0.00			
	総合	その他		2	340.50	167.14			
	運動	計		4	96.20	95.5			
	運動	DID内		3	50.20	49.50			
	運動	DID外		0	0.00	0.00			
	運動	その他		1	46.00	46.00			
	風致	計		3	6.80	4.28			
	風致	DID内		3	6.80	4.28			
	風致	DID外		0	0.00	0.00			
	風致	その他		0	0.00	0.00			
	計			154	680.28	398.28			
		DID内		114	266.10	165.92			
		DID外		25	16.37	12.40			
		その他		15	397.81	219.96			

都市計画緑地

R7. 3.31現在

番 号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	H27DID
101	常願寺川緑地	水橋常願寺 他	(35.90) 14.90	13.90	S50.11.18 建告第1322号	S62.11.13 県告第1160号	他
206	半俵川緑地	向新庄	0.83	0.83	S51.11.12 市告第115号	S51.11.12 市告第115号	内
207	不二越緑地	石金	0.45	0.45	S55.1.9 市告第5号	S55.1.9 市告第5号	内
208	神通川南緑地	秋ヶ島・経田・塚原	13.40	13.20	S59.6.12 県告第467号	S62.11.18 県告第1202号	他
209	荒川緑地	荒川	0.39	0.39	H7.10.12 市告第261号	H7.10.12 市告第261号	内
210	北代緑地	北代・北代新・長岡	5.90	5.90	H13.9.17 市告第240号	H13.9.17 市告第240号	他
601	婦中町神通川緑地	上轡田字川除下割、 塚原字干場割、 塚原字中土手割	3.00	3.05	S61.6.17 県告第959号	S61.6.17 県告第959号	他
計	7箇所		38.87	37.72			
DID内	3		1.67	1.67			
その他	4		37.20	36.05			

※常願寺川緑地(35.9)は、富山市(14.9)と立山町(21.0)

都市計画墓園

R7. 3.31現在

番 号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号
1	西の番霊園	西の番	17.0	-	S39.12.28 建告第3642号

富山南都市計画区域

都市計画公園

R7. 3.31現在

No.	種別	番号	名 称	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
201	街区	2・2・1	八木山公園	八木山字油子沢割	0.58	0.58	S34. 8.13 建告第1478号	H28. 11.30 市告第502号
202	街区	2・2・2	坂本公園	坂本字馬鞍谷割	0.7	0.7	S43.12.25 建告第3727号	H28. 11.30 市告第502号
203	街区	2・2・3	新宮公園	下大久保字九番割	0.15	0.15	S45. 9. 3 町告第 6号	H28. 11.30 市告第502号
204	街区	2・2・4	春日児童公園	春日	0.8	0.8	S51. 4. 2 町告第 8号	H28. 11.30 市告第502号
205	街区	2・2・5	石戸公園	八尾町石戸	0.22	0.22	S60. 6.29 町告第 41号	H28. 11.30 市告第502号
206	街区	2・2・6	福島2号児童公園	八尾町福島六丁目	0.59	0.59	S60. 6.29 町告第 41号	H28. 11.30 市告第502号
207	街区	2・2・7	福島3号児童公園	八尾町福島四丁目	0.15	0.15	S60. 6.29 町告第 41号	H28. 11.30 市告第502号
208	街区	2・2・8	福島4号児童公園	八尾町福島三丁目	0.15	0.15	S60. 6.29 町告第 41号	H28. 11.30 市告第502号
209	近隣	3・3・1	大沢野公園	坂本字前山割外	3.3	3.33	S46. 9.23 県告第1005号	H28. 11.30 市告第502号
210	近隣	3・3・2	春日公園	春日外	1.8	1.83	S40. 3.29 建告第 869号	R 2. 3. 9 市告第 95号
211	地区	4・4・1	八尾西山公園	八尾町保内一丁目及び び二丁目	7.7	7.7	S62. 1.10 県告第 3号	H28. 11.30 市告第502号
212	総合	5・5・1	大川寺公園	大山上野字上野割	15.40	-	S33.3.1 建告第939号	H28. 11.30 市告第502号
213	総合	5・5・2	城ヶ山公園	八尾町字城ヶ山外	15.3	9.65	S54. 6. 7 県告第 647号	H28. 11.30 市告第502号
214	運動	6・5・1	大沢野運動公園	八木山字野田割外	14.4	6.67	S57. 3. 9 県告第 228号	H28. 11.30 市告第502号
	街区			8	3.34	3.34		
	近隣			2	5.1	5.16		
	地区			1	7.7	7.7		
	総合			2	30.7	9.65		
	運動			1	14.4	6.67		
	計			14	61.24	32.52		

富山南都市計画区域

都市計画緑地

R7. 3.31現在

番 号	緑 地 名	位 置	計画決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
1	殿様林緑地	大字馬瀬口地先	15.10	12.19	S53. 1.31 県告第92号	H28. 11.30 市告第503号

3. 処理施設

(1) 下水道

下水道は、公衆衛生の確保、浸水の防除、公共用水域の保全を目的とした、道路、公園とともに都市施設における基幹的施設である。

富山市では、9処理区、総認可面積11,074haにおいて公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、神通川左岸流域下水道関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業にて行い、下水道の普及促進に努めている。以下に各処理区の概要を示す。

浜黒崎処理区・水橋処理区・神通川左岸処理区（富山地域）

富山市（旧富山市）では昭和25年度からの戦災復興都市計画事業の着手と共に、都市の基本的基盤施設としての下水道の必要性が認められ、翌年より下水道事業の調査と計画に着手、同年末に計画を申請、翌27年4月に認可を受け、事業を開始した。以後、昭和35年から汲み取りし尿処理を開始し、昭和37年には一部下水の処理が可能となった。その後、計画は拡張され、それに伴い旧来の牛島浄化センターでは対応できない状態となり、新都市計画法による市街化区域の設定に基づいて下水道計画の再検討を行い、浜黒崎地区に終末処理場を計画し、昭和54年から運転を開始した。

さらに昭和63年から8箇年計画の第4期事業の中において、平成元年に単独の特定環境保全公共下水道として倉垣処理区を追加し、布目北地区に倉垣浄水園を設ける7箇年計画の認可を受けた。

その後、平成2年には、浜黒崎処理区の拡張と共に、新たに水橋処理区と水橋浄化センターを追加した10箇年計画の第5期事業に入り、平成5年2月には、神通川左岸流域下水道関連公共下水道が平成9年までの認可を受け事業を開始した。そして平成5年3月には倉垣浄水園、翌年12月には水橋浄化センターが供用を開始し、さらに平成9年12月には待望の神通川左岸浄化センターが供用を開始した。

令和4年3月に、倉垣処理区を神通川左岸処理区に統合するための接続管の工事が完了し、倉垣浄水園を廃止した。

大沢野処理区

富山市（旧大沢野町）では昭和61年12月に認可を得て、中心市街地を対象に公共下水道事業に着手し、新村地区において終末処理場の建設着手、その後、平成4年4月に大沢野浄化センターの供用を開始した。

大山処理区・小見処理区

富山市（旧大山町）では昭和50年度から公共下水道の基礎調査を開始し、昭和54年12月に認可を得て公共下水道事業を開始した。その後、東福沢地区に終末処理場を計画し、昭和62年4月に大山下水処理場の供用を開始した。

一方、小見地区を中心とする集落と立山山麓スキー場を中心とする集落とを特定環境保全公共下水道として平成6年10月に認可を得て事業を開始した。その後、平成9年7月に小見地区において終末処理場建設着手、平成11年11月に供用を開始した。

神通川左岸処理区（八尾地域）

富山市（旧八尾町）では平成元年度に神通川左岸流域下水道関連公共下水道事業の基本計画を策定し、平成5年に認可を得て事業を開始した。また、区域の一部において神通川左岸流域下水道関連特定環境保全公共下水道による事業を開始した。その後、平成9年度に神通川左岸浄化センターの供用を開始し、幹線管渠の整備に伴い、八尾地域では平成13年7月から供用を開始した。

神通川左岸処理区（婦中地域）

富山市（旧婦中町）では平成元年度に神通川左岸流域下水道関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の基本計画を策定し、平成5年に認可を得て事業を開始した。その後、平成9年度に神通川左岸浄化センターが供用を開始し、幹線管渠の整備に伴い、婦中地域では平成12年11月から供用を開始した。

山田処理区

富山市（旧山田村）では昭和60年度に特定環境保全公共下水道として認可を得て事業を開始し、平成元年度に山田浄化センターの供用を開始した。

楡原処理区・南部処理区

富山市（旧細入村）の楡原地区では平成10年9月に特定環境保全公共下水道として認可を得て事業を開始し、平成15年度に楡原浄化センターの供用を開始した。また、猪谷・蟹寺地区において平成13年5月に特定環境保全公共下水道として認可を得て事業を開始しており、平成17年度末には南部地区浄化センターの供用を開始した。

(1) 全体計画

(a) 基本的計画

本市では、市域全域に下水道の整備を図ることを目的として、下水道の将来構想の中で主に市街化区域では公共下水道事業で、その他の市街化調整区域などでは特定環境保全公共下水道事業で整備をしていく方向付けをしている。本市では、神通川及び常願寺川の2大河川によって大きく3分割され、処理区は常願寺川の右岸の水橋処理区、神通川と常願寺川に挟まれた浜黒崎処理区、大沢野処理区、大山処理区、小見処理区、神通川左岸の神通川左岸処理区（富山地域・八尾地域・婦中地域）、山田処理区、楡原処理区、南部処理区に分けられる。

下水道基本計画

処 理 区	面 積 (ha)	計画人口 (人)
浜 黒 崎	5,977.0	210,190
水 橋	490.3	12,810
神通川左岸 (富山地域)	1,866.7	56,660
大 沢 野	693.6	18,940
大 山	370.4	13,140
小 見	85.0	10,530
神通川左岸 (八尾地域)	603.1	16,710
神通川左岸 (婦中地域)	1,189.6	30,630
山 田	71.0	6,450
楡 原	28.5	740
南 部	17.5	410
計	11,392.7	377,210

(b) 排除方式

本市では、浜黒崎処理区の松川処理分区のみ合流式を採用し、他の処理区においては分流式を採用している。

(2) 普及状況

水洗化普及率

処理可能戸数	水洗化戸数	水洗化普及率
140,160戸	136,010戸	97.0%

人口普及率

全市人口	処理人口	人口普及率
402,337	376,590	93.6%

(3) 都市計画決定の概要

①富山高岡広域都市計画下水道

1) 富山公共下水道（最終都市計画決定：令和5年1月20日）

(a) 下水道の名称 富山公共下水道

(b) 排水区域

名 称	備 考 (区域面積)	最終決定年月日 (告示番号)
富山公共下水道	約7,176ha (内処理区域約7,176ha)	令和5年1月20日 (市告第21号)

<内訳>

都市計画現況調査	合流		分流		合計	
	計画決定	供用	計画決定	供用	計画決定	供用
用途種別があるかつDID内	265	265	4,360	4,066	4,625	4,331
用途種別があるかつDID外	0	0	1,939	1,571	1,939	1,571
白地若しくは市街化調整区域	0	0	612	581	612	581
計	265	265	6,911	6,218	7,176	6,483
処理区域	265	265	6,911	6,218	7,176	6,483

(c) 下水管渠

最終決定年月日：平成17年4月15日

名称	位置		備 考			最終決定年月日 告示番号
	起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	種 別	
黒崎岩瀬幹線	富山市浜黒崎字大正	富山市神通本町二丁目	2.0m~1.5m	約11,260m	分流式汚水	平成17年4月15日 市上下水道局告第2号
八幡田稻荷幹線	富山市浜黒崎字大正	富山市窪本町字三番沼割	1.8m~1.5m	約 8,760m	分流式汚水	昭和62年6月22日 市告第108号
向新庄豊田幹線	富山市豊若町三丁目	富山市新屋字殿田割	1.1m	約 1,310m	分流式汚水	平成13年5月8日 市告第132号
本郷不二越幹線	富山市窪本町字三番沼割	富山市中市二丁目	1.2m~0.9m	約 2,890m	分流式汚水	平成17年4月15日 市上下水道局告第2号
水橋幹線	富山市水橋辻ヶ堂	富山市水橋辻ヶ堂字前田	0.8m	約 580m	分流式汚水	平成13年5月8日 市告第132号
北代呉羽幹線	富山市呉羽町字坊ヶ口	富山市呉羽町字竹の端	0.8m~0.5m	約 340m	分流式汚水	平成13年5月8日 市告第132号

<内訳>

都市計画現況調査	合流		分流		合計	
	計画決定	供用	計画決定	供用	計画決定	供用
下水道管渠	0	0	25,140	25,140	25,140	25,140

(d) その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	最終決定年月日 告示番号
浜黒崎浄化センター	富山市浜黒崎 及び古志町五丁目	約98,360㎡	昭和50年8月1日 市告第79号
水橋浄化センター	富山市水橋辻ヶ堂	約38,100㎡	平成2年9月10日 市告第162号
岩瀬汚水中継ポンプ場	富山市岩瀬池田町 及び岩瀬赤田町	約 4,040㎡	昭和57年3月26日 市告第133号
犬島汚水中継ポンプ場	富山市米田及び犬島	約 610㎡	昭和54年7月17日 市告第92号
水橋汚水中継ポンプ場	富山市水橋柳寺	約 1,040㎡	平成2年9月10日 市告第162号
牛島排水ポンプ場	富山市牛島本町二丁目	約 5,350㎡	昭和62年9月24日 市告第155号
水橋辻ヶ堂排水ポンプ場	富山市水橋辻ヶ堂	約 9,360㎡	平成2年9月10日 市告第162号
呉羽排水ポンプ場	富山市呉羽町	約 1,690㎡	平成4年12月14日 市告第289号
速星雨水ポンプ場	富山市婦中町西本郷	約 5,520㎡	平成5年8月18日 婦中町告第75号
呉羽貯留池	富山市呉羽町北	約 7,200㎡	平成21年6月12日 市告第283号
神通町排水ポンプ場	富山市神通町一丁目	約 290㎡	昭和62年9月24日 市告第155号
松川貯留管	起点：富山市丸の内一丁目 終点：富山市西町	管径Φ5,000mm 延長約1,060m	平成23年3月31日 市告第149号

<内訳>

都市計画現況調査	合流		分流		合計	
	計画決定	供用	計画決定	供用	計画決定	供用
ポンプ場 箇所数	2	2	6	5	8	7
面 積	5,640	5,640	22,260	12,900	27,900	18,540
処理場 箇所数	0	0	2	2	2	2
面 積	0	0	136,460	136,460	136,460	136,460

<流域下水道>

都市計画現況調査	分流	
	計画決定	供用
用途種別があるかつDID内	712	667
用途種別があるかつDID外	510	426
白地若しくは市街化調整区域	195	175
計	1,417	1,268
管渠 延長	340	340
ポンプ場 箇所数	2	2
面 積	7,210	7,210
処理場 箇所数	0	0
面 積	0	0

②富山南都市計画下水道

1) 富山公共下水道（最終都市計画決定：平成28年11月30日）

(a) 下水道の名称 富山公共下水道

(b) 排水区域

名 称	備 考（区域面積）	最終決定年月日（告示番号）
富山公共下水道	約1,080ha（内処理区域約1,080ha）	平成28年11月30日（市告第491号）

<内訳>

都市計画現況調査	分流	
	計画決定	供用
用途種別があるかつDID内	0	0
用途種別があるかつDID外	850	676
白地若しくは市街化調整区域	230	224
計	1,080	900
処理区域	1,080	900

(c) 下水管渠

名称	位置		備 考			最終決定年月日 告示番号
	起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	種 別	
大沢野汚水幹線	富山市新村	富山市 下大久保	0.8m～0.7m	約 770m	分流式汚水	平成28年11月30日 市告第491号
大山幹線	富山市東福沢	富山市東福沢	0.6m	約 1,960m	分流式汚水	平成28年11月30日 市告第491号
福島1号幹線	富山市八尾町 新田字覚頭	富山市八尾町 福島字沼田割	0.4m	約 350m	分流式汚水	平成28年11月30日 市告第491号
大久保1号幹線	富山市栗山	富山市 下大久保	4.2m	約 250m	分流式雨水	平成28年11月30日 市告第491号
上滝幹線	富山市花崎	富山市中滝	1.4m	約 560m	分流式雨水	平成28年11月30日 市告第491号

<内訳>

都市計画現況調査	分流	
	計画決定	供用
下水道管渠	3,890	3,330

(d) その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	最終決定年月日 告示番号
大沢野浄化センター	富山市新村	約24,510㎡	平成28年11月30日 市告第491号
大山処理場	富山市東福沢	約29,220㎡	平成28年11月30日 市告第491号

<内訳>

都市計画現況調査	分流	
	計画決定	供用
処理場	53,730	51,863

<流域下水道>

都市計画現況調査	分流	
	計画決定	供用
用途種別があるかつDID内	0	0
用途種別があるかつDID外	349	233
白地若しくは市街化調整区域	0	0
計	349	233
管渠 延長	350	350
ポンプ場 箇所数	0	0
面積	0	0
処理場 箇所数	0	0
面積	0	0

2) 都市下水路（最終都市計画決定：平成28年11月30日）

(a) 下水道の名称

保内1号都市下水路

保内2号都市下水路

保内3号都市下水路

(b) 排水区域

名称	備考（区域面積）	決定年月日（告示番号）
保内1号都市下水路	約31ha	平成28年11月30日（市告第492号）
保内2号都市下水路	約73ha	平成28年11月30日（市告第492号）
保内3号都市下水路	約39ha	平成28年11月30日（市告第492号）

(c) 下水管渠

名称	位置		備考			決定年月日 告示番号
	起点	終点	管径又は幅員	延長	種別	
保内1号幹線	富山市八尾町 保内一丁目	富山市八尾町 保内一丁目	1.2～2.5m	約 440m	分流式雨水	平成28年11月30日 市告第492号
保内2号幹線	富山市八尾町 保内二丁目	富山市八尾町 保内二丁目	1.1～2.5m	約 1,020m	分流式雨水	平成28年11月30日 市告第492号

<都市下水道>

都市計画現況調査	計画決定	供用
用途種別があるかつDID内	0	0
用途種別があるかつDID外	143	143
白地若しくは市街化調整区域	0	0
計	143	143
管渠	1,460	1,460

(4) 終末処理場

処理場名	所在地	敷地面積 m ²	計画 (下水道法)				現況		処理方式	運転開始日	流予定水質 mg/ℓ	水質 mg/ℓ	処理 mg/ℓ
			処理面積 (相当人口)	処理能力 (相当人口)	処理面積 (相当人口)	処理能力 (相当人口)	処理面積 (相当人口)	処理能力 (相当人口)					
浜黒崎浄化センター	富山市浜黒崎	約98,360	全体	認可 (R9)	認可 (R9)					mg/ℓ			
			ha	m ² /日	m ² /日	ha	m ² /日	ha	m ² /日	BOD 180 SS 140	BOD 180 SS 140	BOD14 SS 14	
水橋浄化センター	富山市水橋辻ヶ堂	約38,100	全体	認可 (R9)	認可 (R9)					mg/ℓ			
			ha	m ² /日	m ² /日	ha	m ² /日	ha	m ² /日	BOD 220 SS 170	BOD 220 SS 170	BOD 14 SS 19	
大沢野浄化センター	富山市新村	約22,700	全体	認可 (R9)	認可 (R9)					mg/ℓ			
			ha	m ² /日	m ² /日	ha	m ² /日	ha	m ² /日	BOD 200 SS 150	BOD 200 SS 150	BOD 15 SS 20	
大山下水処理場	富山市東福沢	約29,220	全体	認可 (R9)	認可 (R9)					mg/ℓ			
			ha	m ² /日	m ² /日	ha	m ² /日	ha	m ² /日	BOD 200 SS 150	BOD 200 SS 150	BOD 15 SS 25	

(2) 汚物処理場

R7. 3.31現在

都市計画区域名	計 画			開 設			最終決定年月日	告示番号
	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (kl/日)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (kl/日)		
富山高岡広域	1	0.79	90	1	0.79	90	S63.4.8	市告第73号
	1	0.31	907	1	0.31	907	H14.3.1	市告第45号
	1	0.95	40	—	—	—	S56.5.18	町告第42号
	1			1			H23.3.31	市告第153号
富山南	1	1.73	110	1	1.73	110	H28.11.30	市告第501号

(3) ごみ焼却場

R7. 3.31現在

都市計画区域名	計 画			開 設			最終決定年月日	告示番号
	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (kl/日)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (kl/日)		
富山高岡広域	1	0.4	160	—	—	—	S49.1.14	市告第9号

4. 水路

(1) 運河

R7. 3.31現在

都市計画区域名	等 級	番 号	幅 員	延 長	決定年月日・告示番号	
富山高岡広域	1	1	43~61m	約5,140m	S8.4.25	都市計画公告
	1	2	40~60m	約2,060m	S17.6.18	内告第465号
	1	3	60m	約450m	S19.5.27	内告第315号

5. その他の都市施設

(1) 卸売市場

R7. 3.31現在

都市計画区域名	名 称	計画面積 (㎡)	開設面積 (㎡)	最終決定年月日	告示番号
富山高岡広域	富山市公設 地方卸売市場	約130,400	約130,400	H23.3.31	市告第152号

(2) 火葬場

R7. 3.31現在

都市計画区域名	計 画			開 設		
	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (体/日)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (体/日)
富 山 南	1	0.5	6	1	0.5	6

(3) 一団地の官公庁施設

R7. 3.31現在

都市計画区域名	名 称	面積 (ha)	最終決定年月日	告示番号	摘 要
富山高岡広域	総曲輪団地	7.5	S37.11.16 S37.11.16	建告第2829号 建告第2898号	施設の決定事業及び 執行年度割の決定

(4) 防火水槽

R7. 3.31現在

都市計画区域名	計 画		開 設		最終決定年月日	告示番号	摘 要
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)			
富山高岡広域	15	300	15	300	S27.2.16 S28.5.4 S29.5.8	建告第129号 建告第732号 建告第695号	5箇所 5箇所 5箇所
富 山 南	12	240	12	240	H28.11.30	市告第499号	12箇所
計	27	540	27	540			

V 市街地開発事業について

V 市街地開発事業について

市街地開発事業とは、都市施設のように都市の骨格だけを決定し、整備するものでなく、一定の区域について、都市機能と環境の向上を図るため、公共施設の整備と宅地開発とを併せて面的な開発を行うものである。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とし、換地手法によって土地の区画形質を変更し、道路、公園、広場などの新設または変更を行い健全な市街地を造成するものである。

■ 富山市の土地区画整理事業の施行状況

① 施行主体別集計 (R7. 3.31現在)

施行主体	施行済		施行中		計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	比率%
行政庁	3	567.2	0	0.0	3	567.2	26.3
公共	11	1,014.8	1	10.4	12	1,025.2	47.5
組合	23	221.1	0	0.0	23	221.1	10.2
個人・共同	54	344.2	0	0.0	54	344.2	16.0
計	91	2,147.3	1	10.4	92	2,157.7	100.0

② 区域区分別集計

	富山高岡広域都市計画区域				富山南都市計画区域				合計	
	市街化区域		市街化調整区域		用途地域指定地区		その他の地区			
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
施行済	68	1,911.5	17	178.2	6	57.6	0	0.0	91	2,147.3
施行中	1	10.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.4
計	69	1,921.9	17	178.2	6	57.6	0	0.0	92	2,157.7

■ 富山高岡広域都市計画区域の土地区画整理事業の施行状況

① 施行主体別集計 (R7. 3.31現在)

施行主体	施行済		施行中		計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	比率%
行政庁	3	567.2	0	0.0	3	567.2	27.0
公共	10	977.8	1	10.4	11	988.2	47.1
組合	23	221.1	0	0.0	23	221.1	10.5
個人・共同	49	323.6	0	0.0	49	323.6	15.4
計	85	2,089.7	1	10.4	86	2,100.1	100.0

② 区域区分別集計

	市街化区域		市街化調整区域		計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	比率%
施行済	68	1,911.5	17	178.2	85	2,089.7	99.5
施行中	1	10.4	0	0.0	1	10.4	0.5
計	69	1,921.9	17	178.2	86	2,100.1	100.0

※ 施行中とは換地処分公告が終わっていないもの

■ 富山南都市計画区域の土地区画整理事業の施行状況

① 施行主体別集計

(R7. 3.31現在)

施行主体	施 行 済		施 行 中		計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	比率%
行政庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
公 共	1	37.0	0	0.0	1	37.0	64.2
組 合	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
個人・共同	5	20.6	0	0.0	5	20.6	35.8
計	6	57.6	0	0.0	6	57.6	100.0

② 用途地域指定の有無別集計

	用途地域指定区域		その他の区域		計		
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	比率%
施行済	6	57.6	0	0.0	6	57.6	100.0
施行中	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
計	6	57.6	0	0.0	6	57.6	100.0

※ 施行中とは換地処分公告が終わっていないもの

■ 土地区画整理事業一覽表 (R7. 3.31現在)

富山高岡広域都市計画区域 (富山地域)

(市：市街化区域、調：市街化調整区域、非：非線引き)

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画決定面積 ha	施地面積 ha	行区積	認公年	可告日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換処公年	地分告日	最年告	終月示番	決定期日
										公共	合算	施行前	施行後		施行区分	年度					
										%	%	%	%								
1	富山都心	県	河川改修	市	116.9	116.9	S3. 3.20	不明	不明	不明	不明	不明	1,361	済	S3~S9	不明	-				
2	東岩瀬工業	県	工業団地造成	市	442.6	442.6	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	済	S14~S27	不明	S15. 2.19 内告第85号				
3	四方復興	行政庁 (組合町長)	火災復興	市	9.9	9.9	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	済	S20~S24	不明	-				
4	富山復興	行政庁 (知事)	戦災復興	市	554.1	554.1	S22. 4.28	18.3	20.8	15.8	31.3	1,458,840	済	S22~S47	S40. 3.31 S40.11.30 S42. 2.22	S22. 1.27 戦復告第32号					
5	東岩瀬復興	行政庁 (市長)	火災復興	市	3.2	3.2	S24.11. 4	3.3	3.3	26.7	27.2	1,500	済	S24~S27	不明	S24. 3.30 建告第238号					
6	四方	和合町	火災復興	市	1.5	1.5	不明	不明	不明	不明	不明	不明	済	S26~S28	不明	S26. 4.13 建告第273号					
7	富山南部	市	公共施設整備	市	17.8	17.8	S27. 3.31	18.7	19.5	11.2	27.8	36,503	済	S26~S34	S35. 3.31	S27. 2.16 建告第133号					
8	根塚	組合	市街地整備	市	-	5.2	S35. 5.17	21.8	21.8	5.0	28.0	2,470	済	S35~S36	S36. 9.29						
9	大泉	市	公共施設整備	市	99.7	99.7	S36. 6. 1	17.0	17.0	12.8	27.5	1,250,300	済	S36~S48	S48.10.13	S35. 8. 6 建告第1556号					
10	西田地方	組合	市街地整備	市	-	1.0	S37. 1.31	24.0	24.0	9.5	33.8	784	済	S36~S37	S37.10.5						
11	堀川小泉	組合	市街地整備	市	-	1.2	S38. 2.23	21.8	21.8	4.7	33.6	663	済	S37~S38	S38.10.31						
12	藤木	個人	新市街地整備	市	-	6.9	S42. 3.13	21.2	21.2	5.0	27.1	53,500	済	S41~S42	S42.11.2						
13	栗山	個人	新市街地整備	調	-	4.4	S43. 3.29	19.3	19.3	5.9	24.1	22,000	済	S42~S50	S50.12.2						
14	熊野団地	個人	新市街地整備	調	-	16.8	S44. 4.15	26.2	26.2	5.3	30.3	211,971	済	S44~S46	S45.6.26						
15	中島	組合	新市街地整備	市	-	6.2	S46.12. 9	19.5	26.1	10.9	28.3	43,640	済	S46~S47	S47.9.30						
16	藤木第1	共同	新市街地整備	市	-	9.0	S47. 3.30	25.2	25.2	4.0	28.3	410,000	済	S46~S48	S48.6.30						
17	浜黒崎団地	個人	新市街地整備	調	-	22.9	S47. 3.30	19.5	19.5	11.9	29.1	1,209,600	済	S46~S50	S47.12.26 S49.1.17 S49.12.21						
18	月岡	共同	新市街地整備	調	-	25.1	S47. 7. 5	28.6	28.6	4.3	31.4	2,367,851	済	S47~S49	S47.12.26 S49.1.17 S49.12.21						
19	金代	共同	新市街地整備	市	-	8.3	S47. 7. 5	21.3	21.3	5.7	25.8	213,239	済	S47~S48	S48.6.30						
20	藤木第2	共同	新市街地整備	市	-	5.5	S48. 5.12	23.2	23.2	6.0	27.8	200,000	済	S48~S49	S49.5.23						
21	米田	共同	新市街地整備	市	-	9.7	S48. 8.28	23.0	23.0	6.3	28.5	341,977	済	S48~S49	S49.9.17						
22	中川原	共同	新市街地整備	市	-	6.3	S48.10.15	19.1	19.1	7.5	25.3	180,300	済	S48~S49	S49.6.15						
23	下堀	共同	新市街地整備	市	-	1.3	S48.12.17	9.7	9.7	18.7	26.3	27,170	済	S48~S51	S51.2.10						
24	上飯野	共同	新市街地整備	市	-	10.7	S49.10.12	22.7	22.7	6.0	27.3	605,700	済	S49~S50	S50.6.10						
25	堀川西	市	公共施設整備	市	198.2	198.2	S50. 3.26	16.5	16.6	12.2	26.7	20,521,000	済	S49~H11	H11.7.30	S48. 3.31 県告第276号					
26	北新庄	個人	新市街地整備	市	-	3.8	S50.11.11	29.7	29.7	3.7	32.4	575,173	済	S50~S52	S51.11.6						
27	藤木第3	共同	新市街地整備	市	-	3.1	S51. 4. 3	23.6	23.6	8.5	30.1	187,000	済	S51~S52	S52.9.20						
28	飯野	個人	新市街地整備	市	-	1.5	S53. 8. 8	15.3	15.3	3.7	18.5	196,000	済	S53~S54	S54.5.12						
29	月岡団地	個人	新市街地整備	調	-	19.9	S54.11.24	22.7	22.7	9.4	29.9	2,445,901	済	S54~S56	S56.10.13						
30	綾田町	共同	新市街地整備	市	-	4.7	S54.12.18	16.7	16.7	5.8	21.5	260,000	済	S54~S55	S55.12.20						
31	小西	共同	新市街地整備	市	-	4.7	S55. 8.12	17.8	17.8	10.1	26.1	352,720	済	S55~S56	S56.5.26						
32	新庄町第1	共同	新市街地整備	市	-	3.1	S55.12.20	21.7	21.7	5.2	25.8	229,000	済	S55~S56	S56.12.14						
33	田中町	共同	新市街地整備	市	-	2.2	S55.12.20	15.8	15.8	7.7	22.3	120,400	済	S55~S56	S56.11.17						
34	上堀南台	共同	新市街地整備	市	-	4.1	S56.12.22	16.3	35.9	13.0	27.1	245,000	済	S56~S58	S58.2.17						

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画 画決定 面積 ha	施地面 積 ha	行区 積 年 月 日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換 処 公 年 月	地 分 告 日	最 終 決 定 日 告 示 番 号
								公共	合算	施行前	施行後		施行 区分	年度			
								%	%	%	%						
35	山室北	組合	新市街地整備	市	27.6	27.6	S56.12.26	19.7	26.0	11.5	28.9	1,815,000	済	S56~H1	H	1.3.23	S56.10.17 県告第1079号
36	田中町第2期	共同	新市街地整備	市	-	1.8	S57.5.22	25.9	25.9	10.2	33.5	165,900	済	S57	S58	1.11	
37	田中町第3期	共同	新市街地整備	市	-	1.9	S58.2.19	15.3	15.3	19.7	32.0	131,400	済	S57~S59	S59	1.28	
38	堀川南	組合	新市街地整備	市	15.9	15.9	S59.1.10	24.2	27.9	12.9	33.9	1,176,131	済	S58~H3	H3	7.4	S60.1.21 市告第10号
39	新庄町第2	共同	新市街地整備	市	-	3.2	S59.2.18	19.8	19.8	5.2	23.9	288,800	済	S58~S59	S59	11.17	
40	新庄銀座	共同	新市街地整備	市	-	4.4	S60.9.10	19.0	19.0	7.5	25.1	388,800	済	S60~S61	S61	2.22	
41	太田北	組合	新市街地整備	市	-	9.3	S60.10.15	20.0	29.9	6.3	25.0	449,163	済	S60~H3	H3	7.29	
42	西中野	組合	市街地整備	市	-	1.2	S60.12.17	22.6	25.8	2.9	24.8	42,000	済	S60~S63	S63	3.17	
43	二俣	共同	新市街地整備	市	-	8.0	S61.1.18	15.5	15.5	12.5	26.1	773,575	済	S60~S62	S61	12.6	
44	田畑団地	共同	新市街地整備	市	-	10.8	S61.1.30	16.6	16.6	11.2	25.9	793,513	済	S60~S62	S62	3.7	
45	金山新	共同	新市街地整備	調	-	6.8	S62.3.10	19.5	19.5	8.0	26.0	420,100	済	S61~S63	S63	2.27	
46	四方荒屋	共同	新市街地整備	市	-	1.3	S62.8.4	18.8	18.8	7.8	25.0	74,100	済	S62~S63	S63	4.7	
47	経堂	組合	新市街地整備	市	-	9.1	S63.1.21	15.2	27.1	10.8	24.3	563,811	済	S62~H4	H2	11.2	
48	藤木南	共同	新市街地整備	市	-	2.7	S63.5.12	19.9	19.9	6.1	24.8	111,300	済	S63~H1	S63	12.8	
49	新庄町第3	共同	新市街地整備	市	-	2.7	S63.7.7	20.6	20.6	4.2	24.0	141,000	済	S63~H1	H1	1.24	
50	金泉寺	組合	新市街地整備	市	-	8.3	S63.11.5	10.2	24.9	10.8	19.9	405,761	済	S63~H2	H2	2.21	
51	月岡グリーンタウン 西緑町	個人	新市街地整備	調	-	8.5	H1.7.12	18.7	18.7	12.9	29.2	1,907,692	済	H1~H3	H2.3.16 H3.4.3		
52	富山駅北	市	公共施設整備	市	20.5	20.5	H1.9.12	12.2	12.2	27.7	43.8	19,456,000	済	H1~H15	H14	12.27	H4.12.11 県告第937号
53	新庄町第4	共同	新市街地整備	市	-	1.7	H1.9.18	25.8	25.8	2.7	27.8	99,100	済	H1~H2	H2	5.2	
54	有沢	共同	新市街地整備	調	-	6.0	H1.9.25	20.4	20.4	10.4	28.4	1,174,700	済	H1~H2	H2	10.1	
55	桜谷	共同	新市街地整備	調	-	7.2	H2.7.25	24.6	24.6	4.9	28.0	1,561,000	済	H2~H4	H4	7.15	
56	新庄南	市	公共施設整備	市	9.6	9.6	H3.3.30	22.3	25.0	9.1	29.7	1,942,000	済	H2~H9	H9	5.26	H4.8.4 市告第178号
57	布市	共同	新市街地整備	調	-	12.1	H3.6.24	19.9	19.9	10.5	28.3	1,138,000	済	H3~H4	H4	7.15	
58	月岡グリーンタウン 西緑町第2	個人	新市街地整備	調	-	4.8	H3.8.26	25.3	25.3	16.3	37.5	1,066,163	済	H3~H4	H4	8.24	
59	上飯野第2	共同	新市街地整備	市	-	2.3	H5.1.6	22.3	22.3	4.0	25.4	126,500	済	H4~H5	H5	8.23	
60	月岡グリーンタウン 西緑町第3	個人	新市街地整備	調	-	4.8	H5.9.29	21.3	21.3	7.5	27.2	1,307,700	済	H5~H6	H6	9.26	
61	石坂	共同	新市街地整備	市	-	1.5	H6.5.13	28.7	28.7	3.6	31.3	281,850	済	H6	H6	11.25	
62	山室荒屋	組合	新市街地整備	市	16.4	16.4	H6.7.8	18.3	39.5	9.6	26.1	1,899,009	済	H6~H9	H9	4.24	H6.3.7 市告第69号
63	町村東	組合	新市街地整備	市	15.2	15.2	H7.12.15	18.3	27.3	6.9	23.9	1,757,962	済	H7~H16	H15	6.20	H7.4.6 市告第93号
64	田畑	共同	新市街地整備	市	7.8	7.8	H7.12.20	14.7	14.7	10.2	23.4	950,000	済	H7~H8	H9	2.19	H7.5.10 市告第121号
65	月岡グリーンタウン 西緑町第4	個人	新市街地整備	調	-	3.8	H8.6.3	20.5	20.5	12.1	30.1	1,047,460	済	H8~H9	H9	10.7	
66	荒川南	組合	新市街地整備	市	6.3	6.3	H8.8.19	21.6	25.1	4.3	24.9	857,497	済	H8~H13	H12	12.20	H7.12.20 市告第327号
67	上新保	組合	新市街地整備	市	9.6	9.5	H8.11.21	22.9	39.5	7.4	28.6	1,298,000	済	H8~H12	H12	11.7	H7.5.10 市告第120号
68	山室第2	市	公共施設整備	市	51.4	51.4	H9.5.19	16.8	18.6	18.8	32.5	13,942,938	済	H9~H26	H26	10.31	H7.7.7 市告第456号
69	下新町	市	公共施設整備	市	19.6	19.6	H9.8.1	17.8	19.4	4.1	21.1	3,936,000	済	H9~H20	H20	3.21	H9.2.10 市告第42号
70	金屋	個人	新市街地整備	調	-	12.5	H9.10.23	25.7	25.7	5.7	30.0	1,436,000	済	H9~H11	H11	5.10	
71	豊田	組合	新市街地整備	市	11.1	11.0	H10.3.9	12.1	33.0	18.8	23.5	776,000	済	H9~H13	H11	9.30	H7.5.10 市告第122号
72	田中町二丁目	組合	新市街地整備	市	-	3.1	H10.7.28	17.1	32.9	12.6	27.5	273,541	済	H10~H12	H12	5.18	

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画決定面積 ha	施地面積 ha	行区積	認可年月日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換処公年月日	地分告日	最年告	終月番	決日号
									公共	合算	施行前	施行後		施行区分	年度					
									%	%	%	%								
73	新庄銀座第2	共同	新市街地整備	市	-	7.5	H10.9.9	19.5	19.5	5.0	23.5	626,349	済	H10~H11	H12.2.10					
74	城川原二丁目	共同	新市街地整備	市	-	0.4	H12.12.18	18.3	18.3	4.9	22.3	30,200	済	H12~H13	H13.5.8					
75	西荒屋(新保北部)	組合	新市街地整備	市	9.6	9.6	H13.1.10	18.5	30.1	9.4	26.1	800,978	済	H12~H23	H22.9.10			R5.12.13 市告第489号		
76	水橋専光寺	共同	新市街地整備	調	-	8.3	H13.12.19	22.7	22.7	5.7	27.1	831,100	済	H13~H14	H14.7.18 H14.12.2					
77	上八日町(新保北部)	共同	新市街地整備	市	-		H14.7.10						廃止		H17.2.16 廃止			S63.1.21 県告第90号		
78	打出	組合	新市街地整備	市	-	20.6	H15.3.14	24.9	54.2	8.3	31.1	1,830,000	済	H14~R2	H20.8.22					
79	藤木東	組合	新市街地整備	市	-	7.1	H15.3.14	17.6	43.2	7.6	23.9	717,400	済	H14~H20	H19.9.7					
80	堀川小泉農住	個人	市街地整備	市	-	1.1	H15.11.4	25.3	35.7	3.3	27.7	80,094	済	H15~H16	H16.10.6					
81	富山駅周辺地	市	公共施設整備	市	10.4	10.4	H18.8.31	22.6	22.6	33.4	48.5	14,500,000	中	H18~R14				H17.7.1 市告第174号		
82	富山空港北	組合	新市街地整備	市	21.0	21.0	H18.10.20	10.7	32.4	17.9	26.7	1,562,000	済	H18~R1	H31.2.1			H18.8.28 市告第419号		
83	下飯野	組合	新市街地整備	市	-	8.0	H29.11.15	10.5	57.0	14.6	23.6	986,043	済	H29~R3	R3.9.24					
計	82箇所(77 上八日町(廃止)を除く)					1,695.9	2,076.1													

富山高岡広域都市計画区域(婦中地域)

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画決定面積 ha	施地面積 ha	行区積	認可年月日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換処公年月日	地分告日		
									公共	合算	施行前	施行後		施行区分	年度				
									%	%	%	%							
1	鵜坂中部	組合	新市街地整備	市	-	3.2	S63.3.15	17.1	32.2	6.5	22.5	227,000	済	S62~H2	H2.9.19				
2	長沢・羽根	共同	新市街地整備	市	-	6.5	H4.3.4	21.1	21.1	7.1	26.7	390,000	済	H3~H6	H5.9.29				
3	婦中町塚原	組合	新市街地整備	調	-	5.1	H17.3.13	4.7	25.0	26.5	30.0	270,000	済	H17~H18	H19.2.5				
4	婦中町田島	個人	新市街地整備	調	-	9.2	H19.2.7	31.5	31.5	14.5	41.4	684,800	済	H18~H20	H20.6.26				
計	4箇所					0.0	24.0												

富山高岡広域都市計画区域計

	施行中		施行済		合計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
都市計画決定	1	10.4	23	1,685.5	24	1,695.9
旧都計法12条	0	0.0	5	574.1	5	574.1
個人・共同	0	0.0	49	323.6	49	323.6
組合	0	0.0	23	221.1	23	221.1
公共団体	1	10.4	7	416.8	8	427.2
行政庁	0	0.0	1	554.1	1	554.1
合計	1	10.4	85	2,089.7	86	2,100.1

富山南都市計画区域(大沢野地域)

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画決定面積 ha	施地面積 ha	行区積	認可年月日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換処公年月日	地分告日
									公共	合算	施行前	施行後		施行区分	年度		
									%	%	%	%					
1	上二杉	共同	新市街地整備	非	-	4.9	S51.6.5	23.2	23.2	6.6	28.3	230,900	済	S51~S52	S52.12.10		
2	下大久保	個人	新市街地整備	非	-	3.5	S54.7.17	26.7	26.7	8.0	33.4	166,680	済	S54~S55	S55.6.24		
3	上大久保	共同	新市街地整備	非	-	3.0	H5.10.25	18.8	18.8	12.4	29.7	204,400	済	H5~H9	H9.1.24		
4	上大久保第一	個人	新市街地整備	非	-	1.4	H26.12.24	23.4	23.4	10.1	31.1	119,500	済	H26~H27	H27.10.21		
計	4箇所					0.0	12.8										

富山南都市計画区域(八尾地域)

整理番号	地区名	施行者	目的	区域区分	都市計画決定面積 ha	施地面積 ha	行区積	認可年月日	減歩率		公共用地率		総事業費 千円	施行期間		換処公年月日	地分告日	最年告	終月番	決日号
									公共	合算	施行前	施行後		施行区分	年度					
									%	%	%	%								
1	角間	共同	新市街地整備	非	-	7.8	S48.10.20	5.2	5.2	18.1	22.4	263,512	済	S48~S50	S50.8.23					
2	福島	八尾町	新市街地整備	非	37.0	37.0	S58.4.5	16.8	24.5	11.4	26.2	2,118,587	済	S58~H4	H4.9.10			S59.10.6 県告第901号		
計	2箇所					37.0	44.8													

2. 市街地再開発事業

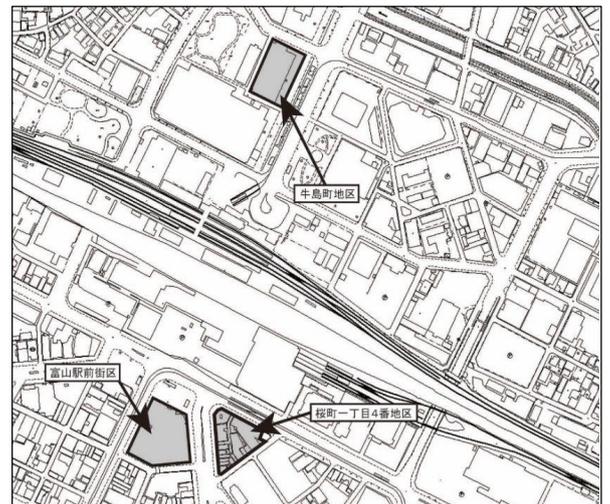
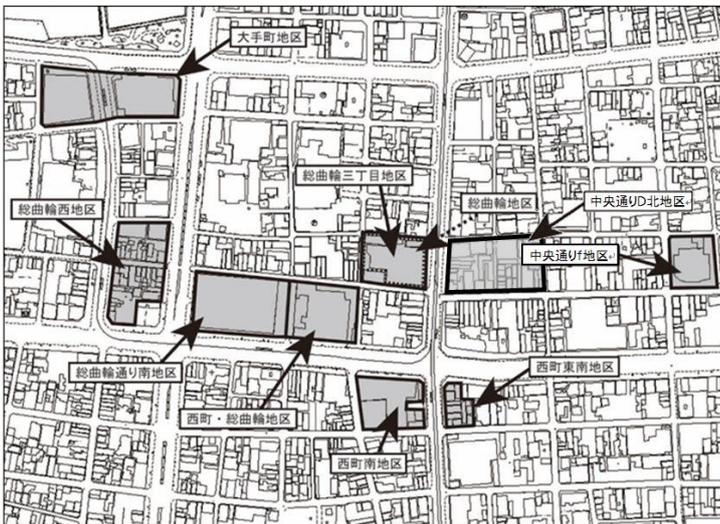
市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業である。

富山市では、総曲輪地区をはじめ、これまで13箇所、9.6haが都市計画決定され、うち12箇所、8.8haが整備されている。

■ 市街地再開発事業

都市計画区域	名称	施行区域面積	建築敷地面積	建蔽率	容積率下限	容積率上限	主要用途	最終計画決定年月日	完了年月日
富山高岡広域	富山市総曲輪地区市街地再開発事業	約 0.5ha	約 0.35ha	8/10	30/10	70/10	店舗施設 情報文化施設	S49.12.24 県告第1177号	S51.7.3
	富山駅前街区第一種市街地再開発事業	約 0.8ha	約 0.49ha	9/10	30/10	65/10	店舗施設 ホテル施設 情報文化施設	H1.9.7 県告第808号	H4.2.29
	富山市大手町地区第一種市街地再開発事業	約 0.7ha	約 A地区 0.37ha	8/10	30/10	60/10	店舗施設 ホテル施設 駐車施設	H8.6.21 県告第376号	H11.7.1
		約 0.6ha	約 B地区 0.35ha	8/10	30/10	50/10	会議施設 駐車施設		H11.7.1
	富山市牛島町地区第一種市街地再開発事業	約 0.7ha	約 0.29ha	8/10	30/10	50/10	店舗施設 ホテル施設 駐車施設	H10.3.31 市告第82号	H12.8.1
	富山市西町・総曲輪地区第一種市街地再開発事業	約 0.7ha	約 0.46ha	8/10	30/10	60/10	商業施設 駐車施設 駐輪施設	H15.9.9 市告第263号	H17.3.31
	富山市総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業	約 1.1ha	約 0.68ha	8/10	30/10	65/10	商業施設	H17.12.6 市告第375号	H19.9.1
	富山市中央通りf地区第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 0.32ha	8/10	30/10	60/10	商業施設 業務施設 住宅施設 駐車施設	H19.4.26 市告第214号	H24.3.5
	富山市西町東南地区第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 0.20ha	8/10	30/10	60/10	商業施設 業務施設 住宅施設 駐車施設	H21.9.25 市告第511号	H24.9.5 H24.9.27
	富山市西町南地区第一種市街地再開発事業	約 0.7ha	約 0.41ha	8/10	30/10	60/10	業務施設 公益施設 駐車施設	H22.9.15 市告第354号	H27.4.6
	富山市総曲輪西地区第一種市街地再開発事業	約 1.0ha	約 0.57ha	8/10	30/10	60/10	商業施設 宿泊施設 駐車施設 居住施設	H23.9.30 市告第418号	H28.6.20
	富山市桜町一丁目4番地区第一種市街地再開発事業	約 0.7ha	約 0.34ha	8/10	30/10	60/10	商業施設 宿泊施設 住宅施設	H25.3.12 市告第93号	H30.4.23
	富山市総曲輪三丁目地区第一種市街地再開発事業	約 0.5ha	約 0.39ha	8/10	30/10	70/10	商業施設 業務施設 住宅施設	H25.7.3 市告第301号	R1.5.8
富山市中央通りD北地区第一種市街地再開発事業	約 0.8ha	約 0.63ha	8/10	30/10	60/10	居住施設 業務施設 商業施設 駐車場	H30.9.14 市告第316号	—	
合計		約 9.6ha							

■ 再開発事業位置図



VI 地区計画について

VI 地区計画について

1. 地区計画

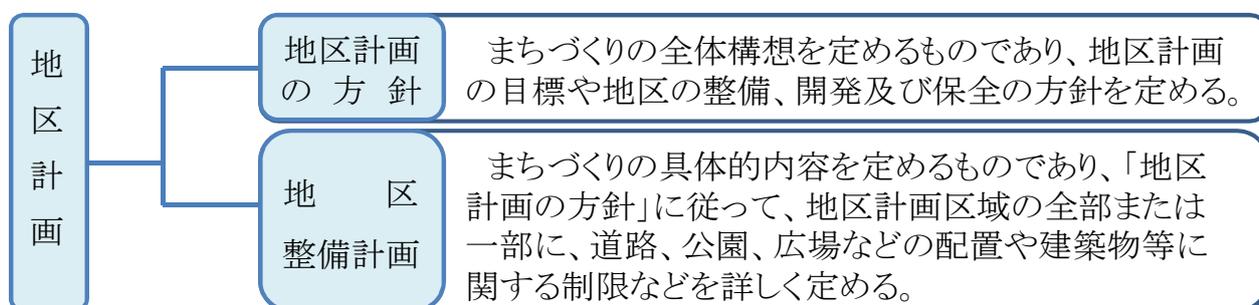
地区計画制度は、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するために、基本的な方向を明らかにすると共に、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導するものです。

地区計画は、その地区の目標、土地利用の方針、道路・公園等地区施設の整備の方針等の方針と、具体的な建築物等の用途や地区施設の配置及び規模を定める「地区整備計画」の2つから構成される。

富山市では、地域の特性に応じ、37箇所、約401.7ha(令和6年3月31日現在)を都市計画決定している。

■ 地区計画の構成

地区計画は次の2つから成り立っている。



夢ヶ丘地区地区計画

■ 地区計画策定状況一覧

R7.3.31現在

都市計画 区域名	NO	地区名	位置	地区計画 面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	備考
富山 高岡 広域	1	太郎丸地区	富山市太郎丸	6.5	2.5	H 5. 4. 9 市告第76号	市街化区域
	2	とやま都市MIRAI地区	富山市牛島町、木場町、 牛島本町一丁目 外	62.0	29.1	H 6. 1.10 市告第4号	市街化区域
	3	稻荷元町地区	富山市稻荷元町 外	3.8	3.8	H 8. 4. 1 市告第109号	市街化区域
	4	赤田地区	富山市赤田、二俣 外	7.1	7.1	H 8. 4. 1 市告第111号	市街化区域
	5	山室荒屋住宅団地地区	富山市山室荒屋	5.3	5.3	H13. 5.16 市告第138号	市街化区域
	6	フューチャー商業集積地区	婦中町下板倉、下轡田、 速星及び宮ヶ島の各一部	17.0	17.0	H13. 5.16 町告第84号	市街化区域
	7	砂子田・袋地区	婦中町砂子田及び 袋字宿免の各一部	18.8	18.8	H13. 5.16 町告第84号	市街化区域
	8	西ヶ丘地区	婦中町速星、増田字清六島割、 板倉、下轡田及び西ヶ丘の各一部	16.6	16.6	H19.11. 1 市告第632号	市街化区域
	9	砂子田若葉台団地地区	婦中町砂子田の一部	10.6	10.6	H13. 5.16 町告第84号	市街化区域
	10	綾田町・田中町地区	富山市綾田町三丁目、田中町四丁目	1.3	1.3	H13. 9.13 市告第108号	市街化区域
	11	田畑住宅団地地区	富山市田畑、銀嶺町 外	11.0	11.0	H14. 1.10 市告第193号	市街化区域
	12	富山市エコタウン地区	富山市海岸通字松浦町 外	18.3	18.3	H14. 7. 5 市告第157号	市街化区域
	13	月岡西緑町4区地区	富山市月岡西緑町の一部	4.7	4.7	H16.11.25 市告第348号	市街化調整区域
	14	針原中町地区	富山市針原中町字長葉及び 字端花の各一部	0.5	0.5	H16.11.25 市告第349号	市街化調整区域
	15	小中地区	富山市小中、字福平割及び 字小木戸割並びに蟻川の各一部	1.7	1.7	H17. 3.31 市告第88号	市街化調整区域
	16	塚原地区	婦中町塚原字黒瀬の一部	5.7	5.7	H17. 3.31 町告第52号	市街化調整区域
	17	呉羽南部地区	富山市北押川字向野の全部 並びに 北押川、北押川字角口、池多、境野新、 杉谷、平岡及び平岡字中島の各一部	70.6	70.6	H28.11.28 市告第489号	市街化区域
	18	月岡西緑町3区地区	富山市月岡西緑町の一部	4.0	4.0	H18. 4.24 市告第209号	市街化調整区域
	19	開ヶ丘地区	富山市開ヶ丘及び池多の各一部	3.0	3.0	H18. 6. 5 市告第294号	市街化調整区域
	20	打出地区	富山市打出、布目北、四方 外	20.6	20.6	H19.11. 1 市告第631号	市街化区域
	21	堀川本郷地区	富山市上新保、堀、本郷町の各一部	15.2	15.2	H22. 4.27 市告第189号	市街化区域
	22	夢ヶ丘地区	富山市婦中町夢ヶ丘	9.2	9.2	H20.10.31 市告第581号	市街化調整区域
	23	熊野北部地区	富山市小中の一部	4.2	4.2	H21. 8.18 市告第436号	市街化調整区域
	24	古沢・西金屋地区	富山市古沢・古沢字二番金草及び西金屋 の各一部	3.7	3.7	H21. 9.17 市告第499号	市街化調整区域
	25	犬島二丁目地区	富山市犬島二丁目の一部	4.4	4.4	H21. 9.18 市告第503号	市街化区域
	26	新庄銀座一丁目地区	富山市新庄銀座一丁目の全部	5.6	5.6	H21. 9.18 市告第504号	市街化区域
	27	ひよどり南台地区	富山市ひよどり南台の一部	1.9	1.9	H21. 9.18 市告第505号	市街化区域
	28	桜谷みどり町地区	富山市桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり 町二丁目及び田刈屋字向田の各一部	7.0	7.0	R4. 3. 25 市告第88号	市街化調整区域
	29	石坂地区	富山市石坂字新村柿木、石坂字新村下、 石坂字吉原、石坂新字平均及び山岸の各 一部	2.2	2.2	H24. 1.31 市告第33号	市街化調整区域
	30	婦中町上轡田地区	富山市婦中町上轡田、 婦中町上轡田字土手下割及び 婦中町下轡田の各一部	4.3	4.3	H24. 4.27 市告第185号	市街化調整区域
	31	富山市中心市街地地区	富山市総曲輪三丁目、西町、一番町、上 本町、三番町、堤町通り一丁目、古鍛冶 町、太田口通り一丁目及び山王町の各一 部	9.7	9.7	R 1. 9.19 市告第164号	市街化区域
	32	水落地区	富山市水落字前田割、水落字中ノ橋割の 各一部	4.3	4.3	H30. 7. 23 市告第251号	市街化区域
	33	新庄銀座二丁目地区	富山市新庄銀座二丁目の一部	5.2	5.2	R2. 12. 9 市告第465号	市街化区域
	34	速星駅周辺地区	富山市婦中町速星、婦中町西本郷の各一 部	4.1	4.1	R3. 4. 20 市告第233号	市街化調整区域
	35	珠泉地区	富山市珠泉東町、珠泉西町及び経力の各 一部	15.8	15.8	R3. 8. 5 市告第376号	市街化調整区域
	36	呉羽駅北西地区	富山市高木字中作及び高木西の各一部	7.6	7.6	R5. 1.27 市告第36号	市街化区域
	37	新富山口駅東地区	山市下富居字八幡割、下富居字仕官割、 下富居字稻荷割、下富居字勝膳割、鍋田 字西坪割及び鍋田字鶴田割の各一部	8.2	8.2	R5. 1.27 市告第37号	市街化区域
	38	布市駅周辺地区	富山市布市の一部	1.8	1.8	R7. 3.26 市告第98号	市街化調整区域
	39	卸売市場地区	富山市掛尾町及び黒瀬字円子割の各一部	4.4	4.4	R7. 3.31 市告第117号	市街化区域
合計		39箇所		407.9ha	371.0ha		

Ⅶ そ の 他

Ⅶ そ の 他

1. 電線類地中化整備事業

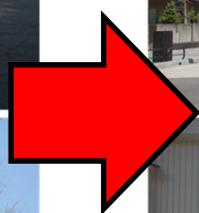
電線類地中化整備事業は、地上の電柱・電線を埋設することで、安全で快適な通行空間の確保、景観の向上をめざすものであり、富山市では、昭和61年度から電線類地中化計画に基づき、電力、通信事業者、地元関係者と連携し電線類の地中化に取り組んできている。

近年においては、本格的な高度情報化社会への実現に向けて、全国的な光ファイバーのネットワークの整備が進められるとともにCATV事業等への新規参加が増加しており、通信・放送用のケーブルの敷設が急速に進展することが予想され、これに対応した収容空間づくりが求められている。

また、地域活性化や環境改善への要請がさらに強まっているのみならず、良好な生活空間の拡大など新たな社会ニーズが多様化しており、これらを背景に、今日、従来の観点からの地中化に加え、中規模商店街や住宅地・景観の優れた地域などにおける電線類の地中化が要請されているところである。

さらに、先の阪神・淡路大震災、東日本大震災では、道路上の電柱、電線の倒壊や切断などにより電力・通信サービスの供給がストップする等の問題が生じており、これらの安全供給、地震や火災に強いまちづくりという観点からも電線類の地中化事業が重要視されている。

この様にまちづくりを進めていく上で地中化は欠かせない事業であり、富山市では都市整備事業の一貫として電線類地中化を進めていくものである。



整備前

整備後

富山市電線類地中化整備状況調査

R7.3.31現在

上段：道路延長 (m)

下段：整備延長 (m)

道路区分	路線名	第一次基本計画 (S61~H2)	第二次基本計画 (H3~H6)	第三次基本計画 (H7~H10)	新電線類地中化計画 (H11~H15)	無電柱化推進計画 (H16~H20)	無電柱化に係るガイドライン (H21~H29)	無電柱化推進計画 (H30~R2)	無電柱化推進計画 (R3~R7)	合計	
国道	国道 4 1 号	1,210 2,420	460 920	820 1,640	3,310 6,620	2,640 4,980	330 660	0 0	0 0	8,770 17,540	
県道	富山高岡線 ((都) 呉羽町袋線)	300 600	0 0	0 0	0 0	0 0	810 1,140	0 0	0 0	1,110 1,740	
	富山立山公園線 ((都) 総曲輪線)	500 1,000	0 0	90 180	0 0	280 560	0 0	500 1,000	0 0	1,370 2,740	
	富山停車場線 ((都) 富山駅東線)	480 990	350 1,040	100 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	930 2,130	
	富山上滝立山線 ((都) 堀川線)	360 710	410 820	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	770 1,530	
	小竹諏訪川原線 ((都) 五艘大泉線、(都) 牛島堀川線)	0 0	0 0	0 0	240 480	0 0	0 0	540 1,138	464 928	1,244 2,546	
	県道計	1,640 3,300	760 1,860	190 280	240 480	280 560	810 1,140	1,040 2,138	464 928	5,424 10,686	
	市道	1 県庁線(シンボルロード) ((都) 県庁線)	1,070 1,900	0 0	0 0	0 0	0 0	190 190	0 0	0 0	1,260 2,090
		2 区画街路第2712号線 (市役所南側)	130 260	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	130 260
3 宝町大泉東町線 ((都) 五艘大泉線)		450 900	0 0	310 310	280 280	0 0	0 0	0 0	0 0	1,040 1,490	
4 総曲輪線(シンボルロード) ((都) 総曲輪線)		100 200	0 0	0 0	820 960	240 480	0 0	0 0	0 0	1,160 1,640	
5 区画街路第2012号線 (県庁南側)		150 300	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	150 300	
6 大手線(大手モール) ((都) 大手線)		300 600	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	300 600	
7 区画街路第3406号線 (中教院モール)		120 240	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	120 240	
8 区画街路第3303号線		190 190	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	190 190	
9 富山駅根塚線 ((都) 富山駅根塚線)		0 0	850 1,080	840 880	500 560	0 0	0 0	0 0	0 0	2,190 2,520	
10 富山駅南北線 ((都) 富山駅南北線)		0 0	120 200	0 0	0 0	0 0	140 220	110 200	0 0	370 620	
11 牛島町線 ((都) 牛島町線)		0 0	220 230	510 510	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	730 740	
12 諏訪町本通り線		0 0	420 420	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	420 420	
13 東新町本通り線		0 0	110 110	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	110 110	
14 富山駅北線(フールホール) ((都) 富山駅北線)		0 0	0 0	700 960	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	700 960	
15 綾田北代線 ((都) 綾田北代線)		0 0	0 0	140 280	0 0	440 820	0 0	31 31	0 0	611 1,131	
16 富山駅北口交通広場		0 0	0 0	110 110	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	110 110	
17 区画街路第2104号線 (大手町再開発関連)		0 0	0 0	70 70	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	70 70	
18 区画街路第2107号線 (大手町再開発関連)		0 0	0 0	120 120	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	120 120	
19 区画街路第2202号線 (大手町再開発関連)		0 0	0 0	90 90	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	90 90	
20 体育館線		0 0	0 0	110 210	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	110 210	
21 湊入船町下新町線		0 0	0 0	110 110	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	110 110	
22 湊入船町7号線		0 0	0 0	80 80	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	80 80	
23 市道岩瀬新川町大町線		0 0	0 0	0 0	0 0	520 1,050	0 0	0 0	0 0	520 1,050	
24 富山駅西線 ((都) 富山駅西線)		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	330 690	0 0	0 0	330 690	
25 区画街路第2807号線		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	100 100	0 0	0 0	100 100	
26 区画街路第5204号線		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	36 36	0 0	0 0	36 36	
27 牛島城川原線 ((都) 牛島城川原線)		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	260 260	0 0	0 0	260 260	
28 富山駅西口交通広場線		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	160 160	130 130	0 0	290 290	
29 牛島新町桜町線 ((都) 堀川線)		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
30 富山駅横断東線 ((都) 富山駅横断東線)		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
市道計	2,510 4,590	1,720 2,040	3,190 3,730	1,600 1,800	1,200 2,350	1,216 1,656	271 361	0 0	11,707 16,527		
合計	5,360 10,310	2,940 4,820	4,200 5,650	5,150 9,200	4,120 7,890	2,356 3,456	1,311 2,499	464 928	25,901 44,753		

※H29までの数値は無電柱化データベースによる。H30以降は、所管課、関係機関への問い合わせによる。

2. 開発行為

都市の無秩序な市街化を防ぎ、健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域内の宅地開発などについては原則として市長の許可を受けなければならない。

市街化区域内の開発については、面積1,000㎡以上が対象となり、又、非線引き都市計画区域では面積3,000㎡以上、都市計画区域外では面積10,000㎡以上が対象となり、市街化調整区域では、農林漁業の用に供するものなど一定の開発行為以外は許可されないこととなっている。

平成17年度から令和6年度までの開発許可状況 (29条)

富山市全域 件数：1653件 面積：531.6ha	都市計画区域 件数：1649件 面積：510.1ha	線引き都市計画区域 富山高岡広域都市計画区域 [富山市分] 件数1598件 面積459.5ha
		非線引き都市計画区域 富山南都市計画区域 件数：51件 面積：50.6ha
	都市計画区域外 件数：4件 面積：21.5ha	

<参 考>

■ 富山地域の開発許可状況 (29条)

年 度	市 街 化 区 域		市 街 化 調 整 区 域		合 計	
	件 数	面積 (ha)	件 数	面積 (ha)	件 数	面積 (ha)
S45	4	17.4	3	0.1	7	17.5
S46~50	183	178.2	193	113.2	376	291.4
S51~55	278	140.2	382	48.9	660	189.1
S56~60	290	114.7	314	52.9	604	167.6
S61	46	19.5	60	3.3	106	22.8
S62	46	23.4	60	4.8	106	28.2
S63	51	21.0	73	6.7	124	27.7
H1	61	28.0	70	9.1	131	37.1
H2	74	31.8	72	22.6	146	54.4
S61~H2	278	123.7	335	46.5	613	170.2
H3	63	49.7	66	8.6	129	58.3
H4	60	17.3	50	18.0	110	35.3
H5	58	18.1	78	10.8	136	28.9
H6	58	18.5	77	12.6	135	31.1
H7	79	30.4	87	8.0	166	38.4
H3~7	318	134.0	358	58.0	676	192.0
H8	87	31.2	85	10.0	172	41.2
H9	72	25.0	79	6.2	151	31.2
H10	47	15.6	80	7.3	127	22.9
H11	50	16.7	88	7.9	138	24.6
H12	38	11.6	50	19.8	88	31.4
H8~12	294	100.1	382	51.2	676	151.3
H13	37	17.4	44	2.9	81	20.3
H14	38	33.9	42	2.9	80	36.8
H15	41	15.2	47	7.1	88	22.3
H16	42	12.0	37	3.9	79	15.9
H13~16	158	78.5	170	16.8	328	95.3
合 計	1,803	886.8	2,137	387.6	3,940	1,274.4

※ H17以降は新富山市

年 度	線引き都市計画区域						非線引き都市計画区域		都市計画区域計		都市計画区域外		合 計	
	市街化区域		市街化調整区域		計									
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
H17	50	18.6	33	10.0	83	28.6	4	3.7	87	32.3	1	11.9	88	44.2
H18	60	26.8	38	14.1	98	40.9	1	1.0	99	41.9	1	3.6	100	45.5
H19	54	32.7	48	3.6	102	36.3	4	4.5	106	40.8	0	0.0	106	40.8
H20	54	18.3	48	3.6	102	21.9	3	1.9	105	23.8	0	0.0	105	23.8
H21	37	9.3	31	7.2	68	16.5	0	0.0	68	16.5	1	1.3	69	17.8
H22	44	12.8	30	2.7	74	15.5	2	2.2	76	17.7	0	0.0	76	17.7
H23	37	11.0	34	4.2	71	15.2	0	0.0	71	15.2	0	0.0	71	15.2
H24	61	24.6	54	11.8	115	36.4	0	0.0	115	36.4	0	0.0	115	36.4
H25	36	9.2	40	2.6	76	11.8	1	1.1	77	12.9	0	0.0	77	12.9
H26	57	19.4	33	5.5	90	24.9	1	1.1	91	26.0	0	0.0	91	26.0
H27	47	14.7	40	8.2	87	22.9	2	5.0	89	27.9	0	0.0	89	27.9
H28	52	18	34	3.5	86	21.5	6	3.8	92	25.3	0	0.0	92	25.3
H29	41	36	36	7.4	77	43.4	3	1.8	80	45.2	1	4.7	81	49.9
H30	57	24.5	38	4.3	95	28.8	2	5.1	97	33.9	0	0.0	97	33.9
R01	44	14.1	37	2.7	81	16.8	2	1.4	83	18.2	0	0.0	83	18.2
R02	28	9.5	36	3.1	64	12.6	5	5.5	69	18.1	0	0.0	69	18.1
R03	41	11.5	32	1.3	73	12.8	3	1.9	76	14.7	0	0.0	76	14.7
R04	36	23.7	31	1.3	67	25	5	3.2	72	28.2	0	0.0	72	28.2
R05	23	12	22	1	45	13	3	4.3	48	17.3	0	0.0	48	17.3
R06	31	10.3	13	4.4	44	14.7	4	3.1	48	17.8	0	0.0	48	17.8
計	890	357.0	708	102.5	1598	459.5	51	50.6	1649	510.1	4	21.5	1653	531.6

3. 屋外広告物

屋外広告物とは、屋外で常時又は一定期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などのことである。

富山市では、良好な景観の形成・風致の維持と公衆に対する危害を防止することを目的として、富山市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制を行っている。

屋外広告物の許可件数

(単位：件)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,235	1,161	1,155	993	812

広告物の種類別許可件数（許可個数）

(単位：件)

年度	野立 広告	屋上 広告	壁面 広告	突出 広告	停留所 上屋添加 広告	電柱 広告	車体 広告	幕広告 ※1	その他 ※2
令和2年度	713(1,591)	100(214)	628(3,135)	76(130)	2(21)	6(4,639)	54(92)	271(470)	234(800)
令和3年度	610(1,534)	102(166)	530(2,296)	57(78)	5(12)	6(4,433)	69(138)	289(516)	236(534)
令和4年度	598(1,477)	84(136)	516(2,833)	55(91)	2(19)	12(7,743)	65(134)	282(515)	218(496)
令和5年度	649(1,585)	87(160)	577(3,115)	69(121)	1(3)	10(4,163)	60(131)	254(479)	191(434)
令和6年度	620(1,568)	99(162)	526(2,767)	42(53)	5(9)	9(2,678)	22(41)	118(234)	94(255)

* 1件の申請につき複数の広告物の申請が可能であるため、上記の「屋外広告物の許可申請件数」と乖離がある。

※1 幕広告	懸垂幕、横断幕
※2 その他	はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、アドバルーン、置看板、消火栓利用広告等

4. 大規模建築行為等

一定規模を超える大規模建築行為等については、周辺景観に与える影響が大きいものとして富山市景観まちづくり条例において届出※を定めている。（平成23年6月30日まで）

大規模建築行為等の届出件数

(単位：件)

年度	建築物	工作物	土地の 区画形質 の変更	物品の 集積・ 貯蔵	鉱物の 採掘	土石類の 採取
平成18年度	72	85	3	0	0	0
平成19年度	42	40	0	0	0	0
平成20年度	44	69	1	0	0	0
平成21年度	35	69	1	0	0	2
平成22年度	22	49	1	1	0	1
平成23年度	6	14	0	0	0	0

※平成23年7月1日より景観法に基づく景観計画区域内行為等届出に移行

5. 景観計画区域内行為等届出

一定規模を超える景観計画区域内での行為等については、周辺景観に与える影響が大きいものとして、景観法において届出を定めている。（平成23年7月1日より）

（単位：件）

区分 年度	建築物	工作物	開発行為	土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変 更	屋外における土 石、廃棄物、再生 資源その他物件の 堆積
平成23年度	29	41	0	2	0
平成24年度	48	28	0	2	0
平成25年度	46	20	0	2	0
平成26年度	62	21	0	2	0
平成27年度	57	45	0	3	0
平成28年度	35	87	0	0	1
平成29年度	49	89	1	5	0
平成30年度	56	111	0	0	0
令和元年度	48	40	0	0	0
令和2年度	59	27	0	0	0
令和3年度	38	33	0	2	0
令和4年度	44	20	0	2	2
令和5年度	39	21	0	1	1
令和6年度	31	15	0	0	1

VIII 参 考 资 料

Ⅷ 参 考 資 料

1. 都市計画の決定権者

(令和7年4月1日現在)

都市計画の内容		市決定	都道府県決定		
		知事協議	大臣同意 不 要	大臣同意 必 要	
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）				○	
地 域	用途地域	○			
	特別用途地区	○			
	特定用途制限地域	○			
	特例容積率適用地区	○			
	高層住居誘導地区	○			
	高度地区	○			
	高度利用地区	○			
	特定街区	○			
	都市再生特別地区			○	
	居住調整地域・特定用途誘導地区	○			
	防火地域・準防火地域	○			
	特定防災街区整備地区	○			
	景観地区	○			
	風致地区	面積10ha以上かつ二以上の市町村の区域にわたるもの		○	
		その他	○		
	駐車場整備地区		○		
臨港地区	国際戦略港湾及び国際拠点港湾			○	
	重要港湾		○		
	その他	○			
歴史的風土特別保存地区			○		
第一種歴史的風土保存地区・第二種歴史的風土保存地区			○		
緑地保全地域	二以上の市町村の区域にわたるもの		○		
	その他	○			
特別緑地保全地区	面積10ha以上かつ二以上の市町村の区域にわたるもの		○		
	その他	○			
緑化地域		○			
流通業務地区			○		
生産緑地地区		○			
伝統的建造物群保存地区		○			
航空機騒音障害防止地区			○		
航空機騒音障害防止特別地区			○		
促 進 区 域	市街地再開発促進区域	○			
	土地区画整理促進区域	○			
	住宅街区整備促進区域	○			
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			
遊休土地転換利用促進地区		○			
被災市街地復興推進地域		○			

都市計画の内容			市決定	都道府県決定		
			知事協議	大臣同意 不	大臣同意 必要	
都 市 施 設	道 路	一般国道			○	
		都道府県道		○		
		その他の道路	○			
		自動車専用道路	高速自動車国道			○
			その他		○	
	都市高速鉄道				○	
	駐車場		○			
	自動車ターミナル		○			
	空港	第一種			○	
		第二種・第三種		○		
		その他	○			
	公園・緑地	面積10ha以上かつ国が設置			○	
		面積10ha以上かつ県が設置		○		
		その他	○			
	広場	面積10ha以上かつ国又は県が設置		○		
		その他	○			
	墓園	面積10ha以上かつ国又は県が設置		○		
		その他	○			
	その他の公共空地		○			
	水道	水道用水供給事業		○		
その他		○				
電気・ガス供給施設		○				
地域冷暖房施設		○				
下 水 道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域		○		
		その他	○			
	流域下水道		○			
その他		○				
汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場	産業廃棄物処理施設		○			
	その他	○				
河川	一級河川			○		
	二級河川		○			
	準用河川	○				
運河			○			
学校		○				
図書館・研究施設・博物館・美術館等		○				
医療施設・社会福祉施設		○				
市場・と畜場		○				
火葬場		○				
一団地の住宅施設		○				

都 市 計 画 の 内 容		市決定	都 道 府 県 決 定	
		知事協議	大 臣 同 意 不 要	大 臣 同 意 必 要
都市施設	一団地の官公庁施設			○
	流通業務団地		○	
	電気通信事業用施設	○		
	防風・防火・防水・防雪及び防砂施設	○		
	防潮施設	○		
市	土地区画整理事業	面積50ha超かつ国又は県が施工 ----- その他		○
			○	
街	新住宅市街地開発事業		○	
	工業団地造成事業		○	
地	市街地再開発事業	面積3ha超かつ国又は県が施工 ----- その他		○
			○	
発	新都市基盤整備事業		○	
	住宅街区整備事業	面積20ha超かつ国又は県が施工 ----- その他		○
業	防災街区整備事業	面積3ha超かつ国又は県が施工 ----- その他		○
			○	
市 街 地 開 発 事 業 等 域	予 定 区 域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○
		工業団地造成事業の予定区域		○
		新都市基盤整備事業の予定区域		○
		面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	○	
		一団地の官公庁施設の予定区域		○
		流通業務団地の予定区域		○
地 区 計 画 等	地区計画		○ (*)	
	防災街区整備地区計画		○ (*)	
	歴史的風致維持向上地区計画		○ (*)	
	沿道地区計画		○ (*)	
	集落地区計画		○ (*)	

* 知事への協議事項は、位置及び区域等令第13条に掲げる事項に限定

2. 富山市都市計画審議会条例

平成17年4月1日

富山市条例第22号

改正 平成22年3月25日富山市条例第30号

平成30年3月27日富山市条例第4号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、富山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市議会の議員及び関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、その所掌事務について委員及び臨時委員を補佐するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、活力都市創造部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日富山市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日富山市条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3. 富山市地区計画等の案の作成手続に関する条例

平成17年4月1日

富山市条例第224号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

4. 富山市屋外広告物条例

平成17年4月1日

富山市条例第228号

改正 平成17年12月22日富山市条例第376号

平成22年12月22日富山市条例第66号

平成24年3月26日富山市条例第11号

平成27年9月25日富山市条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物等の在り方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、本市の個性ある美しい景観の形成に配慮されたものでなければならない。

(禁止地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は生産緑地地区。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78

- 条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同項の規定により指定された地域
 - (5) 富山市文化財保護条例（平成17年富山市条例第257号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び同項の規定により指定された地域
 - (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の目的を達成するため同項の規定により保安林として指定された森林のある地域。ただし、市長が指定する区域を除く。
 - (7) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、市長が指定する区域を除く。
 - (8) 富山県自然環境保全条例（昭和47年富山県条例第39号）第9条第1項の規定により指定された保全地域。ただし、市長が指定する区域を除く。
 - (9) 道路並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）のうち市長が指定する区間
 - (10) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
 - (11) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園又は緑地の区域
 - (12) 河川、湖沼、海浜、山及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
 - (13) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
 - (14) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体

育館、病院、公衆便所その他の公共用の建造物のある敷地

(15) 古墳、墓地及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域

(16) 社寺、教会及び火葬場の境域で市長が指定する区域

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯

(2) 石垣及び擁壁

(3) 街路樹及び路傍樹

(4) 銅像、神仏像及び記念碑

(5) 道路標識、信号機、歩道柵^{さく}及び防護柵^{さく}並びに里程標

(6) 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら

(7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

(8) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク

(10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(11) 富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第18条第1項の規定により指定されたふるさとの記念物

(12) 富山市景観まちづくり条例（平成17年富山市条例第227号）第28条第1項の規定により指定された景観まちづくりの宝物

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定する物件

2 電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。）を表示し、又は設置してはならない。

(許可地域等)

第5条 第3条に規定する地域又は場所を除く本市の区域内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(広告物活用地区)

第6条 市長は、第3条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所で、活力あるまち並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている地域又は場所を広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者(規則で定める規模以下の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者を除く。)は、規則で定めるところにより、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれのないものとしての市長の確認を受けるものとする。

3 前項の確認を受けた場合は、前条の規定は、適用しない。

(広告物景観形成地区)

第7条 市長は、良好な景観を形成し、又は保全するため、良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を広告物景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、広告物景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告物景観形成地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)及び当該広告物景観形成地区における第14条第1項の許可の基準(以下「広告物景観形成地区基準」という。)を定めるものとする。

3 基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めるにあたっては、景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により市長が定めたものをいう。)との整合を図るものとする。

4 市長は、基本方針及び広告物景観形成地区基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(広告物協定地区)

第8条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間

にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して、技術的支援等を行うよう努めなければならない。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受け

た広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はその掲出物件。ただし、規則で定めるものについては、規則で定めるところにより市長に届け出て表示し、又は設置するものに限る。
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札等又はそれらの掲出物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈年月日及び寄贈者名を規則で定めるところにより表示する広告物

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 祭礼、冠婚葬祭等のため、一時的に表示する広告物又はその掲出物件
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はその掲出物件
- (6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところによ

り表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。

(1) 前項第1号に掲げるもの以外の自家用広告物等

(2) 道標、案内図板、案内標識その他公共的目的を有する広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はそれらの掲出物件

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第8号から第12号までに掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物又はその掲出物件

(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件

5 表示期間が5日以内の広告物（第1項及び第2項に規定するものを除く。）で、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届出があったものについては、第5条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第10条 第3条及び第4条の規定による市長の指定があった際、当該指定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物若しくは掲出物件については、当該指定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。

（禁止広告物）

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、

又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 道路標識又は信号機に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路の見通しを妨げ、交通の安全を阻害するおそれのあるもの
(許可等の期間及び条件)

第12条 市長は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可等の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第13条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可等を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可等をする場合に準用する。

(許可の基準)

第14条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、公益上特に必要があり、又は良好な景観の形成に資すると認めるときは、これを許可することができる。

(許可等又は届出の表示)

第15条 この条例の規定による許可等を受けた者又は届出をした者は、

規則で定めるところにより、当該許可等又は届出に係る広告物又は掲出物件に許可等又は届出の証票をはり付けておかなければならない。ただし、許可等又は届出の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第16条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等の期間又は第9条第5項の届出に係る表示期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第10条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第18条 市長は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第3項又は第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可等の条件に違反したとき。
- (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第19条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

(勧告及び公表)

第18条の2 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許

可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を勧告し、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(違反に対する措置)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第2項の規定により事実を公表された後において、なお正当な理由がなく当該勧告に従わなかったとき。

(2) 公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の

期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第20条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第21条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあつては、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る広告物又は掲出物件のうち特に必要と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第25条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市広報に掲載すること。

2 市長は、保管した広告物又は掲出物件について記録した書類を作成するとともに、これを規則で定める場所に備え付け、関係者に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第22条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の

価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用年数、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第23条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却が可能となるまでの期間）

第24条 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、2日とする。

2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3月とする。

3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、2週間とする。

（広告物又は掲出物件を返還する場合の手続）

第25条 市長は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法により、その者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第26条 削除

（処分、手続等の効力の承継）

第27条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの

者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第28条 この条例の規定による許可等又は届出に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、登録試験機関（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関をいう。第32条第1項第2号において同じ。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第29条 この条例の規定による許可等又は届出に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者になった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可等又は届出に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可等又は届出に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(屋外広告業の登録)

第30条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において、更新の登録の申請は、当該有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第30条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法人である法定代理人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及びその役員の氏名)
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者(第32条第1項に規定する業務主任者をいう。第30条の4第7号において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第30条の4各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添えなければならない。

(登録の実施)

第30条の3 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第30条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第30条の2の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第33条の2の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第30条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第33条の2の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第33条の2の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第30条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(登録事項の変更の届出)

第30条の5 屋外広告業者は、第30条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第30条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第30条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第30条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当

該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第30条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第33条の2の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第31条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の選任)

第32条 屋外広告業者は、第30条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の市長が開催する講習会の課程を修了した者

(2) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者若しくは職業訓練を修了した者又は広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

(4) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする

る。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第32条の3に規定する帳簿に記載する事項のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第32条の2 屋外広告業者は、第30条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第32条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第30条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第33条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第33条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第30条の4第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該

当することとなったとき。

(3) 第30条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業者監督処分簿)

第33条の3 市長は、前条の規定による処分をしたときは、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を屋外広告業者監督処分簿に登載しなければならない。

2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第33条の4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件に関係のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(広告主の義務)

第33条の5 広告主（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、屋外広告業者その他の者に広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物又は

掲出物件（以下「委託広告物等」という。）がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないように、当該委託広告物等の表示又は設置が適正に行われるための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（違反に対する措置）

第33条の6 市長は、この条例の規定に違反した委託広告物等については、当該委託広告物等の広告主に対し、当該委託広告物等の表示又は設置をする者に当該委託広告物等の除却の要請その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（意見の聴取）

第34条 市長は、次に掲げる場合においては、富山市景観まちづくり条例（平成17年富山市条例第227号）第35条第1項に規定する富山市景観まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第3条、第4条、第6条若しくは第7条に規定する指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第9条第2項第1号から第3号まで若しくは第14条第1項に規定する基準若しくは第7条第2項に規定する基本方針及び広告物景観形成地区基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第14条第2項の規定による許可をしようとするとき。

(4) 第18条の2第2項又は前条第2項の規定による事実の公表をしようとするとき。

（告示）

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

(1) 第3条、第4条、第6条若しくは第7条に規定する指定をし、又はこれらを変更したとき、並びに第8条に規定する認定をしたとき。

(2) 第31条第1項の規定により講習会を開催しようとするとき。

(手数料)

第36条 この条例の規定による許可等又は許可等の更新を受けようとする者は、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 第30条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、登録手数料10,000円を納付しなければならない。

3 第31条第1項の講習会を受けようとする者は、講習手数料3,000円を納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に掲げる手数料を減免することができる。

(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出をした政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可等（更新を含む。）を受けようとするとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第33条の2の規定による営業の停止の命令に違反した者

第39条 第19条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円

以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第30条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第32条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第33条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第33条の4第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第38条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第30条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第32条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第32条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(適用上の注意)

第44条 この条例の適用に当たっては、市民の政治活動の自由その他市民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の富山市屋外広告物条例（平成8年富山市条例第21号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号。以下「県条例」という。）の規定により富山県知事その他の機関がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に県条例の規定により富山県知事その他の機関に対してしている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定により市長がした処分等の行為又は市長に対してした申請等の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に合併前の条例又は県条例の規定により適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず施行日から起算して3年間（表示している広告物が第4条第2項に掲げる広告物で

ある場合にあっては、30日間)は、引き続き表示し、又は設置することができる。

- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成17年12月22日富山市条例第376号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(停留所添加広告に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第30条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間(当該期間内にこの条例による改正後の富山市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第30条の4の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、新条例第30条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に新条例第30条の2第1項の規定による登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第32条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月22日富山市条例第66号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日富山市条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日富山市条例第53号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第36条関係）

種類		手数料の額	
		単位	金額
はり紙		100枚まで ごとにつき	420円
はり札等		1枚につき	60円
立看板等 広告旗		1個につき	270円
横断幕 懸垂幕	面積が10平方メ ートル未満のもの	1個につき	420円
アドバルーン	面積が10平方メ ートル以上のもの	1個につき	420円に10平方メ ートル以上の面積10平方 メートルまでごとに42 0円を加算した額
電柱広告 消火栓標識利用広告		1個につき	540円
置看板 車体利用広告	面積が3平方メ ートル未満のもの	1個につき	810円
野立広告 屋上広告 壁面広告 突出し広告 停留所添加 広告	面積が3平方メ ートル以上のもの	1個につき	810円に3平方メ ートル以上の面積3平方メ ートルまでごとに810円 を加算した額
特殊装置の広	面積が10平方メ	1個につき	2,770円

告物	一トル未満のもの		
	面積が10平方メートル以上のもの	1個につき	2,770円に10平方メートル以上の面積10平方メートルまでごとに2,770円を加算した額

備考

- 1 この表の広告物の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「はり紙」とは、紙製その他これに類するもので、建物その他の工作物等にはり付けるものをいう。
 - (2) 「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するものをいう。
 - (3) 「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類するものをいう（これらを支える台を含む。）。
 - (4) 「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている旗をいう（これらを支える台を含む。）。
 - (5) 「横断幕」とは、建物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するものをいう。
 - (6) 「懸垂幕」とは、建物その他の工作物等を利用して垂れ下げるものをいう。
 - (7) 「アドバルーン」とは、気球を利用して高揚するものをいう。
 - (8) 「電柱広告」とは、電柱、街灯柱その他電柱の類の表面に直接表示するもの又は電柱、街灯柱その他電柱の類を利用して取り付けられるものをいう。
 - (9) 「消火栓標識利用広告」とは、消火栓の標識板を利用し、その下部に取り付けるものをいう。
 - (10) 「置看板」とは、木製、合成樹脂製若しくは金属製のもの又は

はこれらに類するもので、地面に直接置き、かつ、容易に移動できるものをいう。

(11) 「車体利用広告」とは、電車、自動車等の車体に直接表示するもの又は電車、自動車等の車体に取り付けるものをいう。

(12) 「野立広告」とは、道路又は鉄道等の沿線の土地に建植する広告板（木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に固定して装置し、その広告表示面を含め、その構造が板状であるものをいう。以下同じ。）及び広告塔（木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に装置し、その広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造のものをいう。以下同じ。）をいう。

(13) 「屋上広告」とは、建物の屋上に固定して装置する広告板及び広告塔をいう。

(14) 「壁面広告」とは、建物の外壁面に直接表示するもの又は固定して装置するもので、突出し広告以外のものをいう。

(15) 「突出し広告」とは、建物の外壁面に固定して装置するもので、建物の外壁面から突き出すものをいう。

(16) 「停留所添加広告」とは、バス、電車等の停留所標識（照明式のものに限る。）又は停留所の上屋に添加し、表示するものをいう。

(17) 「特殊装置の広告物」とは、ネオンサイン、イルミネーション等を利用したものをいう。

2 面積は、表示面積を合計したものとする。

3 この表に定めのない種類の広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額については、この表に定める種類の手数料の額との均衡等を考慮して市長が別に定める。

5. 富山市景観まちづくり条例

平成17年4月1日

富山市条例第227号

改正 平成22年12月22日富山市条例第65号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 景観まちづくり推進のための施策

第1節 景観計画（第10条）

第2節 景観計画区域内における行為の制限等（第11条—第17条）

第3節 景観重要建造物（第18条—第21条）

第4節 景観重要樹木（第22条・第23条）

第5節 景観まちづくり活動の推進（第24条—第27条）

第6節 景観まちづくりの宝物の指定等（第28条—第31条）

第7節 景観まちづくりへの支援（第32条—第34条）

第3章 富山市景観まちづくり審議会（第35条）

第4章 事実の公表（第36条）

第5章 雑則（第37条）

附則

富山市は、四季折々に表情を変える立山連峰の雄大な眺望や緑豊かな呉羽丘陵、神通川や常願寺川をはじめとする大小さまざまな河川、多彩な表情を持つ富山湾など地域固有の豊かな自然環境に恵まれ、その中で人々の営みの積重ねによって育まれた田園や市街地が広がっている。

景観とは、視覚的な側面に限定せず、市民生活の中の五感で感じ取れる環境全体であり、また、1日の移り変わり、季節ごとの表情、歴史の積重ねにより生まれた風土や文化など土地固有の風景でもある。

そして、私たちが郷土に愛着を持ち、快適で心豊かに暮らすことが、まちの魅力をつくり出し、訪れる人の心に美しい富山市を印象付けるこ

ととなる。

美しい景観は、市民の共有財産であり、それを守り育てることは市民一人ひとりの責務であることを認識し、長い歴史の中で育まれてきた郷土の景観を受け継ぎ、さらに次代へよりよいものとして残していくことが現代に生きる私たちの使命であることを常に忘れてはならない。

私たちは、郷土の景観を守り、育み、魅力ある新たな景観をつくり出すために、市民、事業者及び市の協働により、景観まちづくりを推進し、表情豊かで魅力的なまち並みの形成を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の景観まちづくりに関する施策の基本となる事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の協働により、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって表情豊かで魅力的なまち並みの形成の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 地域の特性を生かした魅力ある景観を守り、育て、及びつくることにより、まちづくりを行うことをいう。
- (2) 景観計画 法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。
- (3) 景観計画区域 法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域をいう。
- (4) 景観まちづくり推進区域 景観計画において重点的に景観の形成を図る必要があるとして指定された区域をいう。
- (5) 景観重要建造物 法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物をいう。
- (6) 景観重要樹木 法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木をい

う。

(基本理念)

第3条 景観まちづくりは、立山連峰の眺望及び水と緑が豊かな自然環境に調和するように進めなければならない。

2 景観まちづくりは、地域の固有の歴史、文化及び市民の暮らしぶりを反映するように進めなければならない。

3 景観まちづくりは、市民の主体的な取組により進めなければならない。

4 景観まちづくりは、市民、事業者及び市の協働により進めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの生活が景観まちづくりに影響を与えることを認識し、主体的に景観まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが地域の構成員であること、及びその活動が景観まちづくりに大きな影響を与えることを認識し、地域の景観まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、景観まちづくり活動の実施に当たっては、地域住民の意見を聴くよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、景観まちづくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、市民等の景観まちづくりに関する知識の普及及び意識の高揚

を図るため、必要な措置を講じなければならない。

（市の先導的役割）

第7条 市は、公共施設の整備に当たっては、景観まちづくりの先導的役割を果たすよう努めなければならない。

2 市は、景観まちづくりに大きな影響を与えると認められる公共施設の整備を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

（国等に対する協力の要請）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国、県又は他の地方公共団体に景観まちづくりを推進するための協力を要請するものとする。

2 市長は、景観まちづくりに大きな影響を与えると認められる行為について、前項の協力を要請しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

（諸制度の活用等）

第9条 市民等及び市は、景観まちづくりを推進するため、地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画をいう。）又は建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定をいう。）その他景観まちづくりに関する諸制度の活用にも努めるとともに、富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）に基づく施策との連携を図るものとする。

第2章 景観まちづくり推進のための施策

第1節 景観計画

（景観計画の策定）

第10条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

第2節 景観計画区域内における行為の制限等

(届出対象行為)

第11条 景観計画区域における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(3) 樹木の伐採（景観まちづくり推進区域に限る。）

(届出書に添付する図書)

第12条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、視覚的な表現方法により景観の変化を示した図その他規則で定める図書とする。

(届出の時期)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、当該届出に係る行為が建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要するものであるときは、当該確認の申請をする前に行わなければならない。

(事前協議等)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出をしようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長と協議するよう努めなければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する協議があった場合において、表情豊かで魅力的なまち並みの形成を推進するために必要があると認められるときは、当該届出をしようとする者に対して、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(届出等を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為(同項第2号に掲げる行為にあっては規則で定める工作物に係る行為に限る。)

で、規則で定める区分に応じて規則で定めるもの

(2) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(報告等)

第17条 市長は、法第17条第7項の規定による場合を除くほか、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行う者又は届出をした者に対し、当該行為又は当該届出に係る届出書、図書その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第3節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第19条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を表示した標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴
(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの
(原状回復命令等の手続)

第21条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、及び法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 景観重要樹木

(景観重要樹木についての準用)

第22条 第18条、第19条及び前条の規定は、景観重要樹木について準用する。この場合において、これらの規定中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、第18条第1項中「法第19条第1項」とあるのは「法第28条第1項」と、第19条中「法第21条第2項」とあるのは「法第30条第2項」と、同条第3号中「外観」とあるのは「樹容」と、前条中「法第23条第1項」とあるのは「法第32条第1項において準用する法第23条第1項」と、「法第26条」とあるのは「法第34条」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他必

要な措置を適切に行うこと。

- (2) 前号に定めるもののほか、景観重要樹木の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

第5節 景観まちづくり活動の推進

(景観まちづくり市民団体)

第24条 市長は、景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）として登録することができる。

2 市民団体の登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録を受けた市民団体が登録の要件を欠くに至ったとき、又はその活動が景観まちづくりの推進に寄与しないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(景観まちづくり協議会)

第25条 市長は、市民等が一定の区域における景観まちづくりを推進する活動を行うことを目的として組織した団体で規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

2 協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定を受けた協議会が認定の要件を欠くに至ったとき、又はその活動が景観まちづくりの推進に寄与しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(景観まちづくり協定)

第26条 協議会を構成する市民等（以下「協議会員」という。）は、景観まちづくりを推進するため、一定の区域を定め、当該区域における景観まちづくりに関する協定（以下「景観まちづくり協定」という。）を締結することができる。

2 景観まちづくり協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観まちづくり協定の名称
- (2) 景観まちづくり協定の対象となる区域
- (3) 景観まちづくり協定の目標及び方針
- (4) 景観まちづくりのための必要な基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりを推進するために必要な事項

(景観まちづくり協定の認定)

第27条 協議会員は、前条第1項の規定により景観まちづくり協定を締結したときは、規則で定めるところにより、当該景観まちづくり協定の認定を求めることができる。

- 2 市長は、景観まちづくり協定の内容が良好な景観形成に寄与するものと認めるときは、当該景観まちづくり協定を認定することができる。
- 3 市長は、景観まちづくり協定を認定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨及びその内容を公表するものとする。
- 5 景観まちづくり協定を締結した協議会員が、当該景観まちづくり協定を変更しようとする場合は、その内容を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、その内容が良好な景観形成に寄与しなくなるものと認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、当該景観まちづくり協定の認定を取り消し、その旨を公表するものとする。
- 6 市長は、前項の届出の内容が第26条第2項に掲げる事項に係るものであるときは、その内容を公表するものとする。
- 7 景観まちづくり協定を締結した協議会員が、当該景観まちづくり協定を廃止しようとする場合は、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該景観まちづくり協定の認定を取り消し、その旨を公表するものとする。

第6節 景観まちづくりの宝物の指定等

(景観まちづくりの宝物の指定)

第28条 市長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建築物等（建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）、優れた景観を眺望できると認められる場所等（景観重要建造物及び景観重要樹木を除く。）を景観まちづくりの宝物（以下「宝物」という。）として指定することができる。

2 市長は、宝物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、その所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、宝物の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知するものとする。

(景観まちづくりの宝物の管理)

第29条 宝物の所有者等は、当該宝物をその価値が損なわれないよう維持管理に努めるものとする。

2 宝物の所有者等（国又は地方公共団体を除く。）は、当該宝物について次に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物等の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 樹木の伐採

(3) 所有権の移転

3 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

4 国又は地方公共団体は、当該宝物について第2項各号に掲げる行為（前項各号に掲げる行為を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、第2項の例により、当該行為の内容を市長に通知しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により宝物としての価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(景観まちづくりの宝物の管理に関する助言及び指導)

第30条 市長は、宝物の管理が適当でないため当該宝物が滅失し、若しくはき損するおそれ又は前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により宝物としての価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該宝物の所有者等に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(景観まちづくりの宝物の指定の解除)

第31条 市長は、宝物について、滅失、き損その他の事由によりその指定の理由が消滅したとき、又は公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除する。

2 市長は、宝物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第28条第3項の規定は、宝物の指定の解除について準用する。

第7節 景観まちづくりへの支援

(景観まちづくりに関する情報の提供)

第32条 市は、市民等に対し、景観まちづくりに関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民等が景観まちづくりに関する情報を交換できるよう機会の確保に努めるものとする。

(表彰)

第33条 市長は、景観まちづくりに貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰するものを決定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(助成等)

第34条 市長は、市民団体及び協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、宝物の所有者等に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する経費の一部を助成することができる。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるときは、景観まちづくりに寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

第3章 富山市景観まちづくり審議会

(富山市景観まちづくり審議会)

第35条 景観まちづくりに関する重要事項を審議するため、富山市景観まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 富山市屋外広告物条例(平成17年富山市条例第228号)の規定によりその権限に属させられた事項

(3) その他景観まちづくりに関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、景観まちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 事実の公表

(事実の公表)

第36条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、

正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による事実の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えるとともに審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の富山市景観まちづくり条例（平成16年富山市条例第27号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日から起算して30日以内における第21条第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「30日前」とあるのは、「前」とする。

附 則（平成22年12月22日富山市条例第65号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の富山市景観まちづくり条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の富山市景観まちづくり条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

富山市の都市計画

編集・発行

令和6年5月

富山市活力都市創造部都市計画課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2105

※本誌は再生紙を使用しています。